

資料集 多摩の講

—市町村史誌掲載の講と頼母子講—

はじめに

本資料集は、編集者が多摩金融史研究会に参加し、多摩地域の各市町村とその部署が発行した通史・資料・史料（以下「市町村史誌」という）に基づき作成したメモが元となります。当研究会の代表を務める麗澤大学経済学部佐藤政則教授に勧められ、整理・公開して研究者をはじめ無尽・頼母子講に興味がある方と共有することにしました。当初無尽・頼母子講を中心にメモを作り始めましたが、やっているうちに講の生命力に惹きつけられるためか、当初の目的を意識しながらも講全体に関するものになってしまいました。

講は、本来仏教經典の講説を意味するものであり、貴族の法会から次第に民間に広がりました。このような貴族による宗教的な講は、村々の信仰に溶け込んで或いは民間の信仰に取り入れられて定着しました。これらの講は、村落などで完結する在地講（村内講）と、遠隔地の社寺や山に代参人を送る代参講の二つに分けられます。現在までその脈が続いています。

講の精神はあくまでもメンバーの親睦にあり、その中で互助的・救済的な思想はぐくまれ、経済的・金融的な目的をとともなう頼母子講も生まれました。即ち、民間に定着した講から時代の必要性に応じて、後に実物無尽とされる萱葺替頼母子講や資金の相互融通を目的とする一般でいう頼母子講が「分家」したと考えられます。但し、その「分家」過程において外国から来たより「先進的な」無尽の要素を取り入れたでしょう。このような講の親睦精神は、町内会とその活動に受け継がれています。現在、僅かに残される旅行講は言うまでもなく、祭りなどからもその面影を見ることができます。

小平市上水本町のうどん会（うどん講）はこの好例です。「小平では、協力同心の目的で集まる場のことも講と呼んでいた」。上水本町では「数年前に膳椀講が解散し講椀は各々に分けてしまい、講がなくなったことでみんなと顔を合わせる機会が減ってきた。そこで、うどん会（うどん講）を作って年に一回集まるようにした」。同じく小平市で、旧野中新田の延命寺檀家の女性たちは念仏を唱えていると同時に、ご詠歌を習い延命寺の行事で披露しています（以上、本資料集 21.小平市（2）講の現在を参照）。

講研究家の桜井徳太郎氏は、「その実質的機能の上から見てゆくと運営方式（編集者注：当番制等）そのものは依然として生き残っている」としながらも、「近代社会の中においては、講という名称は影も形も消滅してしまった」（『講集団成立過程の

研究』吉川弘文館 1962 年、7 頁）と述べています。しかし、多摩地域では、明治・大正や昭和初期はもちろん、少なくとも「市町村史誌」を発行するために行われた調査時点で、少ないとは言えない数の講が現存していました。

例えば、八王子市内をみると、2010 年代前半の調査時に活動していた講は以下の通りです。西部の恩方には、お日待ち、念仏講、山の講、梅花講（法心寺で御詠歌）、御岳講、榛名講など。東部の由木には、念仏講、観音講、三峰講など。西南部の浅川には、念仏講、天神講（新嫁の集まり）、高尾五講（高尾山の有信講、成田山新勝寺の高王不動講、川崎大師に高尾薬師講、青梅市の武州御嶽山と日野市の高幡不動を参拝する両山講、伊勢原市の大山の高尾敬信講の総称）など。北部の加住には、念仏講、横山観音講、大嶽講（檜原村の大嶽神社）など。中央の旧八王子町には、太子講、拜島山本三大師長日護摩講、栄久お花講、高尾講など。このように多くの講があります（本資料集 1. 八王子市（4）現存する講組織を参照）。

なお上記同書 5 頁に「宗教的信仰的講がことさらに観光的色彩を帯びてきたのは明治以降であった」との記述がありますが、多摩の「市町村史誌」からは伊勢参宮をはじめ、江戸時代の道中日記が多く残されることが分かりました。

このような長い歴史を彩る講ですが、多摩の「市町村史誌」に記された頼母子講は、ほとんどが江戸中期から昭和初期までのものになります。

本資料集は、基本的に原文のまま掲載していますが、次のような編集作業を行いました。

- ① 多摩地域の講（頼母子講を含む）に関する各資料を発行元の市町村別に分類し、本書全体を構成しました。
- ② 各資料のタイトル（括弧つきの見出し）はできるだけ原資料のタイトルを利用しましたが、それが内容全体をカバーできない場合、編集者が内容に基づきタイトルを付けました。
- ③ 見出しの後に、編集者のメモ或いはコメント（コメントなしの場合もあり）、文献名、本文の順で記載しました。なお、本文の**太字**は、各資料の項目を示しています。
- ④ [] 内は編集者による要約、【斜体字】内は編集者によるメモ或いはコメントになります。

資料収集にあたって、公益財団法人たましん地域文化財団 歴史資料室から多大なご協力を頂きました。記して感謝を申し上げます。

陳 玉雄

南多摩地域

1. 八王子市

(1) 貸付、伊勢講

【村内の百姓を対象にその経済状況を考慮した恩恵的な貸付、利潤を求める高利貸と寺社名目金の貸付がある。日待も講の重要な行事であり、「愛染講日待」は講形式を採用した仲間だと考えられる。伊勢講：積立金で長期にわたる旅が許される機会を利用する。積立金の貸付も行う。】

『新八王子市史 通史編 4 近世（下）』八王子市市史編集委員会編集、八王子市発行 2017年3月 p 94-101、171-173、402-414

18世紀後半に講、商品・貨幣経済が浸透すると、豪農は農業だけでなく農産加工業・金融業・商業・製造業などいくつかを並行して、多角経営を展開するようになる。…その中で金融業は豪農の多角経営において大きな柱の一つとして位置づけられていた。…その性格は、大きく分けて、利潤を求める高利貸的なものと、相手の経済状況を考慮した恩恵的なものに大別できる（前者の研究の代表として佐々木潤之介『幕末社会論』、後者の代表として大塚英二『日本近世農村金融史の研究』）。 p 94

百姓を助ける貸付：村内における貸付は、その多くは貸手も借手も同じ村に住んでいたため、借手の経済状況を理解していた。そのため貸す側は、よく知っている村民から借金を申し込まれば、少なからず無理をしてでも金銭を融通した。また、本当に借金返済が厳しい場合は返済期限を延長したり、利息を減らしたりするなど、返済条件を変更していた。多くのケースで百姓は土地を担保に金子を借用したが、土地以外を担保にする場合も多く存在した。つまり、借金の方法も、借手の生活状況を考慮して多様であった。〔無利息での借用、同じ相手との継続的な貸借、労賃担保による借用があった〕。これらの貸付けは、豪農と豪商などのあいだでの利潤を求める貸付けとは性格が異なる。豪農は、村内の困窮する百姓に対して恩恵的な貸付けを行い、借手がその経済状況に応じて返済できるよう、臨機応変に対応した。 p 96-98

取引を通じた金融圏：商人や百姓との売買貸借は、だれとでもというわけではなく、ある一定の範囲ごとに行われていた。鎌水村の生糸商人大塚五郎吉を事例に、売買貸借を通じた金融的なつながりを、天保期（1830～44）に限定してみていきたい。…鎌水村の生糸商人大塚五郎吉の場合、天保期には村内外の困窮農民や商人に多くの金額を貸出していた。おそらく、天保期には村内を中心とする恩恵的な貸付をおこなう金融圏と、商売を通じた利潤を求める高利貸を行う金融圏が、二重に形成されたと思われる。 p 98

寺社名目金の貸付：寺社名目金とは、格式が高い門跡寺院や幕府と特殊な関係にあった寺社、御三家、御三卿などが、祠堂金、修復金などの名目を冠して、武士や町人・百姓に貸し付けた金のことである。じっさいの貸付けは、町方の有力商人や豪農層が貸付支配人に任命され、彼らが行うことが多く、庶民金融としての役割が大きかった。

紺屋の仲間組織：紺屋は仲間組織を作り、行司を立てて染物の数を割り当ててお互いの利益を保護していた。嘉永三年（1850）の「議定書」に記されている紺屋は、「愛染講（あいぜんこう）

日待」という仲間を、宿方一人、在方二二人で結成していた（資④914）。 p 171

伊勢講 p 402-412

江戸時代、街道が整備されたことで、遠隔地への移動がそれまでに比べて容易になった。しかし、村から遠く離れた地に旅に出ることは容易なことではなかった。江戸時代、庶民が旅行するさいには菩提寺や村役人が発行する往来手形が必要であり、その発行には何らかの理由が求められたからである。

結婚や奉公・商売などのほかに、旅行の理由として認められたのが、寺社参詣と病氣療養（湯治）であった。寺社参詣は長期にわたる旅が許される機会であったため、信仰という本来の目的のみならず、娯楽としての側面を持ち、伊勢参りであれば農閑期を利用して京・大阪・奈良などにも足を延ばして旅を満喫するようになった。…

各地の参詣者と伊勢神宮を結びつける役割を果たしたのが、伊勢御師であった。御師は手代を全国に発遣して信者の獲得に努めていた。『尾崎日記』をみると、例外はあるものの、上恩方村には正月か十二月に訪ねていることがわかる。…

伊勢までの旅費を捻出するのは、村人にとって簡単なことではなかった。そこで村人たちは「講」を結成し、定期的に金や米を出し合って積み立てた。そして籤引きをして当たった講員が、代表として参詣するという相互扶助的な旅費捻出の仕組みであった。籤に当たると次回から籤を引く権利を失うので、講員はいつか必ず伊勢に行くことができた。

…一年間の掛金は金一分が基本で、一年間で金四～五両ほど積み立てることができ、利息が金二分ほどであった。講員は都合により講を休んだ分を後納することもできた。…

講員で積み立てた掛金は、基本的には代参者を送り出す費用であったが、ときに村人に貸し付けられることもあった。つぎに掲げるのは、伊勢講の積立金から村人が借金をしたときの証文（上恩方町草木家文書）である。

…金二両三分…壹ヶ年に金壹分式朱づつ二・七・九に滞りなく相済まし申すべし。

…天保 2 年（1831）の松木村井草市郎左衛門の道中日記 2 冊から、伊勢参りの旅を見てみよう。
〔表 35 井草市郎左衛門一行の伊勢参りの行程 に道中の観光情報が多数〕（松木井草家文書）

この伊勢参りの旅は総勢 28 人によるものだった。…

講員がそれぞれ負担する費用を、①往路分（伊勢到着時）、②伊勢（伊勢滞在分）、③帰路分（坂本宿・八王子宿）と、道中で精算したようである。費用は、基本的には太々神楽料や宿泊費は講の積立金をあてるが、船賃のように講員個人の懐から出す費用（自分払い）もあった。

(2) 無尽講：藤沢大学講元惣益融通積金主法書 文政 9 年（1826）

【60 回抽籤で 90 両ずつを給付し、残金を「壹ヶ月五拾両壹分之利息（金利月 0.5%）ニ而積立」、貸付で利殖し、61 回目に残りの 240 口に 90 両を割渡す（+2 分引物料）。】

『新八王子市史 資料編 4 近世 2』八王子市史編纂委員会編集、八王子市発行 2015 年 p 382-397

「表紙

文政九戌年

十月改之出ス

惣益融通積金講主法

講元

藤沢大学役所

懸り平山佐次右衛門」

右残金者無滞満会之上講元江申請候事

〔300口取金 90両、壺口掛金 1両、毎年 4,8,10,12月四度に興行、15年 60会〕、初回～鬮引ニ而、毎回集金之内九十両宛壺口江相渡し、残金者左之名前之者順番ニ預り置、壺ヶ月五拾兩壺分之利息ニ而積立致し、前断勘定書之通満会之節金高式万千九百四拾九兩余ニ相成ヲ、残鬮二百四十口江金九十兩宛割渡し之残金三百四十九兩余之内百廿兩者、残り式百四拾口江、壺口分江金式分宛為引物料差出し申候、右の分、

残金積立

合元金壺万式千兩

此利二口合八千式百九拾五兩 p 389-390

(3) 八王子永昌講

【少なくとも出版時までには活動していた。「市町村史誌」ではないが、一つの講の歴史を一冊の本にまとめられた。】

『八王子永昌講五十年史』沼謙吉 編、八王子永昌講事務局発行 1978年 p 1-136

「すでに神社・仏閣に対する庶民の参詣は全国的には江戸時代の元禄頃から定着していた。特に元禄・享保頃から旅や参詣の民衆化が発展して旅は広汎な民衆の習俗となり、民衆生活と打ち切れないほど深いかかわりあいを持つようになった」 p 2 [新城常三『庶民と旅の歴史』NHKブックスからの引用]。…

「八王子永昌講が発足したのは大正 7 年（1918）5 のことである…参詣した講員は 52 人（53 の誤りか）である」。昭和 26 年 6 月の「善光寺永続年参八王子永昌講々則」に「第八条 本講掛金は 八王子振興信用組合に於て毎月集金 各個人別月掛預金として保管す 但し中途に於て引出しすることを不得」 p 45。

八王子永昌講五〇年史年表 p 132-134

(4) 現存する講組織

【少なくとも市史編さんのために調査を行われた 2010 年代前半までに活動している講が少なくない。】

『新八王子市史民俗調査報告書 第 1 集 八王子市西部地域 恩方の民俗』八王子市史編集専門部会民俗部会編集、八王子市市史編さん室発行 2015 年 2 月 p 337-340

お日待と講組織

①お日待

力石の場合、年 3 回のお日待を行われ、これらは総会を兼ねる。…一戸に付き米 3 合と野菜を集め、4 人の当番がご飯を炊いて、ケンチン（けんちん汁）を作った。その他に、狐塚、原小津にあった。

②念仏講

力石の場合：春と秋の彼岸に念仏講を行う。…各家で行ったが、面倒だからということで公民館で行うようになった。…当日はご飯、煮染め、ケンチン汁を作ったが、今は略して茶菓子だけにしている。

その他に、元木、松竹、上宿にあった。

③山の講：1月17日の山の神では、宮・白井・中小津・原小津の各地区でお祭りをした。

④梅花講：昭和58年5月から、中小津の法心寺で御詠歌をする梅花講を作った。開始当初は35名の講員…現在は9名。

⑤代参講：

御嶽講：上宿では、年番2人が代参する。今も続いていて、人数は4人になっている。

榛名講：上宿の旧家だけが参加している。…授かった御札は、2メートル程の竹の先を割って、竹の先に挟み、それを集落の中の3カ所に立てる。…中小津の3組が組ごと（だいたい7～8件で1組）に2人ずつ出し、代参講で群馬県の榛名山に行ったことがある。…昭和10年代に榛名山までの代参を止めてからは、春蚕が始まる前のヒマのある時に寺田の榛名神社に行った。御札の御利益は嵐除けである。御札をもらってくると、組内の家に配り、家々では畑にお札を立てた。

『新八王子市史民俗調査報告書 第2集 八王子市東部地域 由木の民俗』八王子市史編集専門部会民俗部会編集、八王子市市史編さん室発行2013年3月 p289-292

①念仏講

上柚木の場合：10年ぐらい前まで輪番制の宿で春と秋の年2回行っていた。…宿ではヤキゴメや煮染などを作った…宿が回ってくるとその準備が大変である。そのため、やめようということになった。しかし、いったん止めた後に考え直し、平成15年から春と秋の彼岸の入りの日に上柚木会館（旧不動堂）に集まり、お念仏を行うようになった。もう10年ぐらい続けており、現在も女性たちが12人ほど集まっている。宿に集まっていた時には夜であったが、会館になってから午後1時半から集まる。日向と日影に分かれて当番を決め、当番がおひたしやきんぴらなどの食べ物を用意する。また、お花を買ってきて備える。

越野の場合：お念仏は越野全体ではなく、講中ごとに行う。

②観音講

東中野の場合：近年は若い世代になったら人が集まらないということで、平成23年から休講になってしまった。100年以上前から続く講中だった。

大塚の場合：大塚の清鏡寺の観音堂には、「回り観音」といって、集落から集落へ回した観音像とその厨子がある。厨子は背負えるようにできている。…「回り観音」は各地の観音講が行い、各地区の世話人が仲介していた。この講を大悲講と呼んだ。…観音が地域を回る習慣は戦後間もないことに亡くなってしまった。

③代参講

三峰講：現在は代参に行く家で御眷属を持っており、「越野三峰講」の名になっている。三峰講は現在13軒、永林寺のある下柚木は全戸抜けた。越野は4軒くらいで、他に大塚や町田などから参加する町田の人は越野から出た人で、以前は越野の家々は大体入っていた。

他には、御岳講、大山講、麻生の不動様がかった。

『新八王子市史民俗調査報告書 第3集 八王子市西南部地域 浅川の民俗』八王子市史編集専門部会民俗部会編集、八王子市市史編さん室発行 2015年2月 p 337-340

①念仏講

原宿：かつて、原宿念仏講は一つだった。その後件数が増えて、60軒ぐらいになってから、現在の甲州街道のコンビニエンスストアから西側をうえ、東側を下にとして、30軒ずつに分けた。…以前は月並念仏のほか、春の彼岸・盆・秋の彼岸と年3回念仏を行っていたが、現在は秋の彼岸だけ念仏を行う。

原：女性だけで男性は参加しなかった。講中で念仏を行うので、原町会には5つの念仏講があり、各講中では念仏が少しずつ違っていた。…平成20年ころから原町会全体で行うようになり、春秋の彼岸と盆の年3回に有志が20人ぐらい集まって、町会の会館で行うようになった。

摺指：平成20年ころまでは、毎月念仏を行っていた。…平成25年現在は、宿性がなくなったので、常林寺の本堂に集まり、回数も年2回になり、春と秋の彼岸の明けの年2回行っている。ほかにも、念仏には人がなくなった後に行う「悔み念仏」があった。…現在は春も秋も昼間から始まる。

小仏：名称は「小仏念仏講、婦人法正会」で、月並念仏と法事念仏を行った。…月並の宿が回る順番が決まっており、宿の家は講員に食事を出した。念仏講は女性たちの娯楽の場であり、情報伝達の場であったが、女性たちの仕事が忙しくなると、宿の家の都合が良い日に月並を行うようになった。…高齢化が進み、春と秋の彼岸、お盆、新盆、葬式後の念仏だけにしたが、平成20年ごろに中止してしまった。…念仏の方法は、姑が口伝えるというものだった。小仏の念仏講では鉦や数珠を使わず、念仏を唱えるだけだった。

②天神講

摺指：天神講は1月24日に行う嫁の集まりであった。これは嫁のお日待で、前年に結婚して町会に入ったソウリョウ（跡取りの長男）の嫁が紹介され、天神講で地域の仲間入りをした。…古くは宿を順に回って女性たちが集まったが、後に倶楽部（集会所）に集まるようになった。

③参拝講：高尾五講

高尾山の有信講、成田山新勝寺の高尾不動講、川崎大師の高尾薬師講、青梅市の武州御嶽山と日野市の高幡不動を参拝する両山講、伊勢原市の大山の高尾敬信講の5つを総称して高尾五講という。有信講は戦前から活動している。平成26年9月にJR高尾駅近くの米穀店の店主が講元を務めることになった。…毎年9月3日に講中で参拝する。講中には浅川地区の人々が多く、薬王院の檀家総代が講元になっていた。近年は講員の勧誘を行い、相模原市や近隣の地域の人々も参加するようになった。浅川地区の各町会に有信講の世話人がおり、講員は世話人か会計まで講金を届けた。有信講では、薬王院からなで木を拝受し、体の悪いところを擦ったなで木を高尾山の火渡り祭の護摩で焚いてもらう。最近の参拝では、薬王院の山主（住職）が本堂で護摩祈禱をし、護摩札を拝受した後は境内の客殿で直会をする。

『新八王子市史民俗調査報告書 第4集 八王子市北部地域 加住の民俗』八王子市史編集専門部会民俗部会編集、八王子市市史編さん室発行 2015年3月 p 342-344

①念仏講

宮下の場合：戦時中に一時中断した…現在、宮下町開谷の念仏講には6名が参加する。仏様のことなので、宿が回る順番は、通常の見聞板を回す順とは反対に回している。

留所の場合：旧留所村の加住1丁目では、春と秋のお彼岸に念仏が行われる。春は観音様のお念仏で、女性が寶印寺の観音堂に集まって百万遍の念仏を唱える。また、秋は寶印寺の本堂に集まる。この時、数珠[ずず、じゅず]を回しながら念仏を唱えるが、近年は人数が減ってしまったので、数珠を三角形に回すようになっているとのことである。

横山の場合：旧横山村の滝山町1丁目では、女性の念仏講と男性の観音講を現在も行っている。昔は夜に個人の家を宿として念仏講を行ったが、現在は念仏講は昼間に会館で行う。観音講は会館で現在も夜に行われる。念仏講は年に6回、春秋の彼岸に一回ずつ実施するが、日程は当番の都合で決める。講中の集まりの他、講中の家で葬式があると、通常は喪家で念仏を上げる。

②観音講

横山観音講：もともと22軒の戸主が参加する行事だが、現在は14～15軒の戸主が参加している。年に4回あり、日程は当番の都合で決める。…かつては葬儀が終わった夜に観音講が喪家を訪れて、弔[とむら]いの念仏を唱えたことがあった。観音講の念仏が終わると、女性の念仏が供養をした。戦中に観音講は一時中断したが、戦後になるとまた始めた。今は厄除神社の社務所に観音が納められており、そこで行事を行う。

③参拝講

御嶽講、榛名講：昭和30、40年代まで…

大嶽講：西多摩郡檜原村の大嶽神社へ、4月の末ころに2名代参する。代参から帰ると、年番の宿でオヒマチ（お日待）が行われ、年番が回り番でヤド（宿）を勤めた。現在は、個人宅の倉庫を宿代わりに使っている。かつてのオヒマチでは、蕎麦を打ったが、現在は仕出し弁当を購入している。

『新八王子市史民俗調査報告書 第5集 八王子市中央地域 旧八王子町の民俗』八王子市史編集専門部会民俗部会編集、八王子市市史編さん室発行 2016年3月 p 372-376

①在地講：建築組合の太子講

太子講の主催は聖徳太子奉賛会で、八王子南多摩建築組合が主体となっている。台町で豊店を営む奈良定男さん（昭和六年生）によると、八王子南多摩建築組合は八王子市域の建築関係諸職の組合の連合会、昭和三十四年に結成された時には「職別連合会」と称した。

昭和三十年、八王子市と近郷6か村の合併を機に、聖徳太子奉賛会が発足した。…昭和35年（1960）5月太子堂・太子像が完成した。以来正・5・9月を恒例の祭とし、団体ごとに太子講を開催した。…昭和58年、関係12団体をもとに聖徳太子奉賛会は改組し、再発足した。…写真太子講の様子（平成27年5月23日）。

②参拝講

豊川職栄講：愛知県の豊川稲荷に参詣する講。講員は工務店に協力してくれている八王子市の各種の職人が多かったという。講員は50～60人で、多い時には70人ほどいた時もある。参拝の時期は9月の終わりで、よく台風と重なったとのことである。…講員の高齢化のため講は10年ほど前にやめた。

拜島山元三大師長日護摩講:昭島市の拜島大師に参詣する講。毎年4月第1日曜日に参詣する。かつて講員は50~60名いたが、現在は30名ほどである。

栄久お花講:八王子市街を中心に組織され、八王子消防記念会が主体となる講。…会員は20~70代まで幅広くいる。高尾山薬王院の七堂伽藍[がらん]に「お花」を供えることで、元来は山開きを行う前に山内に花を供える役目を担っていた。…現在、栄久お花講として山に花をあげる行事は、薬王院の春季大祭の中に組み込まれている。…昭和30年代前半から稚児[ちご]行列や獅子舞と合同で大祭に参加するようになった。栄久お花講も行列に参加して、11丁目茶屋から造花を飾った花籠を担いで出発し、本堂まで向かうのだが、道中に木遣を唄う。さらに、講の隊列が境内の護摩受付前まで来ると、ここでは階子乗りを奉納する。その後、「お花」を境内の七堂伽藍に奉納する。

八王子高尾講:八王子市内の建築関係の職人たちが中心となって構成し、高尾山を参拝する講。…昭和25年経師職人の田中重雄さんが講を発足させた。…現在は講元1名の他、14名の世話人がいる。2代目の講元まで、講元の一存で世話人を決めていたが、3代目講元になってからは正月の総会で、講員の推薦を受けて決めている。…発足当時は職人が主体の講であったが、現在の講元が世話人となった昭和44年ころから、信仰面ばかりを宣伝するのではなく、「高尾山では一日楽しめる」という内容で募集した。それ以来、職人らの顧客を中心に夫婦や子供連れでの参加を積極的に呼び掛けるので、女性や子供の参加者も増加した。そういう工夫の結果、講員の数は200名近くなる時期もあった。現在の講員は職人だけではなく、会社勤めの人もあり、講員の居住地は八王子に限らず、東京都区内や隣接市の人もある。だが、近年は講の参加者が減少傾向にある。これは参拝者を束ねる世話人が参加できなくなり、世話人についている人たちも講で参拝しなくなったからである。

八王子高尾講としては、毎年5月第1日曜日に団体での参拝を行うが、参拝の前日は世話人一同が「山だち」の成功を祈願のため講元宅に集まり、講元宅の飯縄権現像に酒を供える。この他に講元と世話人は、1月末から2月の間に新年会を兼ねた総会を開く。1月1日の迎光祭、2月の節分会では講員の中から希望者を募り、行事に参加する。3月の火渡り祭には、講元が講を代表して参加し、総会時に希望する講員に配布した「なで木」(体の患部を撫で、火渡り祭の柴灯護摩にその木を投じると患部が治るといわれる護摩木の種類)をまとめて持参することが役割となっている。

2. 町田市

(1) 講中・組合単位で行う講、頼母子講

【宗教講は「講中」・「組合」という近隣集団の単位で行い、またその場を地域の決め事を行うことが多い。宗教講と近隣集団がかなりの程度で一体化した。頼母子講は、事業資金の調達を目的とするものと、寺社改築基金、学校資金の調達を目的・発起のきっかけとするものがある。それに参加するため、構内に本籍を有する戸主であるか、その戸主の紹介が必要となる。】

『成瀬——村の歴史とくらし』成瀬郷土史研究会編集・発行1985年9月p110-115、294-299
村の沿革

成瀬（ムラ）の内部は 10 の「講中」という近隣集団に分かれていた。…講中の内部が、二つとか三つとかの「組合」という近隣集団に分かれている。…講中、組合の家々は互いに以下のような交流（講中付き合い）がある（組合と講との手伝いにおける違いは、基本的には、組合は手伝いが必要な場合には必ず出て仕事を行うが、組合以外の講中の家々は組合で行いきれない場合に手伝うというところにある、と言われる）。葬式において講中で穴掘り役（男）を出す。また、組合は各家二人（夫婦）が葬式前日から手伝い、また、大きい規模の葬式や堅い家の葬式など、場合によっては組合以外の講中が各家一人（主人）で葬式当日に手伝う。ナノカのアトザシキで組合または講中の女の人たちが念仏を行う。葬後の供養の機会に組合など近所が参加する。…

結婚式において、多くは組合が各家二人（夫婦）が参加し、普通その主人が宴席に招かれ、妻は手伝い（勝手）をした。結婚式で男が手伝う用事はそれほどなかった。…出産に際して組合など近所から食品が贈られた。長男や長女の初節句のとき、組合など近所は贈り物をし、招待され、贈り物を贈られ、また手伝い（勝手）も行う。…講中単位で稲荷を祭る例が多い。そしてその単位で初午の行事を行い、またその際に講中の寄合いがあった例もある。セーノカミを講中で行う。春の社日の地神講を講中単位で行い、この席で講中の決め事を行った例もある。雹祭りを 4 月 1 日に講中単位で行い、またこの機会を利用して講中の決め事をした例もある。戦前には、榛名講が講中単位であり、榛名山への代参から帰ってきて雹祭りを行った。講中で堰普請をし、堰番を出した（鞍掛）、9 月 1 日に風祭りを講中単位で行い、また、この機会に講中の決め事を行った。

p 111-113

講と信仰

…念仏講、梅花講、榛名講・御岳講と代参講、大山講のほか、古峯講、富士講、秋葉講、伊勢講などがあった。 p 294-297

頼母子講 p 297-298

明治のころから昭和初期にかけて、各講中において、頼母子講が盛んに行われるようになった。頼母子講は「頼む」という言葉から出たと言われており、鎌倉時代に発生した互助的無利融通組合である。一定額の掛銭を出し合い、これに対して抽選によって一人の落札者を定める。落札者は以後入札の権利を失い、掛銭を出す義務のみを負い、未落札者は以後いつでも入札する権利を保有し、会員が落札を終わると「済」または、「満」と言って終了する仕組みになっている。成瀬における頼母子講の会員は、「何人タリトモ加入スル事ヲ得」としながらも、戸主であって本籍を有する者に限定し、その講内に居住する戸主の紹介を必要とした。紹介人は引受義務、満会までの一切の責任を負わされた。また、会員は開会日時には必ず参集し、満会に至るまで掛金をすることとされ、万一、違背者のある時は、その引受人において掛金を負担することとされた。子の掛金は各講ともおおむね一口 2 円前後であり、抽せんにより当選者を定め、当選者は次回より満会に至るまで掛増として、金 40 銭前後を掛金に附加し納入させ、次回より順次当選者に割増交付した。

この当選金は、おおかた事業資金として使用されたが、業者に売買されることもあった。また、三ツ又の頼母子講のように、稲荷社改築造成を目的として設置され、加入者に金 2 円を稲荷社改築基金として奉納を義務づけるものや、学校資金のために設置された成瀬学校貯金頼母子会のよ

うなものもあった。

(2) 講集団と民権家たち（新井勝紘 解説）

【一般的に宗教的な講から出発し、「萱替講」などの経済互助的な講へ、さらに金融目的の頼母子講に発展し、頼母子講の主要目的或いは発起のきっかけも親の救済から純粋な資金融通に変化したと言われている。町田市における民権家などの共通のメンバーを有する3つの講は、頼母子講として講員の資金融通の基本を有しながら、付随的な目的或いは発起のきっかけが寺院の修復（①至心講）から、経済利益の追求（②大成講）へ、さらには講員の救済（③共融講）に発展した。そのうち、②大成講は本来の頼母子講として、取金（給付金）を受けるためには確実な担保、2名以上の保証人が必要となり、共同性を強固にするためだと考えられる。これに対して、中国の「合会」の場合基本的に担保も保証もないのは一般的であった。この講は、中心人物の経済的没落に伴って崩れたが、講自体の構造上の原因で崩れるリスクが低いといえよう。

最後の「信義会」は債務整理のために作った講である。元の約束に関係なく、一律金額が100円以下の貸借が年利15%（月1.25%=20円につき25銭）、100円以上のものが年12%にした。】

『町田市史史料集 第八集 自由民権編』町田市史編纂委員会発行 1973年3月 p151~177、296-297

解説

町田市域の明治期史料を少し注意してみると“講”という組織に気が付く。明治前期に結成、あるいは継続している講組織は、ここであげた「至心講」、「大成講」、「共融講」、「養誠講」、「頼母子講」以外にも「糴融講」、「総益講」、「倭文講」、「永続講」、「崇倭講」、「共益講」、さらに「萱（茅）替講」、「三峯講」、「伊勢講」、「床場頼母子講」、「渋谷仙二郎無尽」、「円福寺無尽」、「宏善寺協力講」、「油屋無尽」、「金井山無尽」など数十の無尽や講組織が存在していたことがわかる。

〔機能：①宗教的機能、②「萱替講」のように共同労働を目的とするようなユイ的機能、③庶民金融的機能。〕“講”は中世の僧尼の仏典講究のサークル研究活動という、宗教的儀礼型態を始源としたもので、中世から近世、近代へとその機能や型態をさまざまに変質させながら、日本の地域社会のなかに定着し、村落共同体のムラ寄合として共同体維持の重要なファクターになっていた。信仰的機能、社会的機能、経済的機能と地域社会のあらゆる場面で諸機能を発揮し、人間集団の結合関係を補完、強固してきたといえる。…桜井徳太郎（『講集団成立の過程』）：「講はまさに歴史的にも地理的にも日本社会の相対的縮図である」と断定され、講集団の組織や機能を明らかにすれば、日本の地域社会の持つ諸特徴を看取することができるといわれる。それはまた逆に、地域社会の構造的特質が講集団そのものの性格を規定しているともいえる。p151-152

講の実態と構成員 p 153-158

講元、創立委員、世話人、講元引受人、会主、幹事などと称される講結成の発起人や加入者である講員には、この地域最大の民権学習組織——武相懇親会員 19人、更に同時に自由党員である人 11人というようなメンバーを数え、かたちをかえた民権集団ともいえる。…かれらを取りまく当時の絶対的窮乏化のなかから誕生してきた庶民金融的、相互扶助的講集団である。…殖産起業家コースをとるグループ（青木正太郎、成内颯一郎、林副重など）が武相銀行や東海貯蓄銀行、甲子会社など銀行および銀行類似会社という新しいタイプの利殖金融機関を創設した時期と

符号（ママ）する。この相異の意味は大きい。講組織にはあくまでも心縁的性格が底流にあり、はげしい収奪とか苛責なまでの取りたてという事態は生まれにくいのである。〔表1 講集団と民権家の関係 p 157〕

①至心講：親頼母子で、講元の花厳院に大益をもたらすことを承知の上で参加されるよう、その主旨を明言している。じっさい加入者は一口あたり 20 円の寄付を義務付けられ、総計 510 円が修復費として集まるのである。ひろく豪農層に心情的共感を得られる寺院本堂の修復の目的を果たしながら、若干の利足をあわせて得ることになる加入しやすい講であった。…のちの大成講や共融講集団の母体にもなる。

②大成講：創立の目的は規約上明確に表明されていないが、講元が至心講と同じく花厳院住職、津田宥算であり…厳密な規約条文——①講金の半額相当の地券を抵当とする（公債証書の場合も時価相当としなければならない）、②戸長役場の公証を得た年賦預金証書の納入、③2名以上の保証人の設定という厳格な条件を充足してはじめて講金を獲得できる。〔共済的金融組織〕。年に三回の講集日に遅延した場合や掛金延滞の罰則にいたるまで規約化することは、近代的金融機関である銀行や類似会社の規約に匹敵するもの。…（講金は）直接民権家の手元に流れる場合もある。…志士型豪農自由党員と呼ばれる石坂昌孝は、…増税や物価暴落という経済変動期の新しい事態に対処しきれずに、家財をみるまに減少させていくのは事実である。この厳しい現実のなかで民権学習運動を在地から巻き起こし、持続発展させる努力は物心ともに大変。〔借金→返済の催促→延期申入れ→延期→督促という悪循環を何回となく繰り返している〕。こうした現状の中で、大成講が結成された。だが結局は、（史料 73）に見るようにわずか 2 年間しかもたない。…没落の一途をたどる石坂らと講金取戻の裁判闘争にもつれこむ事態になるのだ。じっさいに掛けた元金さえも講員に返済できず、ついに廃講におこまれてしまう。そこではあれだけ厳重に定めていた講規約も有名無実のうちに適用されないで終わったようだ。 p 154～156

③共融講：明治 16 年 8 月設立、…都築郡栗木村の飯塚民右衛門〔名主。その子民治郎が副戸長。ともに民権運動家〕家の経済的窮迫を救い、その再建を援助するために講（無尽）を創設したと考えられないか。そして町田地域の会員については民右衛門の甥にあたり、古くから親縁関係にある金井村の草薙鶴吉が、既に融貫社や自由党などの結社を通じて知友となったひとびとに積極的な勧誘をしたと思われる。…ここでの講集団分析も、村落社会の底に長い間生きてきた“氏神（産土神）信仰”に由来する“結”や“講”と重ね合わせてみる方法が欠けていることはたしかだ。～ p 158

資料

69 至心講連名簿（勸発大旨） p 158

…会頭者大益ニ相成候仕法ニ御座候間、御算当御承知之上御加入被下候。

一 壹ヶ年三会宛三拾会拾ヶ年ニ満会之事

…

一 闇当り御方ハ次会～満会迄金四円宛ハ掛被成候事

但初会御当り之方ハ式会目三会目金五円ツヽ、式会目御当り之方ハ三会目金五円、四会目～満会迄一統金四円ツヽ御掛被成候事

- 一 式拾六会目～ハ子方掛金懸リ不申候事
- 一 御加入被下候御方壺口ニ付金式拾円御寄付之御姓名永代掛札ニ致置候事
- ...

至心講仕法

- 一 闔数三拾本
 - 闔当り取金百円也
 - 掛金集金割合
- 一 初会 壺口ニ付 金拾円掛
 - 集金三百円也 闔当渡金百円也
 - 残而金式百円也
- 一 式会目 壺口ニ付 金九円掛
 - 集金式百七拾円也 前同断
 - 残而金百七拾円也
- 一 三会目 壺口ニ付 金八円掛
 - 集金式百四拾円也 前同断
 - 残而金百四拾円也
 - 三会余金
 - 金五百拾円也 寄附
- 一 四会目 親三口 金四円ツゝ
 - 子式拾七口 金三円式拾六厘六毛
 - 集金百円式拾銭 前同断
- 一 五会目 親四口 金四円ツゝ
 - 子式拾六口 金三円式拾三銭三厘三毛
 - 集金百円六銭六厘六毛 前同断
- ...
- 集金 惣計三千五百五拾円七拾五銭八厘三毛
 - 内金三千四拾円 御連中江渡金
 - 金五百拾円七拾五銭八厘三毛 寄附
- 一 初会ニ闔当之御方、初会～満会迄掛金合百三拾五円也
- 一 満会迄闔不当方、初会～式拾五会迄掛金合八拾式円八拾八銭三厘三毛
 - 満会取金百八拾六円也
 - 差引 金三拾三円拾壺銭六厘七毛 利足ニ成ル

70 大成講創立規約案 p 161

71 大成講掛金記録 p 163

72 無利足年賦預金ノ証 p 163

73 講金取戻之訴状 p 164

74 大成講株主取調帳 p 166

75 共融講設立方法 p 169

76 共融講方法 p 170

77 養誠講仕方簿 p 171

78 下小山田村の講の記録 p 173

79 頼母子講申合規則 p 174

124 信義会規約（明治 17 年 9 月、南多摩郡森野村） p 296

第一条 本会ハ会員各自交際上専ラ信義ヲ重ンズル者ヲ以テ結成スルカ故ニ信義会と称ス

第二条 …会員中金銭貸借上ノ利子額ハ左ノ項目ニ準拠シ受授スルモノトス

第一項 金百円未満貸借上利子払渡シハ、元金額エ対一ヶ年一割五分の割合タルベキコト。
但シ元金二十円ニ付一ヶ月金二十五銭ニ当ル

第二項 金百円以上貸借上利子払渡シハ、元金額エ対シ一ヶ年一割二分の割合タルベキコト
〔これまでの債権債務の処理。南多摩郡森野村、会員四十九名——明治九年森野村全四十七戸〕。

(3) 明治中・後期金融と市場

【明治 10 年前後には各村には「無尽」「講」が一種の流行となったが、国立銀行同様前近代的なものであったと。】

『町田市史』下巻、町田市史編纂委員会 編 町田市発行 1976 年 3 月 p 660～665

町田市域の明治初期における金融は、幕末期から引き続いて「無尽」「講」などによる方法が広範に行われており、明治一〇年前後には各村々にはこれらの「無尽」「講」が一種の流行のごとき観を呈した。安政開港以降、元町田村の市場はまゆ・糸の取り引きで、仲買商などの資金需要があり、他方では土地売買、質入れなどによる金融も必要であった。市域の「無尽」「講」団体は極めて多く、「無尽」では「渋谷仙二郎無尽」「円福寺無尽」「油屋無尽」「金井山無尽」等があり、「講」では「至心講」「大成講」「共有講」「養誠講」などのほか「糴融講」「総益講」「倭文講」「共益講」など多くの名称があり、数十に上るといわれた（史料集八の 151～2 頁）。

しかし、これらの「無尽」「講」はいずれも旧時代からの伝統的な方法を踏襲しており、いわゆる庶民金融としての相互扶助、あるいは一定の事業目的のためのみのものか、金利の取得だけに限定され、生産および再生産のための投資という段階に進展しなかった。前述のように乱立した多くの国立銀行がそうであったが、市域の多くの「無尽」「講」もまたその資本の性格はまだ前近代的であったといえよう。さらにこれらの「無尽」「講」に寄せられた基金の供与者は、一部の例外を除き村内の地主あるいは上層農であった。明治当初から一〇年前後に成功をきわめた「無尽」「講」は、貨幣経済の進展に対応する地主経済の資金補完の域を出なかったのである。

〔明治 29 年 8 月町田銀行は地主たちによって 5 万円で設立され、頭取は森野の渋谷亀蔵であった。〕明治 20 年から 30 年にわたる間、地主制が確立し、さらにその寄生化が進展するなかで、我が国の各地に小規模な地方銀行が簇出したが、町田銀行もまたその一典型事例であった。つまり地主資本の銀行形態である。…渋谷家の明治 35 年度の「予算」において小作米金を除き、収入総額 1346 円 96 銭 7 厘のうち、「株式」収入 363 円 19 銭、「利子」収入 197 円 42 銭 9 厘、計 560 円 61 銭 9 厘で収入総額の 41.6%に当たり、その「株式」は町田銀行株の配当であるところをみると、町田銀行は地主経済の補完部分であることがわかる。明治 41 年瀬谷銀行（神奈川県

鎌倉郡瀬谷村の地主小島政五郎創立)町田支店が開設され、市域では町田銀行以上になじみの深い銀行であったといわれている。町田銀行が 1928 年 11 月に鎌倉銀行に吸収合併され、それも 1941 年 10 月に横浜興信銀行と合併し、さらに 1955 年に横浜銀行と改称されたが、それはすでに地元資本の姿ではない。

3. 日野市

(1) 信仰と講

【昔は村全体の行事であった庚申講は、市史編さん時には規模が縮小されたり回数が減らされたりする。中には、親類同志の団らんの場になったものもある。念仏講は昔農村の女たちの唯一の救い・楽しみであり、市史編さん時も横丁の四谷・北原などの地区で活動している。】

『日野市史 別巻 市史余話』日野市史編さん委員会発行 1989 年 3 月 p 334-355

日野の庚申塔と庚申講 p 334-339

〔60 日に 1 回〕庚申の夜には、体内にいる三尸の虫が眠った人の体内から抜け出し天に上り、天帝にその人の罪を告げる。その罪状によりその人の寿命が短くなったり、死に至ったりするので、これを防ぐために庚申の夜は夜どおし眠らず善行祈念しなければならない、という信仰が中国に生まれ、我が国に伝わってきた。…西暦 838 年には、わが国ですでに庚申の行事が行われていた…宮中行事としての御庚申・御庚申御遊が、やがて鎌倉時代には武士層に、そして室町・江戸へと時代の推移とともに庶民の間にひろがっていった。

江戸時代の中期になると庚申信仰はまったく庶民のものとなり、…庚申塔の造立はこの後も明治・大正・昭和と続き、沖縄を除く日本全国で行われた。…

庚申塔と共に庚申信仰が盛んに行われていたことを示すものに庚申講の日に掛ける掛軸がある。市内には下田の生沼家、日野の谷家、新井の平家、日野仲宿などに残っている。各地の庚申講の掛軸の存在から、かつては各地で庚申講が盛んに行われていたと思われるが、現在市内では、新井の平家一族の 9 軒、落川上河内の庚申会のみになってしまった。

平家に伝わる庚申講：春と秋の庚申日には当番の家に集まり…深夜の 12 時まで世間話をして散会する。飲食の費用や米は当番の家で持ち…昔は村全体の行事であった庚申講も、今では親類同志の団らんの場になっている。

落川上河内の庚申会：春秋の二回、春は男、秋は女が「庚申崇敬」と「会員の相互親睦善隣共栄」を図るために、11 軒の人々が当番の家に集い、部落の諸問題や世間話などをする。昭和 51 年からは年 1 回春の庚申日に行うことになり、男女の区別もなくなった。費用は当初出席者 1 名 200 円だったが、現在は物価の上昇にともない 2000 円になっているとのことである。

馬頭観音 p 340-345

変化観音の一つである六観音または七観音の一つにも数えられ…頭上に馬頭を頂いているところから、庶民の間に午の守護仏として信仰されるようになり、江戸中期頃より盛んに造塔されるようになった。…日野の石仏類の造立時期をみると、地蔵は延宝 2 年 (1674) より現在まで焼く 300 年間連綿として造立が続いているが、庚申塔は貞享 2 年 (1685) にはじまり、元禄頃より増加し、宝暦・明和 (1751~72) にピークを迎え、文政 (1818~30) 頃より急激に衰え、明治に

なると全く造られなくなってしまう。馬頭観音は、庚申塔造立の衰え始めた安永 9 年（1780）に初めて見られ、庚申塔と入れ替りに増加して幕末にピークを迎え、数は減ったが、明治・大正・昭和と絶えることなく造立された。多摩の各地でも、庚申塔に遅れて馬頭観音が出現している。

念仏講と徳本上人 p 346-350

日野市内には今でも念仏講が続けられている地域がある。念仏は昔から働く一方で楽しみの少なかった農村の女たちの唯一の救いであった。念仏は毎月一回行う熱心な講中（念仏の仲間）もあれば、春秋のひがにゃ 4 月 8 日の花まつり（お釈迦さまの誕生日）に行うところもあった。…江戸時代に日野の念仏が盛んになった原因の一つに、徳本上人の布教があったと思われる。

〔少なくとも 1700 年頃には日野の念仏講は成立していたものと考えられる。現在も横丁の四谷・北原などの地区で行われている〕。

現代の代参講 p 351-352

今年（1987）の 4 月 30 日、宮地区では御嶽講の代参があり、部落代表 3 人が御嶽神社（青梅市）に参拝し、御師（神官）からお札を頂いて帰り、17 軒の講中に配ったり四辻に立てたりした。…講の代参は常日ごろはあまり話すこともない人々と行動し、飲食を共にし、自然の中を歩くのだから、とても楽しいものである。…日野には今でも御嶽講と大山講が続けられている地域がいくつもある。四谷では講中は 26 人で、4 月 8 日前後に代参の者が御嶽神社に行っているという。〔万願寺、新井、宮、高幡、下田も続いている〕。

(2) 富士講と道普請

【富士講は、江戸時代中頃から信者がまとまりをもつようになった。さらに幕末には道、堤防及び橋梁などの普請も行っていった。】

『日野市史 通史編二（下） 近世編（二）』日野市史編さん委員会発行 1992 年 3 月 p 118-120

江戸時代後期になると日の地域に、富士講が広まっていった。富士講は修験道の影響が強く、富士山を信仰対象とし、富士登山することで宗教的実践とした。富士山を信仰するのは江戸時代以前から行われたのであるが、富士講として、信者のまとまりをもつようになったのは江戸時代中頃からである。…日野地域の人々が、富士講の活動を目の当たりにしたのは、富士講の人達による、この地域の道普請であった。

富士講の人達が、公共土木の仕事に奉仕するようになったのは幕末のことであるが、それは道普請だけでなく、堤防普請や橋梁の架設・修理に及んだ。

(3) 無尽・質屋・その他：屋根葺替儀定名簿、共立社

【136 共立社：確實ナル抵当ヲ以テ貸与金ヲ為スヲ以テ本業トス。(60 会目まで取退) 無尽で出資金を募る貸金会社だと考えられる。発起同盟（社務負担）→創立同盟（1 人が五伍以上を募る）→加入同盟（5 人を 1 伍、125 伍を 1 聯。伍長、5 伍に取締り一人）。積金 1 人 1 円。】

『日野市史史料集 近代 3 産業経済編』日野市史編さん委員会 1982 年 p 324-338

131 年次不詳 共融会社臨時総会議案 p 324

132 明治四年二月 百草村質屋渡世人書上帳 p 325

134 明治十三年七月 質取高取調書 p 329

135 明治十三年十一月 屋根葺替儀定名簿 p 329

- 一 万々一事故有不懸人有之節ハ組合及親類ニテ調金致事…
- 一 落鬮金之儀ハ世話人中江預リ置屋根葺換其諸費ニ相渡シ可申事

136 明治十四年三月 共立社創立要目〔貸金業+無尽〕 p 331-335

… 第一項

- 一 本社營業ハ動不動産ノ別ナク確實ナル抵当ヲ以テ貸与金ヲ為スを以テ專業トス
但シ貸与金ハ制規ノ利子ヲ持テ六ヶ月ニ月賦返還ス可シ而シテ百円以上ノ金ヲ借ラント
スルモノモ其金高ニ准シ制規ノ利子ヲ用ヒ期限其他總テ示談ノ上貸与スルモノトス

第二項

- 一 本社ハ他府県各地方ニ支社ヲ置キ東京ニ本店ヲ設ケ之レヲ總括スルモノトス
但シ当分八王子ヲ以テ本店トス …

第四項

- 一 本社は同盟ヲ分ツテ三等トス一ヲ發起同盟トシ一ヲ創立同盟トシ一ヲ加入同盟トスルモノ
トス …

第六項

- 一 創立同盟ハ一名ニシテ加入同盟五伍以上募ルヲ以テ其責任トスルモノトス …

第八項

- 一 本社同盟ハ五人ヲ以テ一伍トナシ百二十五伍ヲ以テ一聯トナスモノトス …

第十一項

- 一 本社積金ハ一伍金五円ニシテ一人金壹円ヲ出スモノトス

第十二項

- 一 本社ハ抽籤法ヲ設ケ毎月一伍宛当籤シテ毎月一伍ノ当籤人エハ毎月積立タル金員二年一割
ノ利子ヲ添へ其積立金元利共即日之レヲ渡スモノトス

第十三項

- 一 当籤人ハ其当籤ノ翌月ヨリ積金ヲ要セスその不籤当人モ滿五ヶ年以上ハ積金ニサルモノト
ス

[1 聯單位 61~125 回は積金なしで当籤者も渡金+金利据え置き、残金を資本株金や諸費に、
1 株 50 円 1 聯 625 株。1 社（聯）に任期 1 年の頭取幹事監察の三役を一同の投票で選出（被選挙
人は 15 回以上の積み金）。死亡者の権限相続可——死亡時その 1 聯の人 1 名 50 錢をその存続人
に贈る。]

第十七項

- 一 金三萬千弍百五拾円ノ株金ハ一株金五拾円トナシ一社即チ一聯六百二十五株ニ分チ同盟一
伍五株一名一株ノ株券ヲ所有スシムルモノトス …

第二十四項

- 一 本社同盟結約ヲ為シタル者若シ脂肪シタル時ハ其ノ脂肪シタル人ノ権限は總へて其相続人
タル者之ヲ繼續スルモノトス

第二十五項

一 本社同盟ハ共立者ノ旨ヲ確守シ懇和親睦ヲ必要トシ若シ同盟中ニ於テ其同盟者死亡スル時ハ其一聯ノ人名数ニ依リ一名金五拾錢宛出金ヲ為シ之ヲ其相続人ニ贈リ同盟交誼ノ義務ヲ尽シ永ク此社ノ保存隆盛ヲ企図スルモノトス

〔発起人神奈川県下南多摩郡八王子駅 3名、西多摩郡多摩村 3名、同瀬戸岡村 1名、同下長淵村 2名、東京府下下谷区 1名〕

（「利算表」は省略した）

（日野 天野清範家文書）

137 明治 15 年 1 月 共同社関係金円預り証 p 335

一金百円也

右ハ共同社拾七会目今般拙者へ落札ニ相成候ニ付前記之金額正ニ受取預リ置候也依テハ本年ヨリ明治二十三年十月迄テ毎年一月四日七月十月四会壺会ニ付金弍円五十錢ツ、御返却可仕候依之保証調印預リ証差出し申処如件

138 明治十七年八月 八王子警察署管内質屋仲間姓名簿 p 335-338

(4) 信用販売購買利用組合の起こり

『日野市農業協同組合史』日野市農業協同組合 1988 年 p 29-31

農家の組合加入率は全国平均で 77%となっているが、府下では 4%と全国平均を遥かに下回っている。…東京府においても対象 6、7 年以降は組織的に計画を立て、産業組合の設立を奨励した。しかし、西多摩ではかなり普及したが、南多摩、北多摩では多年の奨励にもかかわらず、あまり普及しなかった。

日野町においても商業資本の力が強く、また地方小銀行の破綻などにこりたため、産業組合の趣旨には反対しないが進んでその設立に賛成する気持ちは少なく、そのために未設置であったと思われる。

しかしながら、時代の要求と関係機関の協力により、府下でも次々と新しい産組が誕生し、日野町においは昭和 10 年に日野町信用販売購買利用組合が設立された。

4. 多摩市

(1) 文政 2 年 (1819) 封金講連名帳

『新 寺澤茂世家文書 (上)』佐伯弘次校訂・製版 1989 年 4 月 p 271-272

〔24 口、掛金 1 両、取金 20 両茶代 2 両 2 分、会主掛ケ返し 1 両 2 朱。残金分配不明〕

(2) 無尽覚 1827

【114 頼母子賦金預り証文：頼母子講の取金 5 両を月利 1.25%で預ける。】

『多摩市文化財資料集 小山晶家文書 (三)』多摩市教育委員会社会教育課編集、多摩市教育委員会発行 1987 年 12 月 p 12、15-38

114 文政 10 年 (1827) 11 月 同 11 年 12 月 頼母子賦金預り証文 二通 p12

預り申金子之事

一 金五両也

右者連光寺益五郎殿頼母子金御賦之内御無心申入、右金五兩預り申所実正ニ御座候、利息之義者壹ヶ月ニ式拾兩壹分之割合以勘定可申候、尤返済之義者御入用之節何時成共御返進可申候、依之一札入置申所如件

文政十亥十一月

落合村

預り主

政右衛門印

太左衛門殿

〔他 1 通類似〕

117 天保 12 年～弘化 3 年カ (1841～46) 無尽・貸借・利分入覚 p 15～38

無尽覚

□月十六日

貝取

一 金壹分式朱也

大福寺様

内式朱ト四百六文

永八分

三月九日

瓜生

一 金壹分也

助之丞殿

……

貸シ借り覚 p 19

利分入 p 35

(3) 寺建立講 他

【寺社再建のための講組織。うち、3 寺方村壽徳堂再建吉祥講：「寄金」(掛金総額) 900 両、支出 676 両、純利益 224 両 (寺社の富籤——宝くじに近い)。】

『多摩市史資料編二 近世 文化・寺社』多摩市史編集委員会、多摩市発行 1996 年 p 448-451、458-459、462-468

3 天保 2 年 (1831) 2 月 寺方村壽徳寺諸堂再建吉祥講加入につき勧誘状 p 448-450

〔吉祥講趣法：300 人、一口掛金 1 分 (10 人 1 組帳簿 1 冊)、4 年間で年に 3 月・8 月・11 月の 3 会、掛金 1 会 300 分=75 両、計 12 会 900 両。〕

毎会に座鬮、本鬮 25 本、合鬮。当り主たり共ニ満会迄引鬮被成候事

支出は本鬮 1 会 31.5 両・茶代 6 両計 450 両、満会の割渡金 226 両で]

5 天保 13 年 (1842) 8 月転衣上京費用のため借用の金子返済方につき一札 p 451-452

8 (天保 11 年 12 月以降) 関戸村観音寺建立講満会につき収支覚 p 463-464

〔天保 8 年から 11 年まで 12 回、預金之覚…拾式会分 合金九拾壹兩式分也 四百九十四文 (支出) …小以金式拾九兩三分一朱也〕

残金六拾壹兩三分三朱也

8-① (天保 10 年) 2 月 観音寺建立講鬮落覚 p 464-465

2 月 10 日

鬮数三百本 内 拾七本 残籤引 残式百八拾三本

此掛金三拾五兩壹分貳朱也：内 金拾九兩ハ 本鬮四口渡金
金三兩壹分 花廿六口渡金
錢貳拾八貫三百文 飯料割返し

此金四兩貳朱ト三百八拾四（壹）文
金三兩三分貳朱 置金三十一口 懸なし之分

小以 金三拾兩壹分ト三百八拾壹文

[8-(1)~(4)は鬮落覚、8-(5)天保 11 年 12 月 観音寺建立金借用証文]

5 安政 4 年 (1857) 10 月 伊勢太々講連名帳 p 516-518

[年 3 回積立→一同参宮]

6 安政 5 年 9 月 武州府中六所宮御霊宮神輿講中新規加入につき勸誘状 p 518-520

(4) 嘉永 7 年 (1854) 八月 相続講加入者名簿

【仕組みが比較的単純な頼母子講である。掛金は「取親」(当籤者)を含め一律一回の会合で 1 口が 1 兩 1 分 (1 兩は 4 分)、1 回の「寄金」(掛金総額)は 37 兩 2 分になる。そのうち、30 兩は各回の当籤者への「取金」(給付金)、3 兩は茶代、4 兩 2 分は「割返し」として未給付者全員に分配され、利息に相当する。】

『寺沢茂世家文書 第一卷』佐伯弘次編集、多摩市教育委員会発行 1989 年 3 月 20 日 p 76-77

一 此度私義各様方以御世話相続講相企候間御加入之程奉希上候以上

寅八月

口数三拾本

但シ壹口ニ附金壹兩壹分掛

寄金三拾七兩貳分

此訳ケ

一 金三拾兩者	取金
一 金三兩	当月 茶代
一 金四兩貳分	割返し

取親金壹兩壹分掛

会日 年ニ三会

会主

喜惣次 ㊥

世 勇治郎 ㊥

文右衛門

八左衛門

源内

乞田村 文平

上郷 平兵衛

同 重右衛門

貝取村 平蔵

- 一 壺口 会主 ㊦
- 一 壺口 勇治郎 ㊦
- 一 壺口 文右衛門 ㊦
- …

(うちの6口はそれぞれ2名による)

(5) 伊勢講連名帳、御嶽山護摩講連中名前、

『多摩市史 資料編二 近世 社会経済』多摩市史編集委員会編集、多摩市発行 1995年3月
安政3年(1856)3月伊勢講連名帳 p 267-269

嘉永7年5月御嶽山護摩講連中名前覚帳 p 549-552

此度蚕養安全諸作満作之ために、当国御嶽山大権現江護摩講取立、一同参詣仕度候ニ付、三ヶ村一同申合せ穀物集ニ而代金を以参詣仕候趣ニ取極候所…原関戸村、寺方村、落川新田村

(6) 元治元年(1864) 百姓相続講掛金取立帳 子十一月

【頼母子講の積立金がある】

『新 寺澤茂世家文書(下)』佐伯弘次 校訂・製版 1989年10月 p 219-221

- 一 集金三拾九両壺分弍朱

此訳ケ

金三拾五両 渡金

金三両壺分 茶代

親三十口掛

親壺口

金壺両壺分壺朱

残而

金壺両弍朱

源内預リ

覚

- 一 一両三分三朱 會主預リ

三ノ六百文

親三十口

- 一 壺口 會主

- 一 同 村 勇治郎
- 傳左工門

- 一 同 村 八左工門

わた 寅藏

…

一同 會主
跡廻リ

(7) 地縁組織、講、親族組織、講中、講集団

【地縁組織クミアイとクミアイ間の境界にある家が特定の家とキンジョヅキアイがある】

『多摩市史叢書(1)多摩市の民俗(社会生活)』多摩市史編集委員会、多摩市発行 1988年 p 92-99、426-455

(関戸地区) 地縁組織の機能

①コウジュウ：コウジュウは、組合が二つか三つ集まってできた地縁組織である。〔アナバン、コウジュウ念仏、フレ・回覧板〕

②クミアイ：クミアイは、隣接する5～8戸の家が集まって作られた地縁集団である。〔祝儀、葬式、屋根葺き、病気見舞い〕

③キンジョヅキアイ：クミアイの境にある家が、隣接する隣の組合の特定の家との地縁関係をキンジョヅキアイとかキンジョ、トナリ、リョウドナリという。互酬的な関係が原則である。したがって、クミアイの中ほどに位置する家にはキンジョヅキアイの家はない。つきあいの内容は、クミアイと同じである。

(関戸地区) 信仰的講集団

①代参講〔大山講、御岳講・榛名講、釣船(神社)講——「明治44年5月起多摩村関戸区釣船神社頼母子講規約書並ニ連名帳」には20名の名が記され、「明治44年5月起多摩村関戸区釣船神社頼母子講掛金取立台帳」には34名の名が記されている〕

②村内の講〔不動講：念仏講ともいわれ、講中単位で行う。数年前に廃止したコウジュウが多く、現在もやっているのは、中村富三家から小山毅までのコウジュウである。講員は13人、毎次14日の昼から順番の宿に女の人が集まり、「聖不動経並般若心経」を上げる。観音経、地藏様のオコモリ、秋葉山の灯籠、サイノカミ〕

(貝取地区) 講集団

信仰的講集団には、当該地で完結する講と地域外の神仏を信仰する講とがある。いずれも加入原則は自由とはいえ、実際には地域の家々は全戸加入していた。

①地域で完結する講：念仏講、日待

②地域外の神仏信仰の講：榛名講、御岳講、大山講、伊勢講、道了講、富士講

(乞田地区) さまざまな講

念仏講、阿弥陀講、不動講

(8) 参詣講と寺社参詣

【公的に使用できなかった名字が、信仰などにかかわって私的に使用される事例】

『多摩市史 通史編一』多摩市史編集委員会編集、多摩市発行 1997年 p 1120-1123

近世、交通や宿泊施設が整備されるにしたがって、寺社参詣をする人々が急激に増加していっ

た。…この地域での遠隔地への参詣は、伊勢参宮がもっとも多くみられ、その他富士山・善光寺・武相三十三所などが見える。遠隔地の場合は費用も多分にかかるため、まず参詣講が組まれる。…参詣は講中全員で出かける場合もあったし、富士参詣のように体力が要求される場合には代参を立てることが多かった（小林正治家伝来文書 45）。なお、こうした帳簿には名字の記載が多くみられ、公的には名字・帯刀を許されていなければ使用できなかった名字が、信仰などにかかわって私的に使用される例はしばしばあった。

(9) 下田学校資本金拾会講方法

【学校資本の調達を目的とする。多数のあたり鬮がある——富籤に近い。但し、最後に「当り鬮」しなかった或いは「当り鬮」の金額が小さい者には割返しがある。】

『寺沢茂世家文書 第2巻』佐伯弘次編集、多摩市教育委員会発行 1990年3月 p 133-134

一 金五拾銭 壺口掛 四百口 但シ満会迄壺口掛金五円也

此集金貳百円也 但シ壺会ニ付当り鬮五拾貳（壺か）本

〔内 25円2本、10円2本、5円4本、1円13本、50銭30本、16円弁当料、10円村々世話人入費、35円学校資本、5円座入費、16円割返し積金〕

右毎会五拾貳（壺）本ツ、当り鬮江当日金円相渡候也

割返シ金方法

一 金五拾五円也 是者初会～満会迄不当鬮へ割返シ金 但シ貳口相残り候得者金五拾七円五拾銭ツ、四口相残り候得者金貳拾八円七拾五銭ツ、右ニ準シ口数江割返シ候事

一 金貳拾八円也 是者初会～満会迄金五拾銭ツ、壺度当候者江割返シ金但シ割方右準ス

一 金壺拾七円也 是者初会～満会迄金壺円壺度当り之者へ割返シ金但シ割方前同断

拾会講規定

一 当日鬮前ニ掛金請取候事

一 金貳拾五円落札之人者金三円ツ、学校江寄附可被下候事

一 当日弁当料として壺口ニ付金四銭ツ、相渡候事

一 会日之時二者午前十時迄ニ御入来可被下候事

一 村々御世話人衆之義者会日之度毎早朝より御出張被下鬮拵其外とも万事御世話可被下候事

第九大区四小区 下田学校

(10) 講集団と講行事

【講は信仰と娯楽の両方が欠かせない。近隣集団単位で活動。】

『多摩市史 民俗編』多摩市史編集委員会編集、多摩市発行 1997年3月

信仰的講集団 p 93-98

昭和 30 年代までは、だいたいコウジュウ（講中）単位に様々な信仰的講集団が組織されていた。原則的に信仰を同じくする有志の集団ではあったが、長い間同じ地域社会で生活している家々にとって、それへの加入は当然のこととして受け取られていた。集まって飲食をともにしたり、時には旅に出たりしたので、講は本来の目的とは別に、娯楽の少ない時代の人々にとって大きな楽しみでもあったのである。しかし、単なる娯楽機会になってくると急速に求心力を失い、廃止

された講が少なくない。…

信仰的講には、信仰対象をその地域の小祠や小堂を中心とし地域内で完結する講と、対象を地域外の社寺に求めている講とがある。前者には、念仏講、不動講、阿弥陀講、日待などがある。後者は、毎年交替で代表者が参詣する機会が多いことから代参講と総称される。代参講としての御嶽講、大山講、榛名講はかつてはほぼどの講中にもあり、コウジュウによっては他に三峯講、塩釜講、釣船講、秋葉講などがあつた。古くは伊勢講もあつた。…

講集団と講行事 p 426-455

地域の中の信仰集団には、神社祭祀に関わる氏子組織と寺院を中心とした檀家組織のほかに、諸神仏の供養と祈願を目的とする講がある。

講は、念仏講や庚申講などのように、行事にともなう活動を地域内で完結させるものと、地元から離れた山岳聖地や社寺への参拝を目的とした代参講の二つに大別できる。これらの講を参加者の範囲で見ると、そのほとんどは、地区を再区分したコウジュウ（講中）と呼ぶ近隣集団か、あるいはコウジュウをさらに再区分したクミアイ（組合）或いはジョウカイ（常会）の単位となっている。p 426

①地域内で完結する講

〔念仏講——平成7年時点で市内で行われている月並み念仏講は、貝取地区の瓜生講中のみとなっている。その他に彼岸、葬式、祝いの念仏と真明寺念仏講などがある。お籠り——地蔵尊の供養を目的とする念仏行事、不動講、観音講、庚申講——中国の道教を起源とする〕。

②代参講およびその他の講

武州御嶽講：御師は地元の講中の参詣に当たり、宿を提供するとともに、講中を檀徒として一年に一度講中の家々を回り、神札を配って歩き、なにがしかの金銭や米を徴収し収入としていた。…蓮光寺地区の馬引沢では、今も旧住民を中心として代参講を形成する。講への参加は任意であるため、かつてほどの参加はいないが、現在10数件が参加している。毎年4人ずつくじで選んで5月に代参する。代参人は講中の費用で御師の服部家に一泊し、本社に参る。帰ったその晩に、馬引沢自治会館で酒と幕の内弁当でお日待ちを行っている。会場には御嶽神社の掛軸が上座に掲げられる。平成3年5月には講員全員で総参りをし、太夫人楽を奉納した。…（乞田地区では）昭和45年ころより日帰りの参拝となり、参加者も代参から希望者全員となった。現在では5月中にマイクロバスを使って参拝し、例年17～18軒の参加となっている。…落合地区では下落合講中が、旧来からの20軒で会費3000円で代参講を行っている。

〔大山講、榛名講、釣船講、秋葉講、伊勢講、富士講、三峰講、道了講、塩釜講、出羽山三山講、妙見講、川崎大師講、東京親和講、町善講、九品仏様、明治神宮崇敬会多摩支部、太子講などがある〕。

5. 稲城市

(1) 講と人々

【呪術・祈祷で治病する。与瀬講：講費は一戸500円で、内訳はお札料300円、日待ちの酒肴料が200円で、参拝先が近いので代参旅費は代参者負担か。】

『稲城市史 下巻』稲城市編集・発行 1991年3月 p 989-999

秋葉講：静岡県の秋葉山に火伏の神として多くの人の信仰を集めている。稲城における秋葉講は、安永7年（1778）に勝光院芝延坊が、秋葉山三尺坊に参籠し、御分身を長沼の八坂神社に合祀したのに始まり、武州多摩郷（ママ）長沼秋葉講といった。当時信奉者は長沼・押立・大丸三か村併せて28名いた。現在東長沼単独の講となって…押立・大丸ではそれぞれ別に代参をたてて参拝していたが、現在では大丸では年会費1200円、第三者の宿泊費は自己負担で続けられている。

厄神大権現：東長沼青渭神社の境内に、講中神として厄神大権現が祀られている。…富士講が厄神大権現になった理由について明らかでない…平成元年4月の例祭から、講中の申し合わせにより青渭神社境内で念仏を唱えることは取りやめ、他の場所へ移って念仏と和讃を奉唱することになった。

丸山教：丸山教の教祖六蔵は富士講の先達で、嘉永6年（1853）伊藤家に婿入り後、富士講のお伝え（南経）に独自の解釈を下し丸山教を立て、治病などの呪術・祈祷を通じて関東・東海地方の農村で多くの信者を得た（信徒数138万人）。その教義は、主祭神である太祖三神から授けられた一分の子ことをたんせいし、人の本性に帰る神言を唱えて、明るく和合して一生をおくれば、世界中の人が幸福になり、日の出に松の御代が実現するとしている。

与瀬講：神奈川県津久井郡相模湖町の与瀬神社（祭神日本武尊）に参拝する講集団。昔から与瀬神社（与瀬の権現様）は子供の虫封じの神様としてこの地方では広く信仰されてきた。…稲城では以前は各地域ごとにあっただけだが、現在は大丸にだけ残っている。…昭和9年から現在に至って、講員は33名。日待ちは4月1日、宿は回り立てであったが、今は大麻止乃豆乃天神社の社務所である。4月13日の大祭には講員2名が代参し、講金7000円を奉納、お札の授与を受けて日帰りで戻ってくる。代参人は頂いたお札を講員宅へ配る。講費は一戸500円で、内訳はお札料300円、日待ちの酒肴料が200円である。

民間療法とまじない：医療の知識が少ない頃、病気やけがの治療や予防にひろく行われていた。とくに無薬村であった頃藁草を用いたりまじないの言葉を唱えたり、祈祷や呪術に頼って災難から逃れようとした。どこの村にもまじない、祈祷や呪術を行う人がいて、困った人を助けていたものである。

(2) 家無尽人足帳、相続講、崩れ整理、御用貸付金拝借

『稲城市史資料編2 古代・中世・近世』稲城市編集・発行 1996年11月 p 350-355、580-586、604-608、667-671

66 文政4年（1821）12月 茅替普請帳 p 351-355

179 文化11年（1814）9月 萱替連中覚帳 p 581-582

185 文政9年（1826）11月 家無尽人足帳 p 584-586

〔坂浜村 丙戌十一月吉日から 藤五郎。「馬一 人足二半日 なわ五預り 平左衛門」のような記述〕

202 文久2年（1862）3月 相続講連名取立帳 p 604-608

〔壺口 名前、式朱 名前…式口 会主

ノ 圖數 74 本、合金 37 両 内式分花 内式両三分式朱ト拾式文壺分 内割返壺両、差引 金三拾式兩式分 渡し金 会日 3 月 25 日 6 月 25 日 11 月 25 日]

榎本茂樹家は坂浜村内山に居を構え、屋号を「どびんや」と称していた。…資料は、そのほとんどが流地証文や頼母子講に関するものなど金融関係の資料で占められており、それが当家の資料群の特徴となっている。

259 文政 13 年 (1830) 閏 3 月 崩れ整理につき諸懸り覚帳 p 667-669

260 天保 5 年 (1834) 11 月 茅講連中覚帳 p 669-670

261 嘉永 4 年 (1851) 2 月 若衆連名帳 p 670-671

(3) 報成社、永代講

【42 報成社概則：メンバーの師にあたる石川氏の跡継ぎの負債を整理するために発起された頼母子講、収入は賭金 40 名×10 円=400 円。支出は茶料 13 円+入札給付額 (400-入札額) + 会日出席ノ人員ハ一本賭二人 (花くじとして残額を二人に支給) ト定ム。1 年 4 度。給付の半額以上の抵当証人は二名以上戸長の公証が必要であった。第一会目は石川清吉に 387 円 (400 円-茶料 13 円) に給付する。第二会目は、セリを行わずに発起人加藤重三が集金の 1 割半の 60 円 (入札額に当たる) で落札するものと定め、即ち 340 円の給付を受ける。残額 47 円は、「子方」(未給付者) に割返す。以降入札によって、給付額と割返し額が決められる。】

『稲城市史 資料編 3 近現代 1』稲城市編集・発行 1997 年 p 254-259,276-279,292-295

40 報成社概則 (第一案) 明治 16 年 1 月 p 254-255

41 報成社概則 (第二案) 明治 16 年 1 月 p 255-256

42 報成社概則 明治 16 年 2 月 p 2557-258

会主：石川清吉、発起：加藤重三

報成社

一生カ先師石川氏ノ後代不幸ニシテ負債ノ為ニ窘ラル、依テ今回報成社ヲ設立シ永ク家名ノ相續ヲ謀リ尚師ノ法養に供センコトヲ欲ス、冀ハ四方ノ諸君微力ノ及ハサル処ヲ洞察セラレテ該社ニ御加入アランコトヲ伏テ是祈

社則

- 一 金四百円ヲ以テ略定シ、一本賭金拾円也、此内金拾三円ヲ茶料入費ニ充、会日出席ノ人員ハ一本賭二人ト定ム
- 一 第二会目ニ限り集金ノ一割半を出シテ発起人ハ申請ル事
- 一 落札入金額請取ノ節地券証ハ賭金高ニ応シ半額以上ノ抵当昼 (書) ヲ差入ル可シ、証人ハ二名以上戸長ノ公証ヲ要ス、会日ヨリ五日ノ内ニ取引ス
- 一 会日賭金不足シテ使ヲ受ル者ハ賃金二拾錢ヲ払フ者トス
- 一 売出シ金ハ即時子方へ配賦スルコト
- 一 会主発起ノ内後回リヲ賭ル者トス

右之通

神奈川県南多摩郡坂浜村

43 共盛会積立金の借用抵当証 1883 年 5 月 p 258

- 62 開關木食普寛講本の講社役員簿 1886年～p 277-279
 63 永代講社役名御願及び祈念・祈祷願状 1886年6月 p 279
 78 稲城木食普寛講社人名簿（矢野口分）1909年頃 p 293
 講金其の他奉納物ヲ定メズ各信者ノ随意タルコト

西多摩地域

6. 青梅市

(1) 民間信仰、頼母子講

【「歴史的にみると無尽講の名が古く、仏教の「無尽蔵院制度」という社会救済機構によって、『無尽財』の名のもとに寺院が貸付を行い、寺院経済の重要な財源とした」と書いてあるが、この「無尽講」は貯蓄を兼ねる輪番に給付を受ける近代の「無尽」とは異なり、寺院の貸付を指す可能性がある。また、「講親とか一定したものがなく、普通は前回落札者の家を講宿として行われる方法で、講員全部が平等の権利で講の運営を進めていた」と、お助け無尽（親無頼母子講）における救済対象の親ではない。】

『青梅市史 下巻』青梅市史編さん委員会編集、東京都青梅市発行 1995年 10月 p 884～891

①民間信仰 p 884-889

二十三夜講：旧暦 23 日の夜、講中の人々が寄り合って月の出を待ち、念仏を唱えたり、飲食を共にして月を祀った集まり。

庚申塔と庚申講：青面金剛を刻み、日月、二鬼、三猿、二鳥を刻んだ庚申塔の形式、…庚申（かのえさる）の都市は 60 年に一回、庚申の日は 60 日に一回めぐってくる。この時特殊な禁忌を求めるのが庚申信仰であって、中国の道教の説であるといわれている。それは「庚申の夜には三尸の虫が睡眠中に身体から抜け出して天に上り、天帝にその人の罪過を知らせるから寿命を縮めるといわれる。したがって庚申の夜は、戒慎恐懼して諸全を行うべきである」というのである。これに基づきその日を「守庚申」と言って、庚申の夜徹夜することが道士の修業とされた。これが庚申の夜籠りの信仰行事となって、庚申待、庚申講などといわれ、その日は講宿に集まり、夜を徹して酒食の宴を催し、組ぎめの相談ごとなどをする非待講といったものになった。

〔稲荷信仰：もとは田の神信仰。おさる講：山の神の信仰（猿が山の神の使い）。道祖神：通常「さいのかみ」といい、塞（さや）の神で外から襲い来る疫神悪霊などを境や峠、辻、橋のたもとなどで防ぐの意味。おしら様：養蚕神。太子講：建築関係の職人の日待講。地藏信仰：平安末期から始まったもの、「疔取地藏」。山岳信仰：御岳講、榛名講、古峰原講、大山講、富士浅間講など。御岳のお犬さま：神の眷属である狼の信仰。伊勢講〕。

②無尽講と頼母子講 p 889-890

現在では無尽講と頼母子講は同義語になっているが、いずれも相互扶助を目的とした金融機構である。歴史的にみると無尽講の名が古く、仏教の「無尽蔵院制度」という社会救済機構によって、「無尽財」の名のもとに寺院が貸付を行い、寺院経済の重要な財源とした。これは中国で古くから発達しており、これが仏教を通じて日本へ伝わってきたものと考えられている。

「頼母子講」は、たのむ（相互扶助）の意味で、「母子」は落札してから後は、返済掛金（母）に利子（子）をつけて積み立てする機構を表したものらしい。

市内で昔行われていた無尽講のいろいろについて、古老の話によって例をあげる。

お助け無尽：ある人が商売で失敗した場合、その人の将来性を惜しむ同志が集まって、無尽講を組織し、掛金を行い、第一回の掛金全部を落札金〔ママ〕としてその人の商売再興の資金として救済し、第二回以後は講員全部の抽籤…意に反して商売不振のためさらに借金が増加して、掛金なども不能になった場合は、講の経営も不能となつてつぶれることもあった。この無尽は被救済者の名を冠して、権兵衛無尽とか太郎兵衛無尽などといった。

屋根無尽：近隣のもので組を組織し組員の「掛萱」によって毎年一戸ずつ屋根の葺替えを行う制度。

金融無尽：昭和年代のはじめのころまで各地にあった。講親とか一定したものがなく、普通は前回落札者の家を講宿として行われる方法で、講員全部が平等の権利で講の運営を進めていた。取り扱い方法については、はじめに述べたお助け無尽と大体同じ方法であった。

③膳椀倉 p 891

〔冠婚葬祭に使う家具什器を貸出す。はじめは集落内で土蔵があるような有力者の家に保管していたが、やがて専用の建物を共同で建て、その中に保管するように変わった〕。

(2) 助合金割合

【助合金は業界組織の会費だと思われる】

『川口家石灰関連文書 上』青梅市郷土資料室編集、青梅市教育委員会発行 2000年3月

110 助合金半減致度対談申入 p 172-173

壹ヶ年金四拾兩宛助合、一昨寅年迄年々助力仕候、然処蠣灰竈持共も年々炭高直ニ罷成、…蠣灰方此分焼高致減省候、殊壹ヶ年御口銭金三拾兩余頂戴致来候処、…助合金高之内半分は御減被下候而以来は壹ヶ年金式拾兩宛助合可仕候…

寛政八辰年七月

会所蠣灰方

惣代加田屋 文右衛門㊤

同 松本屋 又 八㊤

同 中屋 弥兵衛㊤

代 久右衛門㊤

八王子八竈

竈主衆中様

145 助合金割合 p 223-224

(3) 安政五年四月 伊勢講仲間にて加入の山内道具頼母子講につき連印一札

『武州御嶽山文書 第五卷—御師諸家文書—』武蔵御嶽神社及び御師家古文書学術調査団編集、法政大学・青梅市教育委員会発行 2016年3月 p 50

一、金拾壹兩三分也但シ仲間道具頼母子講一口分

右者今般仲間五人ニ而伊勢講取立、山内道具頼母子講一口加入致し候処落圍ニ相成、則議定之
通り相談之上貸し付ケ置、尤も後会之義者、是迄之通り仲間五人ニ而ハ、無相違掛ケ送り可申候
筈、為後日連印仍而如件

安政五年午四月日

須崎大内藏[㊤]

片柳宮内[㊤]

秋山造酒[㊤]

原島頼母[㊤]

馬場采女[㊤]

(4) 無尽会社、銀行

『定本市史 青梅』青梅市史編さん実行委員会編集、青梅市役所発行 1966年 11月 p 998-1003

現在、青梅市内にある金融機関は埼玉銀行青梅支店、同東青梅支店、日本相互銀行青梅支店、
東京都民銀行青梅支店、青梅信用金庫本店、同千ヶ瀬支店および金融業務を取扱っている調布、
霞、吉野、三田、小曾木、成木の6農業協同組合がある。…

日本相互銀行の前身は、昭和 15年設立された大日本無尽会社である。26年、相互銀行法公布
施行されると日本相互銀行となり従来の無尽業務を一層強化するとともに、貯蓄銀行の機能をも
併せて中小企業や一般大衆の金融機関として発展した。青梅支店は、昭和 26年 10月から立川支
店の青梅業務取扱所であったものが、30年 5月支店に昇格したものである。

7. 福生市

(1) 富士講停止の旨触書 嘉永 2年 9月 (1849)

『福生市史資料編 近世 3』福生市史編さん委員会編集、東京都福生市発行 1991年 3月 p 314-315

…富士信仰之先達与唱不取止義を講釈いたし俗之身分ニ而行衣を着し望ミ候者江者護符を出し
或者加持祈祷且人集いたし候始末愚昧～之事ニ者候得共右之内ニ者身分を不顧其席江立交候族も
有之由風俗ニも不宣…

(2) 福生の講

【移転者は、まずある程度の年数その他の条件で「ムラ入り」(ニワバ入り)してから、次の条
件で名主石川家の声掛けでようやく稲荷講に加入できる。即ち、①名主石川家の承認、②ニワバ
に加入してから、ある程度の年数が必要、③加入金支払い、あるいは、膳椀倉に必要な物品を寄
附、④ホンコ である。

「現在行われている講は、天神講・太子講・金毘羅講・弁天講・子の権現講参宝講(観音講)・
福生不動講・御嶽講・塩釜興・御詠歌の講・地藏講・妙見講・蚕影講・寒川講・稲荷講・薬師堂
の祭りがある。…大師講は一度止めてしまったが今また復活の動きがある」。天神講の維持費は、
各講員 1000円の年会費と、天神様の用地からとれる梅の実と竹材を売ったお金で賄っている。】

『福生市史資料編 民俗下』福生市史編さん委員会編集、東京都福生市発行 1991年 3月
稲荷講と膳椀倉 p 53-63

〔稲荷講のものとされる膳椀倉は、ムラの共有財産として存在する〕。膳椀倉は、福生全体に見られる共有道具の保管場所のことである。これらの道具を借用するのは、稲荷講加入者の権利でもあった。…

稲荷免は、稲荷社に付いて存在した田のことである。この稲荷免については、土地の問題もあり、詳細は不明であるが、土地を貸して、そこからの年貢米を基金として、村民に対して金の貸付をしたり、稲荷講の費用（米）に充てたり、ということである。…

石川家は、南地区の名主の家であり、…稲荷講の財産と称する膳椀倉のカギを預かっている、ということである。この膳椀を借りる場合には、最初に「年番」に申し出る。その後、石川家に行き鍵を借りるのである。…また、一年に一度、年番が倉の中のものを虫干しするので、鍵を借りに来る。夏の都合の良い時に行い、石川家の庭に干す。石川家では、これらの道具を使わずに、自分の家で持っている。鍵は預かっているだけである。…稲荷講の総代人である石川家は、講の会計係、記録係（年番の下書きを清書する）をも兼ねている。これらの記録類は、すべて石川家が保管している。

所で、稲荷講へ加入をするには、先に述べた石川家の承認以外、二、三の条件があり、…「ムラ入り」（ニワバイリ）には、ある程度の年数と条件があった。この稲荷講は、これらの条件が一層厳しくなったものである。シntaxに出た人の場合、稲荷講に入るには、10年～20年は必要となっている。移転者の場合には、一代許可されない例もある。…稲荷講に入っている集団の名称として『ホンコ』という言葉がある…ホンコというのは、昔からの地付きのことをいう。p 55-57

〔稲荷講加入の条件、あるいは、加入している条件：①石川家の承認、②ニワバに加入してから、ある程度の年数が必要、③加入金支払い、あるいは、膳椀倉に必要な物品を寄附、④ホンコ〕。以上は、主として、戦前までの条件であろう。それは、ムラの理念や慣習的なものであり、明文化されたものではなかった。しかし、戦後も30年代後半になってくると、その必要に迫られたようである。

戦前における稲荷講の費用の半分近くは、これら〔膳椀講（損料）、稲荷免—稲荷社について存在した田と貸付〕に付帯する損料、小作料、返済金などで賄っていたのである。p 63

掟と制裁 p 90-91

「制裁」の最も厳しいものは、「村八分」と言われている。…単に村八分にされた側だけの問題ではなく、「ムラ」全体の問題として考える必要があるようである。

信仰の講 p 109-130

現在行われている講は、天神講・太子講・金毘羅講・弁天講・子の権現講参宝講（観音講）・福生不動講・御嶽講・塩釜興・御詠歌の講・地藏講・妙見講・蚕影講・寒川講・稲荷講・薬師堂の祭りがある。また現在は行われていないが、かつては存在した講として、不動講・大山講・榛名講・オクマン様の講・念仏講（百万遍）・お獅子様の講・浜川様の講・三峯講・豊川稲荷講・心経講がある。また大師講は一度止めてしまったが今また復活の動きがある。

天神講：加美にあり、天神様は天の宮の天神児章遊園の中に祀られている。講は古くからあり、明治10年には17軒で行っていたという記録がある。以来講員の数に多少の変動はあったが、昭和6年で17軒、現在は38軒で行っている。男性中心の講で、世話人4名、当番は年番制で6名

で行っている。祭日は2月21日であったが、今は2月21日に近い日曜日としている。祭りの当日…供え物…総会…永昌院へ「法印迎え」…各議員にお札をは配る…お日待…講の維持費は、各議員が年間1000円の会費を出すことと、天神様の用地からとれる梅の実と、竹材を売ったお金とで賄っている。

…

8. 羽村市

(1) 講の楽しみ

【夢中になる遠国の神社・仏閣、神秘的な伝説をもつ霊山などに、せめて10年に一度参拝するため代参講を組織した。町史編さん時に自転車で日帰りの小作地区の古峯原講、その他田の上の古峯原講、御岳講も活動している。】

『羽村町史史料集第九集 はむら民俗誌』羽村教育委員会 1982年3月 p 158-165、170-171

講というのは、奈良・平安時代に、仏教講義の会として始まったものといわれている。これによって、仏法の布教が活発になってくると、一般民衆のなかに信仰が芽ばえてきて、神仏に参詣し祈願するために組織された団体となって、講の成立が始まってきたのである。

一方、庶民のなかに、身近な所で安心立命を願うために、地藏菩薩、庚申、馬頭観音などを中心として、念仏供養を行なう念仏講の結集ができ、それぞれの家々の安穏息災をはかる風習が盛んになってきたものであった。・・・

農村のまずしい生活のなかを、耐えながら働く男衆の人々にとって、伝え話か、夢か、幻のなかでしか想像できなかった遠国の有名な神社、仏閣やら、神秘的な伝説をもつ霊山などに、せめて十年に一度だけでも、村中を代表してお参りのできるような機会を与えられる組織が講として始まった。 p 158

お伊勢講、富士講、大山講、古峯原（ごぶがはら）講などができた。…

なかで一番遠路の伊勢講などは、庭場近隣の数名が途中一泊地あたりまで送って行って、別れの杯をして帰るほどであった。

代参の旅を無事に終わって帰宅すると、なか一日くらいおいて、講中の家々にお札や土産などを配って、代参帰宅の挨拶回りをしてから村の集会所（主として神社）で、講中全員参集の前で代参帰参の報告をする。

終わると御神酒がまわり、あとが祝宴となる。 p 159

小作地区の古峯原講：現在8名で自動車2台で日帰りで行っている。田の上の古峯原講…御岳講も今なお続いている。

(2) 産業組合の発展

【組合成立以前では「ゆい」と呼ばれる共同組織が存在した。

羽村銀行から肥料購入の資金を融通してもらうため組合を組織された】

『羽村町史』羽村町史編さん委員会編集、羽村町発行 1974年6月 p 484-493

組合成立以前：通称「ゆい」と呼ばれている農村の共同組織は羽村では手間がわりなどといわ

れ、麦の取入れや「ぼうち」などの農繁期に自然発生的に古くからあった。いつごろ発生したものかはっきりしない。川崎や五の神には稗穀斗立帳などの古文書（天明年間から明治二年までのもの）が多数あって飢饉に備えるばかりでなく、払い下げ代金を蓄えて必要者に貸出す特殊な金融組織ともしていたことが知られる。… p 484

羽村銀行はあっても信用の乏しい中農以下は思うように借入することもできず、くわえて日露戦争により金融が苦しくなると間坂、宮地（当時は宮の上、宮ノ下）では部落内の有力者を介して連帯責任で羽村銀行を利用する方法を知り、これが農家の経営にとって極めて必要であり、共同化の力の強さを感じ取ったのである。

原、小作部落でもこれと前後して続き、さらに他の部落も肥料共同購入組合を作り組合員はそれぞれ出資をし、その信用をもとに羽村銀行からも肥料購入の資金を融通してもらうことができ共同購入は両行の成果を上げたのである。 p 488

(3) 産業組合以前

【もやい：共同で水車などの施設や道具を使用する】

『羽村町農業協同組合史』羽村町農業協同組合 1984年5月 p 325-332

昔から結婚の時に結納が行われてきたが、この結（ゆい）ということは、農村の協同組織のことであって、忙しいときお互いに労働力を出して助け合うことであつた。棒打ちや屋根葺など家族労働では間に合わぬとき、お互いに助け合ってきた。結婚のはじめに結（ゆい）を結ぶ、すなわち労働力を提供する約束をすることでもあるという。

また、もやいという言葉があるが、これは共同で道具を使うことであり、水車など村の中にある数少ない施設や用具を共同で使用してきた。… p 326

羽村にも郷倉…これらは単に飢饉に備えるというばかりでなく、一定の期間を過ぎたものは払下げを行い、その代金を必要な者に貸出すという特殊な金融の手段ともなっていたのであつた。

一般に郷倉と呼ばれ凶荒に備えて穀物を貯蔵したが、富者の義捐（寄付）または課徴によるものを義倉といい、村民が身分相応に穀類を出し合つて貯え、凶荒に備えものを社倉と呼んだ。

さらに無尽とか頼母子講などは、お互いに講員が一定の掛金を行い、くじ引きなどでこの掛金を引当てた人から順次利用してきた。羽村には榛名講や古峰ヶ原（こぶがはら）講をはじめ、大山講や富士講などの記録があり、多くは戦後に消滅したが、田ノ上の古峰ヶ原講や小作の御岳講は現在でも続いている。講を組織する要因は農作物の豊作祈願にあるが、旅行など自分の費用ではあまりできなかった当時、講の掛金で代参をしてきたものであつた。羽村に信仰以外の資金の融通や物品を入取したり、困窮者を救済するなどの目的を持った無尽や頼母子講の存在についてははっきりしていない。

秩父の「田中千弥日記」（嘉永3年<1850>より明治31年までの49年間の日記）には無尽の記事が何回となくみられるが、それは代参などのためでなく、明らかに資金の融通を目的としたものであり、羽村にも当然あつたものように思われる。 p 326-327

…田村半十郎は、中小生産者の利用を目的に、高崎治平ほか設立委員5名とともに、明治31年2月12日、組合員53目木をもって福生信用組合の設立総会を開催したのである。…この信用組合は、『東京都農協二十年史』の記述によれば、明治33年産業組合法が公布されると、それに

より翌年 9 月、福生産業組合となり、経営が思うにまかせず、明治 36 年 4 月には解散になってしまったという。その後は産業組合によらない金融機関として信用事業は継続されたという。さらに明治 41 年 9 月、羽村銀行の福生支店を設置するという条件で、持ち分全額を株式に応募して、明治 42 年 3 月、名実ともに解散してしまっただのであった。 p 330-331

9. あきる野市（旧秋川市、五日市町）

(1) 頼母子講：寛文 6 年(1666)3 月 無尽受取につき手形

『東京都古文書集 第 13 巻』東京都教育庁生涯学習部文化課編集・発行 1995 年 3 月 p 293

当御年貢ニ相詰りむちんとして人数式拾六人ニ而金子六両相調午ノ三月九日ニ我等請取申所実正也此金子六両之内買銭三両拾六文ニ買申候…壺かけニ壺分ツ、壺年ニ三度…

(2) 質屋、頼母子講、貸金

【江戸時代では、無尽は流行したが、消費金融が主力であった。質屋は今の銀行の役割を果たした。金利制限令：元文元年（1736）に年利 15%以下に制限し、天保期に 12%まで下げているが、実際の相場は 15%～20%であった。】

「質屋の話：秋川谷金融史序説」五日市町郷土館『郷土あれこれ』第 11 号 1985 年 7 月 p 1-4

金融を業とするものには質屋があったが、江戸時代の質屋は今の銀行の役割も演じ、村の年貢金立替から領主（旗本）への貸付も行う一方、半てん一枚、鍬一本の質草にも金を貸した。また質屋の看板を掲げなくても、金持ちたちはしばしば金貸しをした。…

五日市村上宿森田十兵衛さんの天保時代の日記には、町内の玉林寺を会場にした頼母子講が出てくる。頼母子というのは村内の有志グループを作り、金を積立て、仲間内で融通し合う無尽であるが、十兵衛は幾通りかの講に入っている。無尽は流行していたらしい。五日市村には内山安兵衛という有力質屋があり、不動産担保の大口金融をやっていた。

…江戸期の金融は生産金融（商売の元手）は少なく、消費金融（生活費の補い）が主力で p 1

幕府は元文元年（1736）旗本、御家人の窮乏を救うため、金利制限令を出し、年利 15%以下と定め、さらに天保期には 12%まで下げている。村来では多少は高いようで、当時の古文書類から推測すると、年利 20%から 15%位が多い。

明治に入ってから話であるが、秋川氏二宮の旧名主家の当主静原寛十郎さんは明治 16 年の日記に「このごろ八王子辺の金融社の高利は目にあまる」とその非人道的な手口に対する怒りをあらわにしている。静原家にしろ、山内家にしろ、在村の旧家は、村人に対する責任を負っているから貸付利息も自ら良識の枠組を守る。また田畑を買い取っても、もとの持ち主に小作させるなど、アフター・ケアを考える。 p 2

(3) 講集団

【この互助的な講（一名無尽）は、実物頼母子講である。】

『秋川市史 附編』秋川市史編纂委員会 編集、秋川市発行 1983 年 11 月 p 139-142

〔信仰的な講：成田講、戸隠講、秋葉講、大山講、三峯講、道了講、榛名講、御岳講、ビシヤ講（稲荷様を信仰する）、太子講、念仏講。写真：百万遍講（森山） p 142〕。

互助的な講：この講は、一名ムジンともいい、座布団講、寝具講、自転車講、ラジオ講などいろいろあった。講の仕組みは、講名でもわかるように、購入したい商品を何人かが共同で手に入れるようになっており、講中の者は毎月一定の金額を納め、抽選で最初の購入者を決め、講員の全員に商品が渡ったとき講を解散した。

10. 瑞穂町

(1) 信仰、無尽

【無尽は仏の慈悲無尽ということから社会救済を意味、頼母子は相互扶助制度のこと。どちらも中世に始まり、頼母子は無利子、無担保の金融組合だが、逃げるものができたので担保や利息を取るようになり無尽と区別ができなくなり、江戸時代には無尽すなわち頼母子ということになる。屋根ふき、畳替え、普請などにまとまった金を必要とする時にはたいへん都合がよかったし、困窮した時のおたすけ無尽もあったが、楽しみを目的にしたグループもあった。明治の時代になっても無尽は盛んに行われた。小学校が創設された時に学校無尽ができた。】

『瑞穂町史』瑞穂町史編さん委員会 編集、瑞穂町役場発行 1974年4月 p721-729、759-760

古峯ヶ原講：関東、信越、東北一円から北海道にまで講組織を持ち、講員 35 万といわれる。栃木県鹿沼市…御祭神は日本武尊で、火災除け、盗難よけ、海上安全、五穀豊穰など多角的なご利益を持つ神様だが、特に火ぶせに効験があるとして信仰された。…〔瑞穂町〕長岡には当時〔昭和4年頃〕86軒の講員がいたが、いまでもこの古峯ヶ原講はつづいている。諸費、当時は30銭、現在は100円である。

榛名講：オハンナサマと呼ばれ、昔はどこ部落にも講員がいたが、今は箱根ヶ崎八丁目だけになった。榛名神社は雹除け、火ぶせ、盗難よけの神様として信仰される。とくに雹除けにご利益があるので、代参に行ったものは、途中で卵を食べないことが条件とされた。卵は雹に似ているからである。神社でお札をもらってしまうと伊香保温泉へ泊るものが多かった。

御嶽講：町内各地域に講員が多く、現在でもまだつづいているところがある。…農業の神様…石畑では、いまでも200人の講員がいる。

大山講：大山講は明治の初年以後、瑞穂地区の村では廃絶した。現在はないが、初山参りといって、男子が15歳か17歳になると大山参りに行く習慣があった。

蚕影講：茨城県筑波町にある蚕影神社の講…昭和7年までであった。

牛頭講：現在の牛頭様は酪農の守り神である。昭和12、3年ごろ、乳牛を買うことが盛んになり、尾の新規事業の工場を祈るため牛頭講を作った。…講の多くは伝統的なしきたりの中で育ちつづけられてきた民間信仰的な色彩が濃い牛頭講は新発足で歴史が浅い。それだけに、今後のあゆみに興味がある。

馬頭講、太子講、百万遍念仏講、いずみの一夜地蔵

無尽：頼母子講ともいう。本来は字義の違うもので、無尽というのは仏教語で仏の慈悲無尽ということから社会救済を意味したし、頼母子は相互扶助制度のことである。どちらも中世に始まり、頼母子は無利子、無担保の金融組合だが、返済しないで逃げるものができたので担保や利息を取るようになり無尽と区別ができなくなり、江戸時代には無尽すなわち頼母子ということにな

った。

無尽のやりかたは多くの人を知っているとおり、講仲間が全員一定の掛金をだしあつてくじびきにより落札の順位を決める。一度落札したものは、その時まとまった金を入手できるが、その後は掛金をおさめるだけになる。さらに既落札者は懸銭の支払い義務を保障する担保を入れる仕組みがあつたし、既得分に利子をつけて掛銭をおさめた。屋根ふき、畳替え、普請などにまとまった金を必要とする時にはたいへん都合がよかつたし、事業の失敗や不時の災厄で困窮した時のおたすけ無尽もあつたが、深刻な生活資金の融通より楽しみを目的にしたグループもあつた。落札の日に、配当がすむとあとは酒が出て四方山ばなしに打興〔うちきょう〕じて解散する講もあつた。しかし、近世の章で例を挙げた旗本領の地頭様が百姓たちの無尽仲間に入り、領民への不義理な借越を掛金で帳消しの一助にした例などは、楽しみとは言えないようである。

明治の時代になっても無尽はさかんにおこなわれた。学制公布で瑞穂の地域に小学校が創設された時、学校無尽というのができ、各世帯分に応じた口数の講金を積み立て、落札の当りをたのしむと共に、利子を払う、その利子が学校建設資金になるという方式で、明治初年ごろは日本各地で学校無尽が始まったという。高根、殿ヶ谷、二本木では小学校創設に際して行った頼母子の趣意書がのこっているが、箱根にも石畑にも長岡にも学校無尽はあつた。教育という国家的公益事業の費用を住民の拠金でまかなう。しかもあたりくじの順番をたのしみながら学校ができるのだから、明治はたしかにいい時代だった。

椀講：実は椀講という言葉がなく、この地方の方言で、語尾にコをつけるワンコの方が正しいのではないかと思われる。…祝儀不祝儀の時に使う膳やお椀を組合で買って起き、必要な時に若干の使用料を支払って使うという生活協同組合である。什器の購入出費は資産に応じて不定だったが、使用料は大正年代で一回 15 銭、現在でもつづけられている。各村には椀コ倉というのがあって、この中へ収蔵しておく。石畑の御嶽神社前や箱根ヶ崎にも上中宿と横宿に倉があつた。

11. 日の出町

(1) 村社会、御師と代参講

【遠隔地の信仰に基づく神社は宗教者の活動の結果であつた。御師は地方の崇敬者（檀那）と師檀関係を結び、毎年初穂（はつぼ）を集め、御札などを配布し、参詣の世話を引き受ける。御師の活動が活発化するとともに、伊勢講や神明講といった講が結成された。積み立てを行い、毎年鬮引きで数名を講の代表者として伊勢参りに送り出した。】

『日の出町史 通史編中巻』日の出町史編さん委員会編集、日の出町発行 2002年3月

本百姓と村落 p 86-89

近世の領主経済を支える基盤となしたのが、農村の本百姓である。…本百姓とは、検地帳に田畑・屋敷地を登録され、その保有権を認められた農民のことをいう。…単婚小家族を単位とし、公権によって身分を保証され、村を構成する農民の中核として存在したのである。本百姓とは別に高持百姓とも呼ばれ、年貢・諸役を負担する基礎単位をなし、村の正式な構成因子として年貢・諸役の割り掛けに立ち会い、村の寄合に参加して発言権を有するなど村政に参画する権利を持っていた。こうした本百姓は寛文検地によって掌握され、近世村落が確立してくると言つてよい。

p 86

名主・組頭・百姓代：村の機能を果たすため、村運営の実務は本百姓のなかから選ばれた村役人たちによって行われた。村役人には、名主（なぬし）庄屋、肝煎・組頭（年寄・長（おさ）百姓）・百姓代があって、これを村方三役或いは地方（じかた）三役と呼んだ。 p 87

五人組の編成と連帯制 p 97

入会地：入会とは、複数の人または村々が同一の場所・地域を利用して生活のための資材を得る関係をいう。田畑で作り出せない必要な物資は入会の山野で手に入れなければならない、建築用材、屋根ふきの萱・薪木・道路や橋の用材・牛馬の飼料・田畑の肥料などがその対象であった。

p 137

萱山・萱札銭 p 141-162

農間余業：在郷町の発達 p 218-233

御師と代参講 p 459-462

地域で信仰されている神社のなかには、…遠隔地の信仰に基づく神社は御師や先達(せんたつ)、あるいは修験者・神子（みこ）といわれる廻国の宗教者たちによる活動の結果、もたらされたものが多い。

御師は特定の神社に所属する宗教者で、古く平安中期ごろより発生したと言われる。地方の崇敬者（檀那）と師檀関係を結び、これを檀那場として、毎年、初穂（はつほ）を集め、代わりに神社に祈祷を捧げ、御札や護符、巻数（かんじゅ）・大麻などの配布を行った。いっぽう、檀那の参詣にさいしては宿舎を提供し、神社との仲介などいっさいの世話を引き受けるのも御師の役割であった。

伊勢参り——代参講と道中日記 p 516

18世紀初頭に入り、内・外宮あわせて700家余りの御師が林立したが、そのうち日の出町地域は外宮御師、久保倉大夫の檀那場となっていた。

御師の活動が活発化するとともに、農村では伊勢講や神明講といった講が結成され、伊勢参りを支援した。伊勢講には参加者の成員によって同信者や村を単位とするものから、地域を単位とする大規模なものまで、さまざまな講が結成されたが、一般的には伊勢神宮への参詣を目的として積み立てを行い、毎年、鬮引きで数名を講の代表者として伊勢参りに送り出す代参講と呼ばれる形態を採るところが多い。

12. 奥多摩町

(1) 五拾人講、頼母子講

『田草川家文書5』奥多摩町教育委員会編集・発行 2002年1月 p 200-203

29 亥ノ霜月 大黒柱建 50人講（会主豊前） p200

〔去戌ノ霜月中拙宅焼失仕候処…「屋建五拾人講」への参加願ひ〕

30 頼母子講（日原村会主右京） p201

各々様方益御勇健ニ可被成御座奉大悦候。然は私義近来不如意ニ罷成諸借金等相嵩勤（難か）義ニ付…

口数 53口 但シ壺口ニ付金式分懸ケ

寄合高ノ式拾六両式分

内 金式拾五両 本鬮

内 金式分 花鬮

内 金壹両 座料

…

31 頼母子講御連名帳（二又尾会主重兵衛） p202

(2) 茅無尽、扶助金取立帳

『原島家文書 5』奥多摩町教育委員会編集・発行 2013年 3月 p 34-43

27 明治 11 年寅第 12 月吉日 茅無尽受取性名簿 原島平九郎 p34-36

無尽茅連名

…

ノ式拾壺人

拾式錢五厘ノ無尽

28 扶助金取立帳 p36-43

(3) 明治 13 年 1 月 貢租諸掛無尽懸控簿

『原島家文書 2』奥多摩町教育委員会編集・発行 2011 年 3 月 p 144-147

西多摩郡小丹波村 原嶋平九郎 無尽掛金帳〔1 月 15 日～26 日に 5 つの無尽、うち 26 日に二つ〕

(4) 産業組合の沿革

【組合は貯金業務を行わず出資金の範囲で貸付した。組合員も漫然と金を借出すことに重点が置かれたため不良貸付が多くなり、大正年代から昭和初年にかけていくつかの組合が解散された。

小河内地域には多くの親無尽講があり、組合の清算に影響されたが、無尽によって倒産を逃れた多くの事例もあった。】

『奥多摩町誌 歴史編』奥多摩町誌編纂委員会編纂、奥多摩町発行 1985 年 3 月 p 606-614

明治 33 年の産業組合法…明治 43 年無限責任氷川信用組合、有限責任川井信用購買販売組合が設立され、大正年代 5 組合…。

氷川信用組合は貯金業務を行わず、ただ出資金の範囲で貸付を行う程度…組合員も信用組合員であることを一つの格式と置いていたようである。

当時の組合は確立した指導態勢も及ばず、組合員も自分たちの農業経営に組合を利用するという意欲よりも従来無尽講の延長のような考え方で、いかに貯蓄し、ある時に融資を求めるかというより、漫然と金を借り出すことに重点が置かれたため不良貸し付けの焦げ付きが多くなり、次第に業績が悪化して前記組合のいずれもが、大正年代から昭和初年にかけて解散した。

小留浦信用購買販売信用組合の解散記録：元組合員への貸付で、元利金支払い不可能の者は一時元理事長への借用書差入借入し以て支払いを了すること。…

留浦組合、南組合のいずれもが、当初多くの物資を取揃えて販売したので組合員は大きな便益

を得たのだったが、その便益のため資金繰りを考えないで利用するものが多く、このため終末精算に多くの焦げ付きを生じて解散を余儀なくされ、後味悪い結果に終わった。

当時、小河内地域には多くの無尽講があつて盛んに活動し、これらはいずれも又一無尽、藤七無尽等講元の名で呼んでいたのだが、この無尽によって倒産を逃れた多くの事例もあった。…

昭和7年9月産業組合法が改正され、組合は無限責任か保証責任とし、農業実行組合に加入させて、その組合員に小農が加入でき、産業組合が広く利用できる道を開いたのである。

13. 檜原村

(1) 萱無尽

【屋根普請は、その家にとって一世一代の大事業でした。各地区に「萱無尽」が組織され、地区の人たちが一丸となって萱の葺き替えを行った。】

『郷土史 檜原村』檜原村文化財専門委員会編集、檜原村教育委員会発行 1996年3月 p142-145

茅葺屋根の葺き替えは、約六十年ごとぐらいに行います。その手間や費用は莫大なため、地域を挙げて取り組みました。そのため、村の各地区では葺き替えの家を、話し合いで一軒ずつに決めました。…

屋根普請は、その家にとって一世一代の大事業でした。個人では、萱を集めたり葺き替えまでできないので、地区の人たちが一丸となって行いました。親戚の者もその時は手伝い、大きな鉢などにいっぱい「むすび」を持ってきてふるまいました、

また、屋根葺きの萱を集める手段として、「萱無尽」という方法が各地区にありました。組内のそれぞれの家で、一軒あたりを三把とか四把と決めて供出をしたものです。

その「萱無尽」の規約書が、中里地区に残っていました。これには、屋根の葺き替えの順番や人員、掛金のことなどが決められています。

萱組規約書

- 一 当組合は馬屋萱組ニシテ左ノ人員相互ニ相掛ケ可申候事
 - 一 年限ハ満式拾ケ年間ニ壱回トシ其ノ内ニ都合上申出ル事
 - 一 年毎ニ通常式名トシテ其ノ年度ニ本萱掛有ル場合ハ壱戸若シクハ一同ノ協議ノ上是ヲ定メル事
 - 一 代金掛ハ金式拾銭トシテ申込ミ期迄ニ申出ル事
- 右一同協議ノ上条件相定メ候也

明治参拾六年十二月

起

北多摩地域

14. 立川市

(1) 天保期の立川村の貯穀櫃

「天保期の立川村の貯穀櫃について」坂谷二三男著、『新立川市史研究 第八集』立川市教育委員会発行 1992年3月 p 32-53

江戸初期の寛文（1660）の頃、年貢村請制の確立にともなって、年貢米の一時収納するために設けられた郷蔵がその前身である。〔役人たちの活動と貯穀櫃が十分にその役目を果たした結果、江戸期最も深刻であった天保の飢饉に際して、立川村では一人の餓死者も出さなかった〕。

(2) 農民結合単位

「近世後期五人組の組替え事例について——武蔵国多摩郡柴崎村——」桜井昭男著、『新立川市史研究 第七集』立川市教育委員会発行 1991年3月 p 1-25

①「庭場」とよばれるような、村落生活を通じた共同性を基盤とする集団、②幕藩領主による村請制を通して具現化される、おもに年貢の収集をその中心的な役割とする、一般に組と呼ばれる集団。…これらの諸集団は、例えばその集団の構成員から見ても、それぞれが独立して個々に存在していたのではなく、たとえ農業などの生業を通して形成された共同性に根ざす集団といえども、基本的に幕藩体制下の村請制に規定されつつ、重層的に存在していたのである。

五人組に関する研究は、古くからおもに法制史の分野を中心に研究が進められ、その成果は既に通説として定着しているかのごとき様相を呈している。…〔これに対して〕煎本増夫は、五人組の成立過程の解明とその要因について、キリシタン宗門禁止と浪人取締という従来の通説に対して、幕藩領主階級による農民内部の治安・年貢納入・潰地など共同耕作の連帯責任制の強化にあったことを主張。 p 2

…五人組が単に支配領主の強いた制度としてのみ存在しているのではなく、村内の百姓相互間の基礎、それなりの計画性をもって実際の運営が図られていたことがうかがえる。…組替えの頻繁さの中でさえも、ある程度の地域性を保つことによって、その結合性を維持していた。逆に言うならば、このような結合性の維持があつてこそ、頻繁な組替えという事態を可能にすることができたのである。 p 22

…多様な結合性。…五人組の存在は、その組替えの家庭で見られたような、村落生活における百姓どうしの関係にともなう私的（＝共同体的）側面と、まさに制度的に設定されたという公的（＝行政的）側面の結節点に位置して、その両側面を含みこんで村の諸機能を有効ならしめる意味を持っていたともいえるのである。 p 23

15. 武蔵野市

(1) 村の社会的構成

『武蔵野史』藤原音松著、武蔵野市役所発行 1948年1月

名主（関西では「庄屋」）と年寄と百姓代が村方三役人である。名主は村役人の長者であつて、村長格で方面委員と警察署長を兼ねた様なものである。当時一定した役所がないから、名主の家を役宅として凡ての事務を執ったもので、玄関の入口には「袖がらみ」「六尺棒」「高張提灯」などが置かれた。また「名主牢」といって牢屋の設備を有する家もあつた。…〔世襲→一代→年番

(数箇の庄屋株ともいふべき家柄が交代でこれを勤めた)」。 p 326

〔江戸時代、五人組の上に立つ郡村制度：

郡代→代官→関八州取締役→名主→年寄、百姓代→五人組頭→戸主、家族〕 p353

(2) 人間関係

『武蔵野市史』武蔵野市史編纂委員会編纂、武蔵野市役所発行 1970年3月 p 1142-1147

商店はジョウミセ（常店）とハリミセ（張店）の二つある。

組合とトナリ：組合は自治組織の末端であったが、冠婚葬祭その他の日常生活にとって欠くことのできない相互扶助の組織であった。組合とともに必要な家関係はトナリと呼ぶ隣家であった。境では向う三軒両隣がトナリで、そのうちもっとも近い隣をイチドナリと言って大切にした。日常はなにかにつけ交際し、相談事もしているが、とくに自分の家で婚礼があるときは、イチドナリの主人にザハイ（座配）といって祝儀の手はずから進行に至るすべての指揮をとってもらい、主人の妻には台所の賄のすべてを指揮してもらう。…トナリの関係が重なって組合とか講中となり、さらにムラあるいは町会となるのである。… p 1143-1144

本家と分家：武蔵野市では分家から本家をオモテと呼び、本家から分家をシンヤと呼ぶ。…シンヤがさらにシンヤを出した場合に、オモテからみればそれは孫分家となる。孫分家はオモテをオオホンケ（大本家）と呼び、直接に自分の家を創設してくれた家をオモテと呼ぶ。オオホンケは孫分家をワカサレと呼んで、イチマキの範囲には加えないで、シンルイと呼ぶ範囲に含める。したがって、武蔵野市の場合にはイチマキは十戸を超えることがなく、五戸から六戸で完結する。そこで直接の分家が多くなると、これまでのイチマキから離れて新しくイチマキを形成し、これまでのシンヤがオモテの一を占める。 p 1144

(3) 無尽給付金借用・預り証文

【317 無尽金借用証文：お寺が世話人の畑を担保に、無尽の当籤者（名主）から給付金を借り入れる。

330 頼母子講金預り：頼母子講金5両2分の預り、以降代わりに掛金を支払う（加判人——保証人あり）。但し、この頼母子講金は給付金全額かどうかは不明。】

『武蔵野市史 続資料編十三 境・秋本家文書四』武蔵野市編集・発行 2012年3月

317 文化13年（1816）7月 無尽金借用証文 p 309

無尽金借用証文之事

一金五両は 但、通用文字金也

右は此度名主政右衛門殿無尽当り闔ニ付、拙寺只今慥（たしか）ニ借用申處実正ニ御座候、然る上は満会～急度跡掛可申候、万一拙寺移転交代等致し候節は、後十人江掛ケ合置、盆会無滞掛ケ送可申候、尤太切之連中～受取候金子ニ候得は、為此引当拙寺世話人之内市左衛門所持之畑壺町歩書入置候間、若相滞候ハ、右書入之地面相渡可申候、勿論此義ニ付御連中江少も御損毛相掛申間敷候、為後日無尽金借用証文仍而如件、

借主

文化十三丙子七月

観音寺

証人
市左衛門
会主
政右衛門殿
御世話人
喜七殿

330 天保9年(1838)11月13日 頼母子講金預りにつき一札 p 315

(端裏書)

「吉祥寺村むしん一件
会主 伝之丞」

一金五兩貳分、この書入畑五反歩通用文字金也

右は此度貴殿頼母子講当会当り闇ニ而、前書之金子慥ニ預り置申候所実正也、返済之儀は毎年
会日之砌り金式朱宛急度掛ケ可申し候、万一相滞り候ハ、加判人急度弁金可仕候、仍之加判相添
入置一札依而如件、

天保九戌年
十一月一三日

境村預り人
条次郎
加判人
喜七
親類
文次郎

吉祥寺村
伝之丞
むじん事

(4) 富士一山講社規則・連名控簿

【代参講であるが、積立金を貸出す】

『武蔵野市史 続資料編九諸家文書一』武蔵野市編集・発行(関前・秋本家文書)2002年3月

23 明治7年 富士一山教会講社規則 p 250

24 明治8年12月4日 道筋の家作一件纏れにつき済口議定書 p 252

(次の名簿と同じ氏名が多い)

25 明治9年11月 富士一山講社連名控簿 p 254-263

登山講人数 四十三人

但壺人ニ付貳拾五錢掛ケ

…

六ヶ年之内 壺人ニ付 金壺円五拾錢宛

(以下名簿：氏名の前に「〇〇年代参済」——うち三名「除キ相成」)

一

秋元藤左衛門

一金壹円廿五銭
一金壹円五〇銭
内五〇銭
三人分金四円五〇銭

秋元安五郎
同 忠治郎
同安五郎出ス
保谷定右衛門

此金三銭右三人に渡、
□壹宿五〇銭ツ、
□四年八月二日

田中利兵衛
小川長五郎

記

一粟壹俵
代金壹円二厘
一金壹円
一金三拾二銭五厘
十一月十七日
但壹軒分
一粟三升宛
三十五軒分
ノ一石五升
此内九升四合切

預り人 横山国五郎 六銭六厘利取
丑八月二日受取済
預り人 中村富藏
預り人 桜井角次郎
丑八月二日受取済
八銭八厘利足

不足之分

一六百元
一同
一同
一同
一同
一同
一
一

桜井宇之助
同名初五郎
礒右衛門
辰五郎
庄藏
中通り 金藏
国五郎
藤五郎
登山之節壹度 甚之助
同 利兵衛

寄高
ノ三拾六銭
此内俵繩
三百五拾文引
引ノ三拾貳銭六厘
子年之分

記

明治拾年丑年分

落關之連名

(以下、落關・代参時期 氏名)

寅年貸附金控

卯年出ス

一金壹円七十五錢

中村善吉

…

ノ金三円廿五錢皆済相成

卯年貸附金扣

寅年分

一金壹円七十五錢

中村善吉

卯年かけ金

十八年八月受取

一金貳十五錢

内金五十錢利子

ノ金貳円也

…貸ス、返ス

貸附之分 七円貳拾五錢

卯年不足之分

十四年八月二日

一金七十錢

秋本安五郎断

□四年出ス済

…

講社中にて

横山多吉江

心付連名

北浦分

一稗貳斗五升

秋本安五郎

…

ノ稗五升 大麦壹斗壹升

明治十五年五月五日

南うら

…

登山連名控

明治九年十一月儀定

同十年初登山

十年午八月二日

…

貸附控

記

寅年七月七日

一金壹円七十五銭

中村善吉

一金貳拾五銭

代参金入ル、

ノ金貳円也

十八年七月八日

内金五拾銭 受取

七月八日

一金十銭利子受取

…

16. 三鷹市

(1) 先覚者・大原幽学と二宮尊徳

【我が国の協同組合組織の原形を尋ねると、さらに古く中世にまでさかのぼる。
講で結ばれた地域社会が、共同体としての農村の原形になる。】

『三鷹市農業協同組合史』三鷹市農業協同組合史編纂委員会編纂、三鷹市農業協同組合発行 1998年 10月 p 178-180

イギリスは消費協同組合の母国といわれ、ドイツは信用協同組合の母国といわれてきたが、両国でこうした協同組合組織が生まれた時期に日本の歴史を重ねてみると、徳川末期の弘化元年（1844）から嘉永年間（1848～53）にかけてである。…徳川鎖国体制下の日本の農村にも協同組合組織は生まれていた。我が国の協同組合組織の原形を尋ねると、さらに古く中世にまでさかのぼる。現在の村の原形が生まれたのは、中世の鎌倉時代から室町時代にかけてであるが、その「むら」で発達したのが「ゆい講」や「頼母子講=無尽講」などの助け合い組織であった。こうした講で結ばれた地域社会が、共同体としての農村の原形である。

近世の徳川時代にはいると、無尽講などの助け合い組織は「郷倉」とか「社倉」を所有するようになる。三多摩では「碗倉」とか「講中倉」ともいったが、食料の共同備蓄や共同利用の生活用具などを保管しておく施設である。講という組織による施設共同利用事業の展開であり、施設利用協同組合の原形としてとらえることができる。…

大原幽学が下総国長部村（現在の千葉県香取郡干潟町）を中心に、農民が資金を出し合ってそれを運用する「先祖株組合」をつくったのは、天保9年（1838）であった。ライプハイゼンの「貧農救済組合」より10年も前に、香取郡には貧農救済を目的にした信用組合の原形が生まれていた。…

尊徳がその仕法を完成させたのは天保14年（1843）であった。尊徳がこの仕法の基本としたのが、「五常講」だといわれている。…その偉業を受け継いで生まれた「報徳社」の実践活動は、

仁の道に示された。すなわち財に余裕のあるものが出資し、資金を必要とするものへ貸し付ける事業に基本をおいた、有志農民たちの相互扶助組織活動である。

ドイツとイギリスに生まれた協同組合運動は、経済学的理論に裏打ちされていたため普遍性をもち、協同組合運動の源流とされてきたが、徳川封建体制下で生まれた二人の草分けの協同組合運動も、地域での実践活動においては一步もひけをとらぬ成果をあげた。その意味では、我が国の協同組合運動の源流は、徳川時代にまでさかのぼる。…

都下農村部の組合としては、明治 31 年（1898）に西多摩郡福生村に生まれた福生村信用組合が最初といわれている。北多摩郡では、明治 45 年（1912）に小金井村に小金井信用組合が設立された。設立の動機はやはり低利で肥料の購入資金の融通を図るためであった。

17.府中市

(1) 明治 15 年不人情な平尾の講元

『私の地方史研究』黒田要著・発行 1981 年 7 月 p 345

〔病氣しても伊勢参宮に出発、途中で死ぬ〕

(2) 鬮之宮神社講と無尽

【鬮之宮神社講は無尽から、第三者への金銭貸付に転じ、その利益で祭祀を行っていた。無尽（明治 10.4.8～13.12.8）⇒積立（明治 14.2.8～）⇒貸金（明治 10 年代後半～昭和 42 年 2 月 8 日）⇒銀行預金（昭和 42 年 2 月～）。】

「鬮之宮神社と神社講―旧府中宿における土着信仰の継承―」下村盛章著、府中市郷土の森博物館『府中市郷土の森博物館紀要』第 29 号 2016 年 3 月 15 日

明治以降は、番場宿居住の有志による鬮之宮神社講が作られ、祭祀が続けられている。しかし、明治に一一軒あった世話人（講員）は減少し、現在五軒となった。また、社殿も平成二六年一二月に、鎮座池の事情によって取壊され、現在は各世話人宅に御分霊してお祀りしている…

世話人によると、鬮之宮神社講は無尽講が始まりだという。…歴史的に、神仏の祭祀を目的とした無尽講は、他に例があるが、鬮之宮神社講は無尽から、第三者への金銭貸借に転じ、その利益で祭祀を行っていた。 p 21

これ（明治十年四月八日初会、同十三年辰十二月八日満会）は、無尽の始まりだが、「初会」「満会」は鬮之宮の例祭日と異なる。しかし「同十四年二月八日ヨリ積立」以降、金銭収受は、二月八日を締日としており、例祭日と一致する。以上から、無尽講が神社講の原型だが、鬮之宮との関係は、無尽講が作られたのちに、後付けした可能性がある。…「昭和四〇年時点でも明治二六年の世話人の子孫に限られ、新規加入はない。以上から、明治二六年時点で講の枠組みは固まっていたことが判る。…

神社講の無尽の収支は現存しないが、貸金は「神楽金元帳」に、明治二〇年二月八日付が最古で「一金 六十八円」の返済記録である。借主は世話人の一人で、無尽であれば積立金があるがその記録はない。また「地所抵当 但 利息年ニ老割五分」と、抵当設定されており、この頃既に貸金へ移行していたのだろう。「神楽金元帳」は貸金のために整えた帳簿と思われ、世話人の変

動時期と併せ、明治一〇年代後半に無尽から貸金へ変化したと推定される。

明治二六年には、先述の貸付けが完済され、翌年以降、講員以外への貸付けが始まる。…年利一割二分。抵当は宅地…以降、明治三〇年代には、同様の貸付を並行して行っていた。主に旧府中町在住者が借主で、土地の他に府中銀行の株券を抵当として、配当を利子に充てていたケースもある。この例では、最終的に土地を講が買取り、株は売却して返済に充てている。このように明治時代後期には、神社講は金融業としての体裁を備えていたといえる。

詳細の判る最後の貸付は、大正一四年六月、金八〇円、年利一割二分で、これは昭和 42 年まで継続している。また、昭和三三年五月に臨時総会を開き、世話人共同で、元金一万円を貸付資金として準備したという記録がある。これは貸付先などの詳細が無いが、昭和三〇年代にも、貸金を継続しようとしていた様子が窺われる。なお、大正一四年六月の貸付は、戦中戦後の混乱期を挟んで長期にわたり、貨幣価値の変動のため、結果的に「相当財産を減らした」と、現在の世話人長老は語っている。この貸出はこうした事情もあり、昭和四二年の二月八日に合議の上で、二〇〇〇円の返済で完済となった。その後、同年三月には、基金を銀行に預け、神社講の貸金は終焉を迎えたが、鬮之宮の貸金は開始から八〇年ほど継続していたことになる。

また、これらの収益は、祭祀や神社の保全以外の用途は記録が無く、講員への分配も見当たらない逆に大規模修繕等については、世話人は金銭等で奉納を別途行っている。従って、鬮之宮神社久尾の貸金業は、神社維持の基金運用として行っていたものと結論できよう。p 29～30

18. 昭島市

(1) 村落組織

【講中の役職は、メンバーの持ち回りのものである。毎年村の鎮守社の氏子新年会や、9月の祭礼後の集会在、講中の定期的な寄り合いにあてられている。無縁講：誰も葬式を出せるようにする。昭島の諸村落には、様々な互助的・共同的な機能を備えたものがあつた。】

『昭島市史 附編』昭島市史編さん委員会編集、昭島市発行 1978年 11月 p11-25

旧村時代の昭島の諸村落にあつては、各村ごとに日常生活における相互扶助を主たる目的とした、さまざまな社会集団が編成された。例えば、「講中」と称される村組集団や、その下部組織である「組合（クミエー）」と称される近隣集団などが、それである。これらの組織は、村の鎮守の祭礼とか冠婚葬祭といった「村内（ムラウチ）」での大きな生活行事が、滞りなく遂行されるように、それらの行事に参加し、協力したり、あるいは村人達の日常生活の中での生活物資や労働力の不足を、相互に補い合うといった、さまざまな互助的・協同的な機能を備えたものであつた。

p 11

講中

講中には、村ごとで若干相違はあるが、それぞれ「世話人」とか「旦那衆」とか、或いは「年番」と称される組織のまとめ役が、2～4名決められている。これらの役職は、講中成員の持ち回りのものであり、1～2年ごとに順番にその役につくことになっていった。講中の集會では、「寄り合い」と称され、例えば中神では、定期的な「寄り合い」は毎年4月に開かれることになっている。…拝島の場合は、毎年村の鎮守社の氏子新年会や、9月の祭礼後の集會が、講中の定期的

な寄り合いにあてられている。

これらの定期的な寄り合いの際に、講中の運営についての話し合いや、「講中勘定」といわれる会計報告等が行われる。

各講中には、「講中倉」とか、「膳椀倉」と称される倉が、必ず一つ設置されており、講中共有の膳やワン・盃などの食器類や、座布団、葬式用の鐘・祭礼道具などの「講中道具」が収納されている。…講中道具の貸し賃として…その収入が講中の一切の運営費用に充てられていたのである。…

それらさまざまある機能のうちでも、とくに重要なものの一つは、葬式の際の手助けであろう。

…

中神の三つの講中は、それぞれ約 50 軒がその構成単位となっており、その講中ごとに無縁講が組織されている。これは弔いの出たが場合のみ相互扶助を目的として機能するものであり、江戸時代末期ころから始められたと伝えられるものである。昔は、生活も苦しく、葬式も満足に出せないこともあったため、そうした人のために、講中仲間で、1 軒 1 銭ずつ集金し、その集まった金で、さらし布や棺おけを買う費用にあて、誰も葬式を出せるようにしようと考えたことから生まれたものだと言われている。この風習は今日でも続けられており、弔いが出ると、その前に弔いを出した喪主が、講中仲間の家々を回り、1 軒につき 10 円ずつを集金しているということである。…

以上の如き冠婚葬祭の場合の他に、かつては道普請や橋架けなどの公共の土木工事も講中の大切な仕事であった。…

講中の組織はまた、各村における鎮守社の祭礼やその他の神社行事の際にも、重要な役割を果たしている。…

旧村落では、榛名講、御嶽講、稲荷講、成田講などさまざまな宗教的な講集団が編成されていた。これらの宗教的な講集団もまた、村組織である講中単位で営まれることが多かったようである。拝島の場合とはとくにそれが顕著で、御嶽講、天神講、榛名講、秋葉講、稲荷講などの講が、各宿（即ち各講中）ごとに独立的に営まれていた。…

前述したとおり、拝島では稲荷講は上宿、中宿、下宿の各講中ごとに行われていた。各宿には、「イナリメン（稲荷面）」と呼ばれる講中共有の田地があった。…

二月初午の日待ちの宿は、講中成員のもちまわりであった。…小祠その代参の費用も稲荷田からの収入により出される。なお、稲荷講の費用の余った分は、消防団の運営費に回されたということである。

同じ宗教的な講集団の運営でも、中神の場合には、榛名講、成田講などの各種の講組織は、村全体のものとして、三つの講中合同の形で組織されていた。

組合と隣組

祝儀・不祝儀の外に、組合内で家普請、家壊し、屋根の葺き替え等の作業が行われる場合も、やはり組合の成員が手助けをする習わしであった。これはいわゆる労働交換といわれる形で行われたものであり、組合内でも代々そうした関係で深く結びついた特定の家があり、組合の代表者である「伍長」を通さず、直接それらの手助けを頼み易いそれらの家にまづ援助を依頼し、さら

に人手が足りない場合には組合全体に協力を要請したという（福島）。この労働交換については、相互に等質的な交換を行わねばならないといった厳しい規定もなく、あくまで任意的なものであり、相互の信頼により成り立っていたものである。手伝いに行けないからと言って金銭でそれを代用したり、或いは何日手伝いに来たというようなことを記録する組合の帳面もなかった。また、手伝いに来てもらったからと言って金品によりお礼をすることもなく、ただその時に食事などを出してもてなすことが主な習わしとして行われていた。今日では、屋根の葺き替えにおける協同は見られないが、家壊しや家普請の場合は、そうした労働交換の慣習は、消極的になっているが存続している。

水の講

宮沢町から中神町にかけての奥多摩街道沿いの旧本村地域の一部地区において、22軒の旧家をその構成単位とする「水の講」と称される生活協同的組織が編成されている。（湧水）流路に当たる宮沢及び中神の2村にまたがる22軒の家々では、門前を或いは屋敷の敷地内を流れるこの清流を、古くから、飲用水や、米とぎ、不老の水、食器洗いなど、さまざまに利用してきた。こうした清流（「堀」と称す）の共同使用、維持管理のために組織されたのが、この「水の講」であった。

19.調布市

20.小金井市

(1) 農間渡世

【明和（1764-1772）・安永頃、全国的に農間渡世が増してきた。一方、村々に商人の力が強く入り込み、豪農の多角化経営も進行した。その典型例は、幕府から特権を賦与された商人・豪農による水車、酒造り・醤油造りと質屋の営業。下染谷村（現府中市下染谷）の元質屋糟谷家は28カ村にわたって36軒の送り質屋を抱え、その取引高の3/4以上が送り質屋の資金として融通。

残された20通ほどの貸借証文を見ると、借用額は5両2分がほとんど、期限も申年（1860）までのが多い。申の年が頼母子講の満期で、切替えの年として意識されていたのであろう。】

『小金井市誌Ⅱ歴史編』小金井市誌編さん委員会編集、小金井市役所発行 1970年10月 p 298-313
村々の中の商工業 p 300-304

農間渡世の増加：明和（1764-1772）・安永のころともなれば、全国的に農民の副業が増してくるのであり、小金井もそうした一般的傾向を受け、いわゆる農間渡世が増加してくる。…大工、屋根職人、左官、鍛冶屋、籠屋、植木屋などに専門化しつつあった。…下小金井村だけで20人以上も大工が居た。

水車営業の繁栄：飯料の舂挽——動力。…下小金井新田では安永7年（1778）以来、水車運上を年々250文納めている。玉川上水の分水にかけて設置したものであろう。北の小川村（現小平市）では明和2年（1765）、名主弥次郎が呑用水路を利用して仕掛けたのがはじめといわれる。

『上水記』（『東京市史稿』水道篇一所収）の中に、玉川上水に沿うた水車として、代田・上高

井土（ママ）・鈴木新田・野中新田・田村村・上井草村（合計 32 カ所）などにまじって、現小金井地域の 5 カ所の水車について状況を視察した報告を記したものがある。…水車営業は用水路にかけることが多いため、その用水路の下流を利用する農民との間に争論が生じやすかった。…

このように、水車営業はしばしば悶着を生じるものとなりはしたものの、時代の進展に乗じた価値多きもので、これの繁栄によって営業者は大いに富裕たり得たのである。嘉永 3 年（1850）水車借請人の広瀬村某は、水車持主平太夫に交渉して、毎月の揚金のうちから金 3 朱を減額し、2 分 1 朱とすることを認められているが、この金額は如何に水車が繁栄したかを示すものである。嘉永 4 年（1851）平太夫らしい「金本屋」の粉挽上げ控えによると染谷村（現府中市染谷）紀伊国屋との間に 6 月 1 カ月だけで小麦 21 俵の受入があるほど繁栄していた。近代の大正ごろまでクルマヤと呼ばれて村民にあまねく利用されていた水車営業は、右のような過程で明治期に移行したのであった。

市場との接近 p304-306

肥料購入の必要度：武蔵野新田の開発は当初から肥料に結びついている。

労働力の流出：『高翁家録』によると、元文 3 年の凶作による打撃で働けるほどの者は江戸へ日雇い稼ぎに出てしまい、新田地帯には老幼しか残らなかったとある。その後も、ややもすると労働力が江戸へ流出する傾きがあった。もちろん江戸への人口集中は幕府の抑制するところであり、固く取り締まっていたのであるから、成人したものが堂々と村を出る訳にもいかなかった。

下肥議定書：「糞（こやし）代高騰につき引下げ願書」…天保 14 年（1843）には幕府が斡旋をして寛政年間の申渡しに復することを目途に、5 カ条の議定書を取りまとめさせている。その第一は従来の汲み取り関係を破って新たに割り込むことを制し、武家方、寺社も町方も、従来の掃除（汲み取り）人に無断で別人と契約してはならぬとし、第二は何か口実を設けて料金（汲み取り人が払う）をせり上げてはならぬといい、第三に下掃除代の相場は、15 歳以上（くみ取る家の家族の年齢）平均して一人につき銀 2 匁 7 分くらいと定めている。

商業資本の勢力 p 306-308

質屋と元質屋：村々に商人の力が強く入り込んでくるに際して、とくに根強い力を有したのは幕府から特権を賦与されている商人であった。水車なども前述の田無村半兵衛に見るように、豪農の多角経営の一端となっており、幕府にとってはまとまった運上金の源になるだけに、特権的に保護する傾向を生じたようである。

酒造り・醤油造りと質屋とは、そうした特権的営業の最たるものであった。…それら質屋の元締をするのが元質屋で、小金井付近では下染谷村（現府中市下染谷）の糟谷家が有名であった。糟谷家は油絞りと醤油醸造を営業していた。…油を搾った後の粕は肥料として農民に歓迎されるものであったので、肥料を農民の必要な時期に売ることによって農産物を廉価で買い上げることができた。貧しい農民は肥料代を前借りして農産物で利息つきで払うようになったから、こうした営業はきわめて有利なものになりえたのである。

質屋を開業したのは明和 4 年といわれるが、時の経過とともに元質屋として確立し、文政 10 年ころの年間取引高は金 5490 両と銭 5194 貫余であった。しかも、この金の 76%、銭の 86% が多数の送り質屋の資金として融通されていた。糟谷家に属する送り質屋の数は 36 軒、28 カ村に

渡っていた。

当時の貸借関係：〔残された 20 通ほどの貸借証文では〕貸手は名主藤五郎で、借用人は梶野新田とその周辺の農民、借用額は 5 両 2 分がほとんどであり、期限も申年（安政 7 年—万延元年）までというのが多い。申の年が頼母子講の満期になるかして、切替えの年として意識されていたのであろう。p 307

質小作の状態：右の梶野新田の場合は抵当物件がないが多いが、ふつうはまとまった金額を借りるには土地を質入する形をとる。そして小作として耕作を続ける。

上小金井村における階層分化：江戸時代後期には農民の階層分化が著しいといわれている。小金井の村々においてもその点は基本的には変わりがない質屋営業が反映し、酒屋・肥料屋の進出が見られれば村落の構造が変わってくるのは否めない。

(2) 村の金融

【200 葭無尽は屋根無尽であろう。201 と 202 は純粋な頼母子講であった。】

『小金井市史』資料編 近世、小金井市史編さん委員会編集、小金井市発行 2017 年 3 月

200 享和 2 年（1802）正月 梶野新田の百姓、村中普請のため葭無尽を始める。 p 489-490

梶野新田村中無尽覚帳（梶野家 57）

（表紙）

「享和二歳 村中並無尽覚帳 戌正月 梶野新田 村中」

覚

村中普請ニ付葭無尽

但壺ヶ年 春壺軒 秋壺軒

但壺軒ニ付葭壺駄宛

但壺軒ニ付館（飯）米壺升宛

右之通り村中相談之上取極置申候処、仍而如件

享和二戌年

正月～始り

村中

（以下年季月）濟（氏名）

201 天保 8 年（1837）12 月 梶野新田の藤五郎等、榎戸頼母子講を始める。 p 490-494

梶野新田榎戸頼母子講連名帳（梶野家 135）

（表紙）

「天保八年 榎戸頼母子講連名帳 西十二月（ ）（虫損）日 多摩郡 梶野新田」

一壺口 金三分掛

此訳

一金壺両 茶代

一金壺分 花

一金貳両貳分 割返し

一金拾五両 手取

ノ金拾八兩三分

右圖頼式拾五〈 〉(虫損)〔編者注：口か〕

一壺口ニ付金式分式朱ト銀壺匁五分

一半口ニ付金壺分壺朱ト銀七分五厘

二口ノ金三分三朱ト銀式匁式分五厘

此人数拾人

壺人ニ付金壺朱ト式匁壺分ツ、

天保八年酉十二月廿日朝会戸倉ニて取

壺会毎ニ銀六匁ツ、惣達江割返し

△右印はつり相濟候□(虫損)

藤五郎

…以下九名(内五名△付?)

右之者共年三会無相違出金可致もの也

戌四月廿八日二会目

一金三分三朱ト式百三拾文

□(虫損)金

野中善左衛門 大沼田無出合よし

落札

…

202 万延元年(1860)4月 下小金井村の善左衛門、府中宿万蔵にて頼母子を開催する旨を上小金井村他四カ村に伝える。 p 494-495

府中宿頼母子につき順達

(鈴木英男家三〇 万延元年三月「御用留」)

覚

一人数五拾五人

寄り金五拾五兩也

但壺口金壺兩懸ケ年ニ四会

内訳

金五拾兩也 落鬮

同三兩也 座料

同式兩也 割返シ

府中宿

会主 万蔵

世話人 …〔6名〕

21.小平市

(1) 文貧民救合力

『小平市史料集 第十八集 村の生活4』小平市中央図書館編集、小平市教育委員会発行 2006年 p 310-313

村方身元相応之者～飢人数え取続ノ儀…銘々米麦金之内前書之通割合候処相違無

(2) 講の現在

【活動の写真をみると、少なくとも 2010 年現在各種の講が活動している。御嶽講（結講 150 周年）、榛名講（講員 40 名）、戸隠講（講員 43 名）、成田講（講員 50 名強、10 名以上代参。僧侶が来て祭りも：一種の日待ちか）、代参先が変わる代参講（例：小川四組の 30 名弱）。「小平では、協力同心の目的で集まる場のことも講と呼んでいた」。上水本町では数年前に「膳椀講」が解散したが、みんなと顔を合わせる機会が減ってきたため、うどん会（うどん講）を作って年に一回集まるようにした。旧野中新田の延命寺檀家の女性たちは念仏を唱えていると同時に、ご詠歌を習い延命寺の行事で披露している。】

『小平市史 地理・考古・民俗編』小平市史編さん委員会編集、小平市発行 2013 年 3 月 p 581-591

江戸時代から関東平野に広がる村々には代参という習俗があった。…代参は多くの地域で今なお続けられており、春になれば代参の御札を街中で見かけることができる。この御札は勧請（かんじょう）した小祠に供えられることもあるが、家の戸口、畑の境、村境、といったウチとソトとの境界にも立てられる。

御嶽講：御嶽講は東京都青梅市の御嶽神社まで代参しに行く講である。小平で一番よく見られる講で、止めてしまったり簡略化してしまったりした講もあるが、現在も旧小川新田、旧上鈴木、旧大沼田新田、旧回田新田地域の各所で続けられている。講は各旧村で一つというわけではなく、旧村の中にいくつも結ばれている。御嶽山は作の神様であるといわれ、農家の崇敬を集めていて、講員のほとんどは江戸時代から住み続けている旧家である。小平の御嶽講の多くは江戸時代から続いており、大沼田の御嶽講にいたっては、結講百五十年の記念碑を御嶽神社参道に立てている〔記念碑は 2010 年 12 月 28 日撮影、榛名講の代参人を決めるくじ引きの写真は 2010 年 4 月 14 日撮影〕 p582…

榛名講：群馬県高崎市の榛名神社まで代参しに行く講である。かつては旧下鈴木地域でも行われていたそうだが、旧野中新田では今も続けられている。旧野中新田で続けられている講の名称は、小平市野中榛名講といい、野中三地区（北・東・西（天神町））で一つの講であるが、代参者の選出やお日待は各地区ごとに行っている。現在の講員は 40 名弱であり、講員が一番多い地区は西（天神町）の 23 名である。…お日待でうどんを食べる慣わし…

戸隠講：長野県長野市の戸隠神社まで代参しに行く講。小川町で今でも行われており、講員は小川一番組から四番組までの人が中心に 43 名である。…

成田講：千葉県成田市の成田新勝寺（真言宗）まで参詣に行く講である。講員は上水本町の人たちを中心に 50 名強である。…成田講の講員が集まり、鈴木町の宝寿院（真言宗）の僧侶が来て祭りを行っている〔写真 2010 年 1 月 28 日〕

代参講：特定の代参先をもたず、その時々都合で行先を変えている講。例えば、小川四番組の代参講、四番組の住民のうち 30 名弱が講員である。…現在では講員の半数が代参に行く形となって、2 年ごとに行き先を変えるようになっている。

代参人数は明治末以来増加してきている…ある講員の話によると、旧村地域ではただの遊びだと人は集まらず、神社に御札を納めるなどの大義名分があると集まるのだそうである。

講の現在 p 590-591

うどん講：講という言葉は、信仰を目的に集まる団体だけを意味するのではない。小平では、協力同心の目的で集まる場のことも講と呼んでいた。…上水本町…かつてしっかりと組織された膳椀講があったという。しかし、数年前に解散し、講椀は各々に分けてしまった。そうしたところ、講がなくなったことでみんなと顔を合わせる機会が減ってきた。そこでかつて人が集まったときにはうどんを食べていたので、うどん会を作って年に一回集まるようにした。この会をうどん講と呼ぶ人もいて、いわば新しくできた講といえる。うどん会では、朝、上水本町集会所にみんなが集まり、三、四時間ほどかけてうどんを一から作る〔写真 2010 年 1 月 28 日〕。

念仏講：現在では念仏講のほとんどが廃絶している。そうしたなか、今でも旧野中新田の延命寺の檀家の女性たちは念仏を唱えている。この念仏講は、もともと延命寺境内の観音堂で練習していたという。現在は 25 名くらいで続けており、青梅からやってくる先生のもとでご詠歌を習っている。延命寺では 3 月 29 日に大般若会、9 月 15 日に施餓鬼が行われるので、そのときに本堂に上がってご詠歌を披露している。

(3) 無尽関連トラブル

『小平市史料集 第十五集 村の生活 1 事件・事故・訴訟』小平市中央図書館編集、小平市教育委員会発行 2004 年 3 月

- 228 明和 2 年 10 月 (中藤村真福寺無尽懸ケ金出入一件ニ付返答) p 270
- 229 明和 2 年 10 月 乍恐以書付御訴奉申上候 (真福寺祠堂金利分滞出入ニ付) p 271
- 230 明和 2 年 10 月 (真福寺無尽金闔金御渡願) p 271
- 257 安永 3 年 4 月 差上申一札之事 (秩父観音講之乱暴狼籍訴訟内済証文) p 304

(4) 齊藤家の金融事業と玉川銀行の経営

【質屋→金融会社 (→「国盛支社」) →共立銀行 (→玉川銀行)】

『小平の歴史を拓く (上) 一古文書目録解題編一』小平市中央図書館編集・発行 2009 年 3 月 p 344-353

質屋を始めたのは安政 6 年 (1859) →明治 10 年 (1877) 3 月に金融会社 (「齊藤社中」の記録) →明治 12 年 (1879) 7 月国分寺村の本多良助宅に設置された国盛社に合併され、貸付営業を専務とした会社「国盛支社」→明治 15 年 (1882) 7 月同じ株主が「共立銀行」を設立、9 月に玉川銀行に改称。

22. 東村山市

(1) 家普請、質屋渡世、水車仲間

【相互扶助の家普請：屋根替。18 世紀後半農閑余業としての質屋渡世を行う農民が出現、市域では最も早いのは文化 3 年 (1806) であった。豪農或いは在郷商人らは水車稼ぎ (その製品の粉類が江戸近郊の穀問屋を通じて流通)、田畑の耕作や小作経営をしながら肥料商や穀商として在方に展開し、高利貸としても農民のなかで経済的優位に立った。】

『東村山市史 1 通史編 上巻』東村山市史編さん委員会編集、東村山市発行 2002 年 3 月 p

618-623、684-685、706-715

家普請：萱（茅）葺き屋根…屋根替えは村の暮らしが相互扶助によって成り立つ事実を、子どもたちも学ぶ機会であった。近隣の子供も総出で古い萱や麦藁を片付け、庭や畑に積み重ねて、堆肥や灰を作ったのである。p 620

質屋渡世：18世紀後半になると、農間余業として質屋渡世を行う農民の出現が見られた。質屋の成長は当該地方の村々に貨幣経済が浸透発展してきたことを示している。市域の村々で質屋渡世が登場してくるのは文化3年（1806）の廻り田村彦右衛門が最も早い事例。p 684

水車仲間の結成：水車は自然河川にしる用水にしる、その本流に直接仕掛けられることはなかった。本流から堀を引いて導水し、そこに小屋を建てて水車を設置するのが通例であった。…

水車稼ぎは、雑穀生産を背景に広範に展開していた豪農或いは在郷商人らによって行われていた。水車を設置し経営するには財力がなければできなかつたからである。彼らは、田畑の耕作や小作経営をしながら肥料商や穀商として在方に展開し、一方では高利貸としても農民のなかで経済的優位に立つ存在であった。…

水車稼ぎ人によって製粉された粉類は江戸近郊の穀問屋によって買い取られ市中へ売り捌かれていた。穀問屋らは、江戸の地廻り米穀問屋仲間に加え、武蔵野地方の雑穀・粉類を独占的に集荷していた。…

文政2年（1819）5月、武蔵野の水車稼ぎ人たちは、粉の価格が下落して仕入れの小麦の価格に引き合わないので困窮するとして、30日間一斉に休業することを申し合わせるという事件が起こったのである（『保谷市史史料編2』野中家文書）。…一方このころ水車稼ぎ人たちの間では、粉を問屋を経ず直接江戸へ売り込む「直売り」が行われていた。しかし、江戸の穀問屋らは直売りを違法とみなしていたため、彼らはこれを阻止しようとした。

(2) 頼母子講掛金取立帳、催合掛金請取帳、連名帳、稻荷講金

【411 催合掛金請取帳：覚に記録される各会の掛金の金額が少しずつ違うので、それは未給付者の掛金で、この催合は入札頼母子講だと考えられる。4両2分掛と定められたが、給付を受けた者の掛金であろう】

『東村山市史8 資料編 近世2』東村山市史編さん委員会編集、東村山市発行 1999年3月

410 元治元年（1864）6月27日 御地頭所頼母子講掛金取立帳 p 505-508

（表紙）

「 元治元年

御地頭所頼母子講掛金取立帳

子六月廿七日

世話人

村役人 （虫損）」

…

（池谷家文書）

411 慶応2年11月吉日 催合掛金請取帳 p 508-510

一会日 三

七月五日

十一

仕法

一式拾八人講

但壺口掛

金四兩貳分也

合金百貳拾六兩也

一金百兩也

本鬮

一金壺兩也

花

一金五兩之座料

一金貳拾兩之割帛

右之通り

覚

壺口

一金三兩三分ト貳百五十四文 初会

右之通り慥ニ受取申上候、以上

寅十一月五日

せハ人

〔以下、17会まで毎回金額少しずつ違う。なお、18会以降記録なし〕

(裏表紙)

「 世話人 (5名)

大岱

会主

亀次郎様

藤屋五郎次

」
(市川家文書)

(3) 家族の展開、講

【分家の際には、何らかの財産分与が伴う。廻田では自治会、崇敬会が発足してからは、崇敬会の筆頭代表役員が講元となり、自治会の社寺委員が実務者として代参の取りまとめやお礼の配布を担っている。宅部では講元は代々旧家が引き継ぐ。御嶽講（講員50戸程度）、戸隠講（講員160戸位、毎年20名強代参）は少なくとも市史編さん時に活動。】

『東村山市史4 資料編 民俗』東村山市史編さん委員会編集、東村山市発行 1999年3月

家族の展開 p78-85

①長男はおおむね家の相続者となる。②二男は分家を創設することが多い。③三男以下の男子には、比較的 to 多様な人生の選択肢が与えられる。④女子は嫁に出る割合が顕著である。

…分家は、相続者以外の者が新たな家族を創設する行為である。…分家の際には、何らかの財産分与が伴う。…分家前の本家財産のどのぐらいの割合に当たるのか注目してみよう。かなりデータが限られているため、安易な判断はできないが、多くとも2割程度と見られよう。…

講 p 217-233

いずれも代参講であり、廻田では、鎮守の氏子は例外なく御嶽講と戸隠講の講員でもあったので、氏子総代が講元を兼ねていた。自治会、崇敬会が発足してからは、崇敬会の筆頭代表役員が

講元となり、自治会の社寺委員が実務者として代参の取りまとめやお札の配布を担っている。

一方、宅部では、氏子組織とこのようにした対応関係はなく、講元は代々旧家が引き継ぐ習いで今日に至っている。また、必ずしも御嶽講、戸隠講の双方に加わっているわけではなく、御嶽講のみに加わっている家が多い。また、廻田では、人々の関心もつばらそれら二つの講に収斂される傾向を示すのに対し、宅部では、比較的様々な信仰対象に対して講が組織されてきた特色がみられる。…

御嶽講：宅部では現在でも 50 戸程度の講員がおり、5 年に一度の代参を原則として、毎年 10 人程度が代参する。…

戸隠講：長野県の戸隠神社に参拝する。農業の神、…秋の代参であったが、信州が寒く、代参者が高齢化するにつれて、いつしか春の代参となった。…廻田では、現在でも 160 戸位の講員がおり…20 人強の参加者を得て代参が行われる。…

[廻田の榛名講は、1980 年ごろに解散した。不動講は、宅部に伝わる講である。稲荷講：初午の日の会合の意味ではなく、稲荷に信仰心を持つ人々の講が宅部に存在したが、1980 年頃解散した。このほか、富士講などの名称が宅部に伝わっているが、今日実態はない。]

23. 国分寺市

24. 国立市

(1) 村・家と講

【無縁講中：葬式で同じ講中全戸が香典を出すことになっている。昔からこの金額は棺桶が買える額という基準になっていた。連絡と集金は、前回葬式を出した家が行うのが通例であった。】

『国立市史 上巻』国立市史編さん委員会編集、国立市発行 1988 年 3 月 p 233-249

イッケという言葉があるが、それは親子、兄弟、甥、姪ぐらいまでのつながりをいう。…現在でもイッケのかかわりあいをもっとも濃厚に出てくるのが、初午の稲荷講の集まりである。p 233 …

オクミアイ：谷保のむらうちには、各地区ごとに表 5 に示したような講がつくられていた。それらの講中はたいていが葬式講でもあり、念仏講（特に主婦、僧によった）でもあった。そのほかに代参講をつくっていた。主なものに榛名講・大山講・御嶽講の三つが挙げられるが、ほかに妙義講・富士講・秋葉講などを作っており、これらは 4、5 月に代参を立てた。p 237…

組内の一軒に何かおこれば、すぐクミアイの人が駆け付け、困った時だけでなく、慶びごとにおいても深いつながりをもっていた。現在は町内会、それに隣組といわれるものが組織されているが、昔から作られていたオクミアイの組織は、それとはまた別のつながりで現在も重層している。p 238…

下谷保には、無縁講中といわれるものが二つあり、それは上講中（上組、中組）と下講中（通り、サンヤ）とに分けられていつ。そして同じ講中にある家が葬式を出した場合、その講中全戸が香典を出すことになっている。昔から、この金額は棺桶が買える額という基準になっていた。

その講中への連絡と集金は、前回葬式を出した家が行うのが通例である。p 239…

講中の倉：婚礼、葬式、その他の祭礼に使われる諸々の用具は、椀子倉・ほうど倉・ほうぞう倉・講中倉・講椀倉などとよばれるなかに所蔵されているものを、共同で借り出すことでまかなわれた。p 248

25. 狛江市

(1) 払えない掛金を債務に処理、無尽講掛金覚

【647 頼母子掛ケ金一件内済証文：崩れた講の債権債務の処理。649 無尽諸掛金覚：24 会目まで一部の掛金を積立て利殖し、25～32 会に割返す。】

『狛江市史料集 第五』狛江市 編集・発行 1976 年 6 月 p 276～279、282～283

647 天保 7 年 (1836) 4 月 頼母子掛ケ金一件内済証文 p 276

内済取極メ一札之事

□ (善次郎カ) 殿親重八殿へ文化十四丑年金子用立置候処、文政二卯年貴殿名前ニ而書替頼母子掛ケ金懸崩ニいたし、終会之節証文可相返答、其外式通古証文有之候処、勘定書等も有之、夫々事柄相分り候ニ付、今般金子式両私方へ請取内済仕候処相違無御座候、然上は田地之儀も御談し申候処、一躰訳ケ柄も有之候儀、殊ニ仕農ニ向居候事故、当十二月迄之内村方並懸り合衆中一同相談之上相返可申答、右証文金之儀は事柄相分り候ニ付、聊無申分和談内済仕候、重而願ケ間敷儀毛頭無御座候、為後日立入人一同連印一札差出申候、仍而如件、
天保七申年四月 猪方村当人…

648 弘化 2 年 8 月 (1845) 無尽掛ケ金一件済口証文 (案) p 276-278

[寺院無尽の掛金の未払い分を、組頭に分割払いした上、その不足分を貸付の証文を作成]

649 年欠 10 月 無尽諸掛金覚 p 278-279

覚

一、連衆三拾式人

但し □ 欠 □ 金壹両懸 年ニ三度ツ、

此金三拾式両也、

一、金三拾両 積金の崩

一、同壹両式分 席料

一、同式分 花鬘

式会目金三両取秣 (払カ)

壹会ニ金壹両ツ、取増金也、

内金三両割返し

右割返シ之分壹人割五匁八分

引懸金三分式朱壹匁七厘 (分カ)

残金式拾七両

式拾四会目迄積立式百拾六両、式拾五会目 三拾式会目迄追々八会ニ割渡し候処、金式百式拾式両

右差引仕候処金六両不足ニ相成候得共、追々割渡し候ニ付、右之内利分に而埋申候、

右満会取金都合

金三拾六両也、

拾五会目引掛ケ

金三分三匁

三拾会目～割返シニ相成申候、

右金子之義猪之方村ニ而善次郎殿、上野毛村ニ而幾太郎殿、鎌田村ニ而源平殿、右三人之世話人ニ而金子預り置無間違割渡候、急度満会可仕候、

辰十月

岡本村
会主
兵吉
兵右衛門

(2) 武州一宮代々御神楽拾人講連名覚帳

『新狛江市史 資料編 近世 1』狛江市史編集委員会、狛江市発行、2016年3月

36 嘉永6年(1853)11月 御掛金請取 p 147-149

20 天保11年(1840)12月 預り申金子之事(普請金の借り受け) p 375-376

21 万延元年(1860)8月 武州一宮代々御神楽拾人講連名覚帳 p 376-377

右連名之者三月式人、八月式人、年に四人ツ、毎年参詣致へくもの也

但し講之儀は壺講拾人ツ、壺講は壺人ツ、壺戸ニ参詣致也…

22 文久2年(1862)10月 神木山不動尊百味講中連名覚帳 p 377

右之者儀、永代百味講ニ致し置候もの也…

25 嘉永4年(1851)正月 屋根替普請諸入用附込覚帳 p 388-399

[屋根替にいつ誰が参加したか、誰が何を持ち込んだかの詳細記録]

(3) 頼母子講掛金請取帳

『狛江市史料集 第九』狛江市編集・発行、1979年3月

26 嘉永7年(1854)閏七月 頼母子講掛金請取帳 p 371-372

嘉永七寅年 頼母子講掛金請取帳 閏七月吉日

覚

閏七月廿一日 初会㊦

一、金貳両也、

請取㊦

十月十四日 式会目㊦

一、金貳両也、

請取㊦

つり百廿三文

三会目 三月一五日

一、金貳両也、

請取㊦

割返し貳百三十四文

卯八月十六日㊦

一、金貳兩	請取㊦
割返し三百六十三文上ケ	
卯十一月十一日㊦	
一、金貳兩	請取㊦
壹朱ト九十壹文つり	
辰三月十六日	六回目
一、金壹兩三分貳朱ト百六十二文	請取㊦
辰八月十七日㊦	七回目
一、金壹兩三分貳朱	請取㊦
二月十一日	八回目
一、金壹兩三分一朱ト二百三十三文	請取㊦
三月十八日	九回目
一、金壹兩三分壹朱ト三十八文	請取㊦
八月十七日㊦	十回目
一、金壹兩三分ト貳百三十八文	請取㊦
十一月十八日㊦	十一会目
一、金一兩三分	請取㊦
午三月十八日	十二会目
一、金壹兩二分三朱ト百五十五文	請取㊦
午八月十八日	十三会目
一、金壹兩貳分貳朱ト二百八十文	請取㊦
午十一月廿日	十四会目
一、金壹兩貳分壹朱ト三百七十一文	請取㊦
未四月廿六日	十五会目
一、金一兩二分一朱也、内壹朱不足	請取㊦
未八月十八日	十六会目
一、金一兩二分也	請取㊦

(裏表紙)

「

滝坂
会主
万右衛門
セ話人

箕和田
織右衛門様

」

28 慶応三年(1867) 8月 頼母子講掛金請取帳 p 373-375

慶応三年

頼母子講掛金請取帳

岩戸邨

卯八月 猪勢治郎
世話人

鬮数五拾貳本

一、金五拾貳兩	寄金
内四兩貳步(分)也、	取料
貳分也、	花
引残金四拾七兩	手取㊦
勇次郎	
金貳朱也、	掛増

おほえ

〔初会 8月3日、以降 10月、3月、6月と 8月（酉年 4、6、9、1、以降 3、7、9、11）の 10日に年 4回開催、14会までの掛金は壹両、15～30会の掛金は 1両 2朱、31～42会の掛金は 1円 10銭 5厘、以降記録なし〕

（裏表紙）

「 箕輪田村
勇次郎様 」

36 年欠 12月 無尽割合金渡状 p 378

覚

廿会目

一、金壹両貳分三朱ト三百文

右は滝坂無尽割合金此者ニ為持差上御改御請取可被下候、

以上、

戌十二月廿五日

入間村

市郎右衛門[㊤]

8 年欠 11月 無尽掛金請取状 p 419-420

覚

一、金三分貳朱也ト鑿百三十五文 十一会目

右之通り慥ニ受取[㊤]申候、以上、

申十一月十七日

会主

善右衛門[㊤]

小足立村

忠 蔵様

(4) 村内互助組織・頼母子

【180 愛国社和合講：穀物の持寄り→売却→貸付→三分：神社寄付、貧困救助、集会費用・講師招聘。185 不動尊護摩講基立法方：宗教講から金融講への中間形態か（渡金計 1548 円、掛金 60×30、会ごとの積立金有）】

『新狛江市史 資料編 近現代 2』狛江市市史編集専門委員会編集、狛江市発行 2016年 3月

第一節 村内互助組織・頼母子

180 愛国社和合講規約 明治 12年 12月 p 392-394

第五条

社員中若不時の災難又は病気に罹り其業に後れたる時ハ、相互に心副いたし輔翼すべきは無論、万一身代行届きがたき程の儀に至り候節ハ、社中積（金）の中を以て他より利安に貸与ひ、追々遍（返）済に至り候様執計ひ遣すべき事

第六条

講社員の者は年々小麦、大豆、玄米貳升つゝ其時々持寄、是を積立置講社の資本とすべし、尤別段有志を以て喜捨するハその限に非ず

但し貧富の差別を以て升を合にする事あり

第七条

積立の穀物売払ひ、代金を社中又ハ社外の者江貸付、相応の利分を加へ年々清算して、前年の貸付をも取立、又復貸替、其時々帳簿に記載し、聊僿略無之様取扱、年々社中一同江広告すべき事

但し社中に苦情申す者有之、万一離社を請者あらば狭義の上望に任すべくし、尤積立物の代価其相場を以て其利分丈を遍（返）還に及ぶべき事

第八条

積立の金員を三分して、一ツは神社仏閣の寄附、一ツは貧困の救助、一ツは年々三度集会の入費とす、成るべくは其時々説教師を招請して懇懃に説論を拝聴し、社中の心根を琢磨して開明の時節に応ずべきことを願ふべき事

181 救合社広告 明治 16 年 2 月 p 395-396

182 和合講集穀帳 p 396-399

183 和合講一条 p 400-401

184 老楽共同講社規約 明治 27 年 9 月 p 402-403

第六条 講社員ノ者ハ毎月五銭ツ、積立置、講社の資本とすべし、尤モ別段有志ヲ以テ喜捨スルハ其限りニアラサル事

第八条 積立金ニヶ年以上ニ至リ都合ニヨリ返却ヲ乞フ時ハ、社中協議ノ上前年度十二月迄ノ元金へ金廿円ニ付廿五歩ノ割合ヲ以テ利子相加へ差戻シ、満一ヶ年ニ満タザル分ハ元金計リ差戻シ可申事

185 不動尊護摩講基立社法方（明治） p 403-405

一 壺口掛金一円ツ、鬮数六十口と定メ、初会ヨリ三拾口迄落鬮ニ致、左ノ金高ヲ御渡可申候、残参拾口之御方は満会后一ヶ月廿日限り左ノ金ヲ御渡可申候事

一 会年々六会ト定メ二、四、六、八、十、十二月十五日を予メ定日ト相極メ申候事

一 鬮之義ハ初会ヨリ三会迄通定之□□ニ致、四会目ヨリ一会度糶入札ニ致、残金之内五分ハ当日入費ニ申請、残五分ハ残鬮数江后会ニ御割渡可申候事

但し午後三時限り御出願無之方を代鬮ニテ取計可申候事

右御承諾之上ご加入可被下候、此御連中之内江御預り金御用達之節ハ掛金高五、六分通迄金廿円ニ付壺ヶ月金廿五銭ツ、之割合ヲ以テ御用達可申候也

但し当日弁当、茶菓子等一切差出不申候事

[1~8 会 10 円、9 会目の 11 円から 25 回目の 27 円まで 1 円ずつ逡増、26 回目の 29 円から 30 回目の 33 円まで逡増]

残り三拾口は満会后壺月廿五日限り壺口ニ付金三拾三円ツ、御渡可申候事

右之通り相違無御座候也

右会主玉泉寺住職 宇賀神義範

右護摩講世話人惣代 小川重八

大久保吉之丞

右金円取扱周旋人 5 名

26. 東大和市

(1) くらしと信仰

『東大和市史』東大和市史編さん委員会編集、東大和市発行 2000年3月

講は社会生活を送る上で大切な意味を持つ一方で、親睦を深める娯楽性を帯びたところもあった。仏教の信仰から発した講が時の流れとともに単に組織や集団を意味するようになったのにつれ、おひまちも信仰と直接関係なく、農事の切りに行う酒宴を称する言葉にもなった。 p 428…

伊勢参宮と旅日記 p 428

明治4年に御師制度が廃止され、昔のように御師の館で太々神楽干、この時も内宮の社殿で奉奏が行われた。…

富士講

仙元大菩薩を信仰する富士講は昔から三国一の霊山として崇拝されている富士さんに登拝する講である。富士信仰は江戸幕府により弾圧されたが、形を変えて脈々と続いていた。当地では講としての話は清水と狭山にわずかに残るくらいである。…

市域にはかつて庚申講、弁天講、節分講、馬頭講などが行われていたが、今は痕跡のみが知れるだけである。神仏の信仰を目的とする講のほかに、職能集団による太子講や愛染講と経済的講ともいえる頼母子講や無縁講も行われていた。

(2) 講 覚（タイトルなし）1856

『武蔵国多摩郡後ヶ谷村杉本家文書（安政年間）上巻』村用日誌・村用日記帳、東大和市郷土史グループ みちの会 編集、杉本堅治 発行 2012年3月 p 62

(百五)

安政三辰年十一月廿一日取結

一鬮数三拾五本 壺口金壺分式朱掛

此集金拾参両式朱也

内金拾両 手取

金壺両三分 割返

金壺両壺分 座料

金式朱也 花八本百四文ツ、

月割正月三月六月八月十月

會日十五日

(百六)

一壺口 平重郎 会主

27. 清瀬市

(1) 稲荷講、戸隠講、御岳講

【場所は輪番制で講員の自宅から、神社の社務所・集会所などに変わり、講員の数や開催回数が減るのは普通であった。いずれも編さん時でも行われているものであり、また地域の祭りと連

動する場合が多い】

『清瀬の民俗行事と民俗芸能』さいたま民俗文化研究所作成、清瀬市郷土博物館発行 2014年3月 p 32-62

稲荷講の初午祭

下宿には上宮稲荷神社と松宮稲荷神社という二つの稲荷神社があり、それぞれで稲荷講による初午祭が行われている。…

上宮の初午祭：平成12年までは、氏子宅を1年ごとの回り番でヤド（宿）に当てていた。ヤドを引き受けることは誇りであったものの、家具の移動や畳替えなど、準備が大変なために社務所で行うように変化した。

松宮稲荷の初午祭：2月7日で、1月末ごろに神社の清掃や祭りの準備を行う。平成26年は、2月1日に行われた。上宮神社の初午祭は下宿のカミ（上組）の人たちの祭りであるのに対し、松宮稲荷神社の初午祭はシモ（下組）の祭りである。従来は18軒で行っていたが、代替わりなどによって現在は10軒になった。

上清戸の初午祭

上清戸地区の初午祭：稲荷講の講員によって行われている。上清戸地区は上組と下組とに分かれ、稲荷を各々で祀っている。上組では太田稲荷神社で祀っているが、元は野島家で祀られていたと伝わり、現在は駅前稲荷児童遊園内に祠がある。野島家のキンタロウの名前にちなみ、通称キンタ稲荷という。下組の稲荷は、斉藤家で祀られていたものが、下組により祀られるようになった。

中里上組の初午祭

中里は、上組、中組、下田でそれぞれ稲荷講が行われている。

戸隠講

戸隠講は信州戸隠神社を信仰する講で、清瀬市内では、中里、中清戸、上清戸で行われている。明治13年に現在の所沢市城から講元が中里に移り、その後中清戸でも行うようになった。それを見て上清戸でも講を作ったという言い伝えもある。…

清瀬は現在でも講中がしっかり組織され、祭りは3月から4月にかけて実施される。御師のスケジュールは、1ヶ月ほど前から組み始める。昔は御師の側で訪問日程を作成し、講中へ打診した。ところが、勤め人が増えるなど社会情勢の変化によって、土、日の希望が多くなったため、講中から日程を相談するところも出てきた。現在戸隠の御師は34軒であり、以前に比べ3軒減った。

御岳講

野塩地区の御岳講は現在でも行われており、1年に1回、代参者が東京都青梅市の御嶽山へ登り、御嶽神社を参拝している。参拝に先立ち、講員の中から第三者を決めるオヒマチ（お日待ち）が年に1回ある。…平成25年現在の講員は29名である。

下清戸の御岳講は地区内13班あるうち約100戸が加入し、講元1人、世話人10人で活動している。毎年、1つの班が代参で青梅にある御嶽神社へ参拝するが、代参する班は毎年順繰りで交代する制度となっている。代参となった班は4月初旬に青梅の御嶽神社へ参拝する…また、11月

頃には、青梅から片柳御師が下清戸に来て、御札を講員に配布している。

平心講

上清戸に伝承する平心講は、埼玉県神尾氏平方の八枝神社から御神体のオシッサマ(お獅子様)を借り受けて、オシッサマを担いで地区内を回る行事である。以前は「上清戸のオシッサマ」と呼ばれ、悪疫退散を願う行事として行われた。〔平成 25 年 4 月 29 日の本祭の様子〕

寅祭り

上清戸の寅祭りとは、2月の1番目にやってくる初寅の日に地区のものが集い、地区の1年間の決算を行い、当年中の行事などを決める会のことをいう。また、地区内で15歳に成人した若者の紹介や、新婚夫婦の名前が披露される儀式がある。その後、集落で進行している御岳講や榛名講など、神社へ参拝する代参者を決めるくじ引きがある。…寅祭りは、かつてはヤド(宿)の家で順繰りに行われていたが、戦後の昭和25年頃からは上清戸地区にある集会所で開催するようになった。〔平成25年2月11日寅祭りの様子〕

〔中里の〕寅祭りは、2月初寅の日に中里の氷川神社で行われる。群馬県高崎市にある榛名神社を信仰する榛名講、埼玉県富士見市勝瀬の榛名神社を信仰する榛名講、東京都青梅市にある御嶽神社を信仰する武州御嶽講、それに富士見市諏訪にある諏訪神社を信仰するお諏訪様(お諏訪講)の4つの講の代参を決める行事である。…現在は勝瀬榛名講の講員は55名、上州榛名講の講員が62名、武州御嶽講の講員が62名、富士見市のお諏訪様の講員が4、50名と講の構成員は減少している。

28. 東久留米市

(1) 東久留米の民俗：クミ・クミアイ、講・講中

【講中は地域的な組織か、宗教行事的な組織かを分けることが難しいほど一体化している。村内講は地域的な結束が強く排他的な集団であるのに対して、代参講は加入脱退が比較的に自由。前者は「講中」、後者は「講社」と呼ばれることが多い】

『東久留米市史』東久留米市史編さん委員会編さん、東京都東久留米市著作・発行 1979年3月 p 1013-1026

クミ・クミアイが小規模でかつ基本的な隣保互助の単位であるのに対して、これよりやや規模の大きな家々の連帯が講と講中と呼ばれるものである。講というのは一種の信仰的社会集団で、なんらかの信仰的な対象、目的を共通とする人々によって結成されるもので大別して二者がある。一つはいわば村内的な性格の強いもので、稲荷講、念仏講などのようにその構成員も信仰対象もその地域社会内において完結しておりそれぞれ独立的な形をとっているものである。そして他の一つは富士講・榛名講・御岳講などのように遠隔の霊山名社に信仰を寄せる人々によって各地に結成されたもので代参登拝という方法を採用するところから代参講とも呼ばれるものである。前者が地域的な結束の強固な極めて排他的な集団であるのに対し、後者は加入脱退の比較的自由的なもので、一般に講中といえは前者を指す場合が多く、後者の場合、講社と言われることが多い。p 1022

(2) 講行事

【江戸時代中後期に街道がにぎわい、宿場が発達するのは、商品経済の発達その他代参講の盛行もその一因であった。】

『東久留米の江戸時代：文化財からみた東久留米の村々』岡田芳朗監修、東久留米市教育委員会発行、2005年3月、p 120-121

江戸時代、農閑期の余暇として楽しみにしていたのは、講、または講中と呼ばれる信仰的組織である行事でした。また、同時に講は村の地域社会における相互扶助的役割を果たすものでした。稲荷講や庚申講、念仏講などは地縁的な結束を強める者でしたが、富士講、御岳講、榛名講、三峰講などは、いわゆる代参講で、それぞれの霊山に三経費を出し合って広大で参詣するものです。当時、旅行ができる一番の方法でした。江戸時代中期以降、特に後期になって街道がにぎわい、宿場が発達するのは、商品の流通経済の発達もさることながら、農村社会における代参講の盛行もその一因として考えられています。

29. 武蔵村山市

(1) 五人組とゆい、日待と講

【日待ちと月待ちは、次第に神の来臨を待つ意味が薄くなった一方、村人が集まって飲食をともにするだけのものも現れた。その意味でも講は宗教行事・宗教講から地域行事・生活講に変わる傾向がある。】

『村山町史』村山町史編纂委員会編集、村山町教育委員会発行、1968年3月、p 114-117、358-371、510-525

表 1-19 多摩の銀行・銀行類似会社（明治 23・24 年「神奈川県統計書」より）：13 の銀行などのうち、八王子に 9 と集中、国分寺 2、青梅町 2。 p 116

五人組：為政者が村人の相互監視と連帯責任によって異例の徹底と貢納の確保をはかった。相互扶助に果たした役割にも大きなもの。 p 359

ユイ：この地方では「よい仕事」「すけっと」などと言われ、明治以降は「いい仲間」「隣り組」などの名が一般に用いられ、五人組という形はくずれていったが、その基礎が五人組であったことは言うまでもない。…手伝ってもらった量に応じて、こちらからも手伝いに行くので、そのバランスは極めて自然に取れていた。しかし必ずしも計算の上に立ったものだけでなく、ある家で農繁期を迎えて手が足りないのが分ると、「お宅では手が足りないようだから手伝いましょう」と事前におざわざ出かけてゆき、何をおいてもその約束を果たした。…

「ゆい」の名残りは戦時中の勤労奉仕で返り咲いたが、自然の形のユイは大正末期頃で終わりになり、その後は特別に信仰のある家同志のものになっていった。 p 361

日待と講：祭礼や節々の娯楽よりも多いのは日待と講であった。日待とは月待とともに、特定の日に神の来臨を待つ意と考えられている。しかしいつか神の祭りには関係なく、村人が集まって飲食を共にするだけのものも現れたが、その元にはやはり神の来臨を待つ意があったものである。…日待の中には古峯ヶ原日待のように、作神としての栃木県古峯原神社信仰のための講を結成し、毎年代参を立てて、その代参の帰着を待って日待を開く場合もある。…日待、講共に古峯

ケ原が最も盛んであり、これに次いでこうとして神農講、あるいは蚕日待があり、産泰講が天保十年に復活してから幕末にかけて盛んとなり、安政 6 年 1 月 18 日に初めて見える稲荷日待が、これからしばしば開かれている。…神農講は、中国古代の帝王で三皇の一とされている神農を祭る講であるが、民間信仰としては一般に農業の神とされ、商工業者もそれぞれの職種の守り神としており、お姿は頭は牛、胴体は人であらわされている。1 月の 18 日か 19 日が毎年講の日に当てられている。 p 511-517

(2) 村のなりわいと融通——農村金融の諸相

【253 中藤村百姓催合請取証文：①取親＝給付者、②「半取」、後に「取半親」も、③2人で「半取親」「三分一取親」「四分一親」、1人「半取親」と2人「四分一親」など、④二回連続の「取親」二回目に「同人」、「半取親」の次回に「取親」。】

『武蔵村山市史 資料編 近世』武蔵村山市史編さん委員会編集、武蔵村山市発行 2000 年 3 月

第一項 質地金融 p 379-389

第二項 無尽 p 390-400

248 元文 5 年 (1740) 7 月 中藤村頼母子無尽人数帳〔竹中 2000 参照〕

親 茂兵衛

ノ三拾八人、下分 両組 都合七拾六人

親懸ケ 金壹分

小懸ケ 錢四百文

錢壹貫貳百文 花鬮六本分

金壹兩壹分 当日宿賄金

金貳分 鬮もらい金

会日 二月廿六日、七月廿六日、十月廿六日

249 明和元年 (1764) 十二月 岸村取退無尽御法度連印帳

取退無尽御法度連判帳：取退無尽と号し、三笠博奕同然之由相聞候ニ付、停止之旨前々相触候処、今以不相止、近頃は寺社建立講又ハ品々之講と名付、取退無尽いたし候付、右当人共相頭候分ハ召捕…

250 文政二年 (1819) 二月 中藤村催合加入帳

定

壱口 金貳分懸ケ 但貳拾五口 右寄金拾貳兩二分也

内 金拾兩也 本鬮取

金壹分二朱 花六本

金壹兩也 茶 代

金壹兩貳朱也 割返し

会数年ニ三、四まぜ 初会来三月十三日

251 慶応十四年三月 三ツ木村百姓伊勢講積金借用証文

252 慶応三年十一月 三ツ木愛宕山燈籠建立積立金借用証文

253 明治元年十月 中藤村百姓催合金請取証文

〔給付を受けるため土地を担保〕

第三項 公金・官金 p 400-404

第四項 村借入金 p 404-405

第五項 祠堂金 p 406-410

258 明和2年(1765)10月 真福寺祠堂金利息滞り出入につき詫入一札 p 406

- 一 私儀、此度同村真福寺より祠堂金利分差滞候間、御差紙被相付候処、右金子之義は、無
尽金ニ御座候ニ付、右之段返答書差上及び出入候ニ付、貴殿並証人・組合中一同御出被
下候間、…

(3) 農村金融の展開：、無尽講、指田日記、祠堂金の貸付け

【17世紀の終わりごろから質地による貸借が一般的であったが、それまで土地の永代売り大多
くなくなされていた。質地請戻し出入は江戸時代中期頃から数多くみられる。「質入の年より拾ヶ年過
ぎ候はば流地」と「御定書」で定められたが、50年以上経過した土地の請戻し出入もあった。

親無尽は救済的の目的を持って発足したが、金融的性格が強く現れていた。江戸時代の農民にと
って、無尽講は質屋金融などとならんで最も身近な金融形態であった。同時期に二種以上の複数
の無尽講に参加していた者も多かった。無尽講は単なる金融組織にとどまらず、宗教的性格を帯
びつつ、村民の総意を反映する場であり、その生活や村政運営上にも少なからぬ意味を持つ。

中藤村では、村無尽は1～4とほとんど間隔をおかずに継続的に行われていた。「茂兵衛」無尽
講の最大な特徴は、掛金の一定部分を講に貯めて、それを貸付けに回していた点である。】

『武蔵村山市史 通史編上巻』武蔵村山市史編さん委員会編集、武蔵村山市発行、2002年7月
質地金融 p 984-993

江戸時代の農村に於いても、近世中期以降には、次第に商品・貨幣経済が浸透し、農民は常に
貨幣を獲得する必要に迫られるようになっていた。市域の村むらは、巨大都市である江戸に近接
した地域であるだけにそうした傾向が特に強かったと言ってよく、これまで見てきたように、さ
まざまなかたちの農間稼ぎが農民たちによって行われていたこともその現れであるといえよう。

江戸時代の農民が、借金を多額にかかえるなどして経営が苦しくなった場合、貨幣を入手する
方策として最も一般的に行われたのは、自家が所持する田端や屋敷を質地に出すことであった。
質地とは、所持する土地を手放すのではなく、金銭を借りた相手に契約に定められた期間その用
益権を渡すことであり、借金を返せば土地も戻ることとなる。しかし、こうした質地による金銭
貸借広く行われ一般的となるのは江戸時代の前期から中期、17世紀の終わりごろからである。そ
れ以前は土地の売却、すなわち永代売りが多くなされていた。…幕府は、寛永20年(1645)に
「田端永代売買禁止令」を出して、本田端の永代売りを厳禁したことはよく知られているが、そ
れにもかかわらず江戸時代の前期にはなかなかやまなかった。その理由は簡単ではないだろうが
一つには、近世前期には領主から課せられた年貢が高率であったことがあげられよう。年貢が高
率であれば、田端を買い取った者も作徳、すなわち収穫量から年貢と夫食(ふじき)種籾などの
諸経費とを差し引いた後に残る利益がないために、買い取った田地を小作に出して小作料を取る
ことができず、自ら耕作するほかなかったからである。

ところで、江戸時代の中頃の時期になると、購入肥料の田端への投入や、より商品性の高い作

物を仕付けるなどの農民の経営努力によって収穫量・収益の上昇がみられるようになったことに加え、年貢率が前期に比較して頭打ちもしくは低下する傾向にあったことにより、農民の手元に作徳が残されるようになっていった。作徳が確保されるとなると、農民はそう簡単に土地を売却することはなくなり、まとまった額の金銭が必要となったときは、年季明けに借金を返済すれば土地を受け戻すことができる質地が一般的となっていった。一方、質地を取る側もそれを小作に出して小作料を取ることが可能となった。こうして、質地を介して地主——小作関係がやがて広範に展開するようになるのである。

…質地請戻し出入は江戸時代中期頃から数多くみられるようになり、そのため幕府は將軍である吉宗の命で編さん・制定された「公事方御定書（御定書百箇条）」において、「年季明け拾ヶ年過候質地」は「流地」に、また、「年季限りこれ無く、金子有り合い次第請戻す可し」と証文面に記されている場合も、「質入の年より拾ヶ年過ぎ候はば流地」とあるように、年季明けもしくは質入れの年より 10 年を超えると、証文の文言にかかわらず流地となり、所持権が買取主に移ると規定した。

江戸時代においては、所持する田畑について、それが検地帳上に名請されたものである場合、名請人の子孫はたとえそれが流地になっても所持権を留保することができるという慣行があった（白川部達夫「近世質地請戻し慣行と百姓高所持」『歴史学研究』552号）。したがって、その点を理由になかには流地となって 50 年以上経過した土地の請戻し出入も少なくなく、市郎右衛門の主張もそこから出たものと考えられる。

…江戸時代の農民と所持田畑との関係は、幕府の定めた法令である「御定書」の規定がそのまま摘要されるものではなく、ましてや近代的な契約観念では割り切ることのできない部分が存在したことがわかり、その点が上層農民による土地集積に一定の制限を加えていたと考えられる。当地域においても、江戸時代後半～幕末期には前述したように地主——小作関係が進行していくが、それが本格的に展開するのは近代、明治時代に入ってからである。

無尽講の盛行 p 993-995

江戸時代の農民にとって無尽講は、質屋金融などとならんで最も身近な金融形態であったといえよう。たとえば、日常の衣食住生活に必要な家屋・什器家財（膳・箆・笥・長持・畳・仏壇・夜具布団・衣類など）や、生産活動に必要な諸機材（農具、牛馬、船、網、炭竈など）を購入するための無尽講が全国に渡って常時行われていた。

市域にも無尽講に関する資料がかなり残っており、村民の生活にそれが密接な関係を持ち、共同体としての村落で一定の役割を果たしていたといえよう。三ッ木村の名主の分家筋にあたる家には「かやむじん覚帳」と題した資料が残っており、それを見ると、おそらく屋根の葺き替えのためであろう。村内や近在の農民が各々萱 1～2 駄、縄 5～10 把程度を持ち寄る無尽が行われており、その人数は 58 名にのぼる。こうして屋根葺き替えの材料が集められ、大工を雇って普請が行われたわけである。

江戸期の農村における無尽講は、このように元々少量の物品や少額の金銭を持ち寄っての相互融通・相互救済組織としての性格が強かったが、中期以降になると、商品・貨幣経済の浸透にもなって、農村の無尽講も次第に利殖的性格をおびてくるようになり、その形態も複雑化するこ

ととなる。具体的には、この期間、規模、講金給付、掛金支払いの方法、設立の目的、参加人数とその階層などの違いにより多種多様な形態を見せるにいたり、一村内においても常時 2~3 種の無尽が行われることも珍しいことではなかった。

…長所…四、講金の給付を受けた者は、その後も掛戻金を支払う義務を負っている関係上、それが実質的には負債であるにもかかわらず、当然の権利として意識され、精神的な負担がすくない。…

無尽講は、以上のように長短あわせもつ金融組織であったが、農民にとっては、まとまった額の金銭を取得できる数少ない機会であったと言ってよく、その分、講に対する期待も大きかったと考えられる。

なお、無尽講は頼母子講とも言い、両者は本来その起源を異にするとされているが、江戸時代には同じものとして使用された。市域に残された史料の記載は「無尽」の語がほとんどである。

「指田日記」と無尽講（表Ⅳ - 58） p 995-1001

関係記事中、最も多くみられるのが「村無尽」である。これは中藤村の村民が中心となって組織された無尽講と考えられ、同村の指導者的立場にあった指田もその分その関心が深かったとみえ興味ある記述が散見する。

…「村無尽」の講会は夜に催され、会場となる「宿」は、前回に当たり鬮を引いた者が務めたこと。…中藤村の村無尽は「親無し無尽」の形態をとっていたものだと考えられるが、何らかの事情があって勘七が初会に講金給付を受けることが了承されたのであろう。

なお、右の記事中の「本鬮」は当り鬮を、「割返し」は、未当籤者全員に講金の一部を分配することを、「花」は花鬮の意で、講への参加を促す目的で出席者全員を対象に一会に 5、6 本などと鬮数を定め、当たった者に小額ではあるが一定の金銭を講金のなかから与えるというものである。…村無尽が催された際に、中藤・横田両村の総鎮守である伊勢の森神明者の幟旗や鳥居の製作造立の相談が行われていることが分かる。村民の多くが参集する無尽講は、村の重要な行事を決定する場ともなったのである。次に記事は、一四年間にわたる村無尽が終会に至ったのを祝して、参加者が「花代（花鬮として給付される金銭のことを指すか）」を提供して、酒食をともにしている。無尽講は、村民の懇親を深め共同体としての結束を強める場であったといえる。さらに神明社の拝殿において、村民の寄合がもたれ、新たな村無尽結成の決定がなされているとされていることは、それが恙（つつが）なく終会までよう鎮守の神前で祈り、また誓ったものと考えられる。こうしてみると、無尽講は単なる金融組織にとどまらず、宗教的性格を帯びつつ、村民の総意を反映する場であり、その生活や村政運営上にも少なからぬ意味を持つものであったといえよう。

この点は、「村無尽」以外の講についても同様であったことは、「中藤下大橋国五郎、無尽相談に付き神明拝殿に村中寄合、不決定——天保一三年八月二六日——」、「戸端無尽寄合、配下は茂左衛門宅に寄合、谷川・荻ノ尾の配下の者は神明の拝殿に会し、惣方（参加者の意か）あらかじめ究め——弘化元年一月二一日——」「神明拝殿にて真福寺無尽の寄合、——万延元年三月八日——」などの記事から窺い知ることが出来る。

表Ⅳ - 59 「指田日記」にみる無尽講の開催状況 2：各無尽の開始、終了時期や継続期間。継続期間などの不明なものが多いが、おおよそ知ることが出来る。村無尽は、1~4 とほとんど間

隔をおかずに継続的に行われている点は、中藤村又は同村の村民と村無尽の関係を考えるうえで留意すべきであろう。

…無尽講への加入を決める際には、親類・組合の関係をはじめとして村内外の人間関係、すなわち「付合い」と、掛金を支払い続けられるかどうかという当人の経済状態が重要な条件となる。したがって、中藤村の村民が指田氏と同様に常時3～4種の講に加入しているとはいいがたいが、表IV-59の開催状況から判断して、同時期に二種以上の複数の無尽講に参加していた者も多かったと考えられる。

無尽講の仕法 p 1001-1004

元文5年(1740)7月、中藤村で「頼母無尽」と名付けられた無尽講が組織されている(『資料編近代』248)。

この無尽講は、中藤村の「茂兵衛」が講親となり、同村の上・下と横田村の農民たちが参加して発足した。口数は合計76口で、一会ごとの掛け金は「親かけ」が金一分、「子掛け」が銭400文とし、講の会日は2月26日・7月26日・10月26日の年三回で、期間は元文5年7月から寛延3年(1750)7月の11年間であった。また、会ごとに銭1貫200文の花鬮、金1両1分の宿賄金、同2分の鬮もらい金が講から給付される決まりであった。そのうち「鬮もらい金」については、当り鬮にしては金額が少ないのでおそらく前述した割り返し金の意と考えられる。

この無尽講の特徴は、第一に、既当選者の掛け金である「親掛け」金と、未当籤者の「小掛け」金が区別され…ることである。…一会ごとに集まる掛け金は徐々に増加していくこととなる。特徴の第二は、集められた掛金の内の一部分を講にためておき、それを貸付け金(他貸し)に回している点であろう。この無尽講資料の末尾に、他貸しの際の証文の雛形と、これを借用したものの名前が記載されている。

こうして無尽講から借入金借りていたのは36件分・56名にのぼる。この無尽講は、「茂兵衛」を親とし、その点では救済的性格をもって発足したと言えるが、講の仕法・運営内容を見ると、そこに金融的性格が強くあらわれていることが知られるのである。

…無尽講に参加している者たちは全員が同等の資格・権利を持っているわけではなく、そこに階層性が存在していたことがわかる。しかし、この点は、見方を変えると、無尽講へ参加を望む者は、その経済状況に応じた資金(掛け金)で参加可能であったことを示すものでもある。このように、持口数の多・少による講参加者の中での階層性は、無尽講において一般的にみられるところである。

取退無尽 p 1005-1006

「指田日記」に、天保12年(1841)2月19日「能華徳藏院において掛捨無尽」とは、おそらく取退無尽類似のものを指すものと考えられる。…幕府は、これを博奕同然として、頭取(主催者)と、会場である宿の提供者は遠島に、宿の家主と地主には、過料・手鎖、屋敷取上げなどと厳しい罰を科しており(『御定書百箇条』)、また、町村に対しても禁止の触書を再三出している。…取退無尽が寺社建立講やその他の講などと偽って、武家方・寺社方・町方・在方を問わず盛んに行われていた。

祠堂金の貸付け p 1007-1010

江戸時代の市域村々には、中藤村の真福寺と長円寺、岸村の禅聖寺の三か寺が檀那寺として存在したが、これら三か寺はいずれも祠堂金の貸付けを当地方の農民ほかを対象に行っている。

祠堂金とは、もともとは死者の霊（位牌）をまつるために寺内に建てられた祠堂（持仏堂・たまや・位牌堂）の修復を名目に寺へ寄進された金銭を言う。この祠堂金を貸し付けて利殖をはかる行為は古くから行われていたが、江戸時代においても、幕府の保護もあって中期になると宮門跡方をはじめとする有力寺院や神社のほか、各地の寺社で行われるようになった。祠堂金の貸付けに際しては幕府の許可を必要としたが、許可が下りると、一般の金銭貸借とは明確に区別されて、貸付金の回収に関しても他に優先して行えることなどが認められていた。そのため、自社の自己資金のみでなく商人や上層農民達が差し加える多額の資金がそれに加わり貸付けに廻された。

こうした祠堂金貸付けは、統治法においても、江戸時代後期の化政期頃から、江戸地廻り経済の発展とそれにとまなう農村金融の活発化を背景に盛んになっていたことが、市域に残された史料からも窺える。

次の史料は、三ッ木村の木左衛門が長円寺の祠堂金貸付けを受けた際の証文である。…長円寺の金融活動は比較的早い時期から行われていたようで、延享4年（1747）11月、「荻尾村」名主茂兵衛ほか2名が同寺から金10両を借り受けているのが確認でき（乙幡泉家文書13726）、檀家その他の農民に金銭貸付けを行っていた状況が窺える。祠堂金貸付けに関しては、明和5年（1768）3月に、同じく「荻尾村」名主の市郎右衛門が借用しているのが史料上の初見である。…祠堂金・修復金などの寺社名目（みょうもく）金やその他の公金を借用する際には、通常の貸借における保証人に加えて、名主・村役人も借用人の身元や担保を保証する意味で、その「奥書」が必要とされるのが一般的であった。

江戸時代では、こうした債務処理を行う場合、通常、最後に示した「米屋利左衛門」の記事中にある「配分」、すなわち「分散」という方法がとられた。「分散」とは、現代の破産とその際の債務処理に相当するもので、田畑・家財などを処分した金銭を債務者からの信用高に応じて配分・返済するものである。

30. 西東京市（旧田無市、保谷市）

(1) 天明元年（1781） 井戸講金預証文帳（武州多摩郡新町村）

『東京都古文書集 第一二巻』東京都教育庁生涯学習部文化課 編集・発行、1994年2月

(2) 水車稼、百味講

『田無市史 第1巻 中世・近世史料編』田無市史編さん委員会編集、田無市発行 1991年3月
p 304-305、426-477、694-699、810-811

84 安永8年（1779）3月 年貢未進に付組合・扱人一札 p 304

135 安永9年（1780）3月 水車普請諸色覚帳 p 426-430

151 安政4年（1857）正月 玉川上水南北水車稼仲間議定証文

[毎年くじ引きによって代参人を送る]

152 安政4年（1857）正月 水車一件集会着到帳並江ノ島百味講御札配帳 p 469-473

(3) 村の運営と互助

『保谷市史 通史編4 民俗』保谷市史編さん委員会編集・発行、1989年1月 p 198-219

月番：チョウバを運営していくためには、責任を持って働く人が必要であった。市域ではこれを月番ないしは当番と称していた。月番は、チョウバを構成する家々が1カ月交替で順次廻して軒並みに担当するものであったが、月ごとに交替すると行事の多い月と少ない月とがあるために、担当する仕事の多寡が生ずるとして、しだいに一役（ひとやく）ごとに交替するようになったという。上保谷・又六の例によると、月番はふつう二軒宛であったというが、年中行事との関係から一月、三月、五月、八月は四軒であったという。…

…火の番および夜番と称して、チョウバ構成員のなかから二軒一組となった夜警を出していた。これは月番と同様に家々を順次廻していく軒並みの原則に従い、二軒宛で担当するものであったが、二軒のうち一軒を宿に定め、この宿を中心にチョウバ中を廻るものであった。

…上保谷・上宿の例のようにチョウバを運営するための定期的な寄合はなかったというところもあり、荒井竹のように、オビシャ（初午の行事）や釣舟講などのオヒマチの折に話し合いがもたれることもあった…

〔衛生組合…生産組合…椀講の共有…道普請〕

テマガリ：かつての農家では、折にふれ相互に労働力を交換し合うことがあった。人々のテマすなわち相互の労働力を交換する貸借関係に基づいて行う労働慣行である。これはテマガリ、スケアイ、モヤイ、エイシゴトともいわれるものであったが、主に正月用の餅つきや大麦・小麦の播種や刈り取り、脱穀、あるいは蚕の上簇のときなどに行うものであったという。

井戸替：井戸のある家では春先あるいは夏の渇水時になると協同労働によるイドガイ（井戸替）を行った。

屋根替：昭和30年代から40年代までは藁葺きの屋根が多く見られた。そのため屋根がいたんでくると、それなりの修繕が必要であった。とくにイタク（母屋）の屋根替に際しては人びとの協同労働が必要とされ、本分家関係の親戚をはじめとして、隣、組合、チャンバの人びとは互いに労働力を交換するテマガリによってヤネムキ（屋根替）をしていたのである。人びとはこれを「スケにいく」と表現したが、屋根替のある家の負担を少しでも軽くするために、必ず縄二歩（40尋）を持ち寄ったという。

〔雪かき、奉公人〕

(4) さまざまな講にみる人のつながり

【富士講以外、御岳講、榛名講、穴掘り講、水車講などは市史編さん時には活動している。】

『田無市史 第四巻 民俗編』田無市史編さん委員会編集、田無市企画部市史編さん室発行 1994年1月

信仰による集い p 304-305

戦後に分家した家、あるいは新しく移り住みついた家が入講している例もある。例えば句七区と八区で構成されている御岳講中は、昭和27年に新講員16名が加入し講員は計66名と増えて

いる。また、分家して田無に住み着きすべての生活圏が田無であっても、その家の本家が例えば田無外の保谷市などに在住の場合は、講に関しては本家のある保谷市の講に入り、田無の講にはかかわらないのが通例であった。

また、前掲した葬式の穴掘り講、また祝儀の際の共同椀の講、そして向台の水車講のように生産生活における講を構成していたところもある(第八章 食生活参照)。さまざまな講があり、家々はいくつかの講に入り、さらにクミアイとしての仲間も構成し、幾重にも重層したつながりを持っている。

講中の分布 p 305・306

寺社信仰にもとづく講はかつての各区(番組)を母体として構成されている場合が多く、御岳講、榛名講、稻荷講などがその例になる。田無のなかで句を越えて広い範囲に分布しているものには、古峯ヶ原講、戸隠講、富士講、醍醐講があった。戸隠講は田無の3、4、7、8、9区に分布し、今はなくなったが富士講は田無全域に分布をみる。また、田無の火伏せの神をいただく古峯ヶ原講は農家、商家を問わず田無全域に分布し、現在はそれに周辺の保谷、柳久保、小川、石神井、所沢を含む100軒ほどの講中によって構成されている。

御岳講は田無では3地区で構成されている。一つは向台地区の五、六区の五〇件前後が一つの御嶽講を作っており、その御岳講中がそのまま榛名講をも構成し、オヒマチは御嶽講と兼ねて行っている。但し、講元は別である。そして、七、八区(芝久保)は六〇軒前後の家と一緒に御嶽講を作り、榛名講については七、八区が別々に講を構成している。また、一〇区の谷戸地区では大谷戸といわれた北部の農家一五軒ほどで構成している。榛名講については一〇区全域の農家で構成されており、戦前までは三〇軒ほどの家がないっていたが、現在農家が減って一五、六軒ほどになっている。

これらの講がいつの頃作られたのか明確にわかるものは少ない。…遅くとも明治初期には成立していた。…かつての代参はお参りと同時に泊りがけで旅行ができるという、当時は誰もがめったに経験できなかった楽しみも兼ねており、くじが当たるのを楽しみにした。タチビマチに講金を集め、その日は講中で飲食し、お神酒を飲み、最後にうどんを食べて互いの親睦を深めた。また、かつては講中によってはヒマチのカケゴトは神様も大目に見てくださると言っ、楽しんだこともあったという。ヒマチは神に祈り、その加護に感謝し、そして体を休める日でもあった。

御師まいり p 307

御嶽山、榛名山、戸隠山からは、それぞれ一年に一回、御師が祈祷に回ってきた。例えば御嶽講では、御師は世話人の家に泊まり、次の日の朝一番に講元の家に行き祈祷をすませ、後は各講中の家を一軒一軒講元とともにまわって祈祷し、お札を配って歩いた。一軒十分ほどかけて回るが、向台の五区の場合は、講中の家々を回り終わる頃には夜になってしまう。また、榛名山からは五、六月に御師が回ってきた。この場合はヒマチの日に宿の家に御師が来てくれて、講中はそこに皆集まってい札をいただいた。

文献リスト

1. 八王子市

- 『新八王子市史 通史編 4 近世（下）』八王子市市史編集委員会編集、八王子市発行、2017年3月
- 『新八王子市史 資料編 4 近世2』八王子市史編纂委員会編集、八王子市発行、2015年3月
- 『八王子永昌講五十年史』沼謙吉 編、八王子永昌講事務局発行 1978年
- 『新八王子市史民俗調査報告書 第1集 八王子市西部地域 恩方の民俗』八王子市史編集専門部会民俗部会編集、八王子市市史編さん室発行、2015年2月
- 『新八王子市史民俗調査報告書 第2集 八王子市東部地域 由木の民俗』八王子市史編集専門部会民俗部会編集、八王子市市史編さん室発行 2013年3月
- 『新八王子市史民俗調査報告書 第3集 八王子市西南部地域 浅川の民俗』八王子市史編集専門部会民俗部会編集、八王子市市史編さん室発行 2015年2月
- 『新八王子市史民俗調査報告書 第4集 八王子市北部地域 加住の民俗』八王子市史編集専門部会民俗部会編集、八王子市市史編さん室発行 2015年3月
- 『新八王子市史民俗調査報告書 第5集 八王子市中央地域 旧八王子町の民俗』八王子市史編集専門部会民俗部会編集、八王子市市史編さん室発行 2016年3月

2. 町田市

- 『成瀬——村の歴史とくらし』成瀬郷土史研究会編集・発行、1985年9月
- 『町田市史史料集 第八集 自由民権編』町田市史編纂委員会発行、1973年3月
- 『町田市史 下巻』、町田市史編纂委員会編、町田市発行、1976年3月

3. 日野市

- 『日野市史 別巻 市史余話』日野市史編さん委員会発行、1989年3月
- 『日野市史 通史編二（下） 近世遍（二）』日野市史編さん委員会発行、1992年3月
- 『日野市史史料集 近代3 産業経済編』日野市史編さん委員会、1982年
- 『日野市農業協同組合史』日野市農業協同組合、1988年

4. 多摩市

- 『新 寺澤茂世家文書（上）』佐伯弘次校訂・製版、1989年4月
- 『多摩市文化財資料集 小山晶家文書（三）』多摩市教育委員会社会教育課編集、多摩市教育委員会発行、1987年12月
- 『多摩市史資料編二 近世 文化・寺社』多摩市史編集委員会編集、多摩市発行、1996年
- 『寺澤茂世家文書 第一巻』佐伯弘次編集、多摩市教育委員会発行、1989年3月20日
- 『多摩市史 資料編二 近世 社会経済』多摩市史編集委員会編集、多摩市発行、1995年3月
- 『新 寺澤茂世家文書（下）』佐伯弘次 校訂・製版、1989年10月
- 『多摩市史叢書（1）多摩市の民俗（社会生活）』多摩市史編集委員会、多摩市発行、1988年
- 『多摩市史 通史編一』多摩市史編集委員会編集、多摩市発行、1997年
- 『寺澤茂世家文書 第2巻』佐伯弘次編集、多摩市教育委員会発行、1990年3月

- 『多摩市史 民俗編』多摩市史編集委員会編集、多摩市発行、1997年3月
5. 稲城市
『稲城市史 下巻』稲城市編集・発行、1991年3月
『稲城市史資料編2 古代・中世・近世』稲城市編集・発行、1996年11月
『稲城市史 資料編3 近現代1』稲城市編集・発行、1997年3月
6. 青梅市
『青梅市史 下巻』青梅市史編さん委員会編集、東京都青梅市発行、1995年10月
『川口家石灰関連文書 上』青梅市郷土資料室編集、青梅市教育委員会発行、2000年3月
『武蔵御嶽山文書 第五巻—御師諸家文書—』武蔵御嶽神社及び御師家古文書学術調査団編集、
法政大学・青梅市教育委員会発行、2016年3月
『定本市史 青梅』青梅市史編さん実行委員会編集、青梅市役所発行、1966年11月
7. 福生市
『福生市史資料編 近世3』福生市史編さん委員会編集、東京都福生市発行、1991年3月
『福生市史資料編 民俗下』福生市史編さん委員会編集、東京都福生市発行、1991年3月
8. 羽村市
『羽村町史史料集第九集 はむら民俗誌』羽村教育委員会、1982年3月
『羽村町史』羽村町史編さん委員会編集、羽村町発行、1974年6月
『羽村町農業協同組合史』羽村町農業協同組合、1984年5月
9. あきる野市（旧秋川市、五日市町）
『東京都古文書集 第13巻』東京都教育庁生涯学習部文化課編集・発行、1995年3月
「質屋の話：秋川谷金融史序説」五日市町郷土館『郷土あれこれ』第11号、1985年7月
『秋川市史 附編』秋川市史編纂委員会 編集、秋川市発行、1983年11月
10. 瑞穂町
『瑞穂町史』瑞穂町史編さん委員会 編集、瑞穂町役場発行、1974年4月
11. 日の出町
『日の出町史 通史編中巻』日の出町史編さん委員会編集、日の出町発行 2002年3月
12. 奥多摩町
『田草川家文書5』奥多摩町教育委員会編集・発行、2002年1月
『原島家文書5』奥多摩町教育委員会編集・発行、2013年3月
『原島家文書2』奥多摩町教育委員会編集・発行、2011年3月
『奥多摩町誌 歴史編』奥多摩町誌編纂委員会編纂、奥多摩町発行、1985年3月
13. 檜原村
『郷土史 檜原村』檜原村文化財専門委員会編集、檜原村教育委員会発行、1996年3月
14. 立川市
「天保期の立川村の貯穀櫃について」坂谷二三男著、『新立川市史研究 第八集』立川市教育委員会発行、1992年3月
「近世後期五人組の組替え事例について——武蔵国多摩郡柴崎村——」桜井昭男著、『新立川市史

研究 第七集』立川市教育委員会 発行、1991年3月

15. 武蔵野市

『武蔵野史』藤原音松著、武蔵野市役所発行、1948年1月

『武蔵野市史』武蔵野市史編纂委員会編纂、武蔵野市役所発行、1970年3月

『武蔵野市史 続資料編十三 境・秋本家文書四』武蔵野市編集・発行、2012年3月

『武蔵野市史 続資料編九 諸家文書一』武蔵野市編集・発行、2002年3月

16. 三鷹市

『三鷹市農業協同組合史』三鷹市農業協同組合史編纂委員会編纂、三鷹市農業協同組合発行、1998年10月

17. 府中市

『私の地方史研究』黒田要著・発行、1981年7月

「鬮之宮神社と神社講—旧府中宿における土着信仰の継承—」下村盛章著、府中市郷土の森博物館『府中市郷土の森博物館紀要』第29号、2016年3月

18. 昭島市

『昭島市史 附編』昭島市史編さん委員会編集、昭島市発行、1978年11月

19. 調布市

20. 小金井市

『小金井市誌Ⅱ 歴史編』小金井市誌編さん委員会編集、小金井市役所発行、1970年10月

『小金井市史 資料編 近世』小金井市史編さん委員会編集、小金井市発行、2017年3月

21. 小平市

『小平市史料集 第十八集 村の生活4』小平市中央図書館編集、小平市教育委員会発行、2006年

『小平市史 地理・考古・民俗編』小平市史編さん委員会編集、小平市発行、2013年3月

『小平市史料集 第十五集 村の生活1 事件・事故・訴訟』小平市中央図書館編集、小平市教育委員会発行、2004年3月

『小平の歴史を拓く（上）—古文書目録解題編—』小平市中央図書館編集・発行、2009年3月

22. 東村山市

『東村山市史1 通史編 上巻』東村山市史編さん委員会編集、東村山市発行、2002年3月

『東村山市史8 資料編 近世2』東村山市史編さん委員会編集、東村山市発行、1999年3月

『東村山市史4 資料編 民俗』東村山市史編さん委員会編集、東村山市発行、1999年3月

23. 国分寺市

24. 国立市

『国立市史 上巻』国立市史編さん委員会編集、国立市発行、1988年3月

25. 狛江市

『狛江市史料集 第五』狛江市編集・発行、1976年6月

『新狛江市史 資料編 近世1』狛江市史編集委員会、狛江市発行、2016年3月

『狛江市史料集 第九』狛江市編集・発行、1979年3月

- 『新狛江市史 資料編 近現代2』狛江市市史編集専門委員会編集、狛江市発行、2016年3月
26. 東大和市
『東大和市史』東大和市史編さん委員会編集、東大和市発行、2000年3月
『武蔵国多摩郡後ヶ谷村杉本家文書(安政年間)上巻』村用日誌・村用日記帳、杉本堅治発行、
東大和市郷土史グループ みちの会 編集、2012年3月
27. 清瀬市
『清瀬の民俗行事と民俗芸能』さいたま民俗文化研究所作成、清瀬市郷土博物館発行、2014年3月
28. 東久留米市
『東久留米市史 史料』東久留米市史編さん委員会編さん、東京都東久留米市著作・発行、1978年3月
『東久留米の江戸時代：文化財からみた東久留米の村々』岡田芳朗監修、東久留米市教育委員会発行、2005年3月
29. 武蔵村山市
『村山町史』村山町史編纂委員会編集、村山町教育委員会発行、1968年3月
『武蔵村山市史 資料編 世』武蔵村山市史編さん委員会編集、武蔵村山市発行、2000年3月
『武蔵村山市史 通史編上巻』武蔵村山市史編さん委員会編集、武蔵村山市発行、2002年7月
30. 西東京市(旧田無市、保谷市)
『東京都古文書集 第一二巻』東京都教育庁生涯学習部文化課 編集・発行、1994年2月
『田無市史 第1巻 中世・近世史料編』田無市史編さん委員会編集、田無市発行、1991年3月
『保谷市史 通史編4 民俗』保谷市史編さん委員会編集・発行、1989年1月
『田無市史 第四巻 民俗編』田無市史編さん委員会編集、田無市企画部市史編さん室発行、1994年1月